

宇都宮の環境

(平成25年度 環境状況報告書)

(11/5 環境審議会配布資料 (未定稿))



平成26年10月

宇都宮市

宇都宮市民憲章

宇都宮市は、恵まれた自然と古い歴史に支えられ、

二荒の森を中心に栄えてきたまちです。

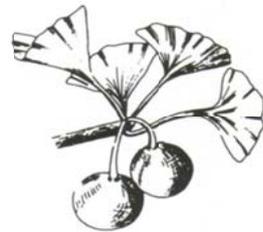
このふるさとに誇りをもち、みんなの力で豊かな未来を築くため、

市民の誓いを定めます。

- 1 健康で、心のふれあう明るいまちをつくります。
- 2 きまりを守り、活気あふれる楽しいまちをつくります。
- 3 学ぶことを大切にし、文化の薫る美しいまちをつくります。



さつき
月1日制定



いちょう
月1日制定

表紙は、○○○○○○○○です（写真を挿入予定）。

目 次

第1部 「第2次宇都宮市環境基本計画」の概要

1	計画の基本的事項	2
2	環境問題の動向	2
3	環境面から見た宇都宮市の特性	2
4	計画の目指すところ	3
5	目指す社会像とリーディングプラン	4
6	分野別施策の展開	6
7	環境配慮指針	8
8	計画の推進に向けて	
(1)	推進体制の整備	10
(2)	計画の進行管理	10

第2部 環境施策の取組状況

平成25年度の進捗状況（総括）	12
「第2次宇都宮市環境基本計画」における分野別施策の展開と指標一覧	14
環境分野1 地球環境	
基本施策1-1 環境負荷の少ないエネルギー施策の推進	16
基本施策1-2 環境負荷の少ないまちづくりの推進	20
基本施策1-3 その他地球環境対策の推進	24
環境分野2 廃棄物	
基本施策2-1 ごみの発生抑制の推進	26
基本施策2-2 適正な資源循環利用の推進	30
基本施策2-3 ごみの適正処理の推進	33
環境分野3 自然環境	
基本施策3-1 生態系の保全	35
基本施策3-2 緑環境の保全と創出	38
基本施策3-3 水環境の保全と創出	41
基本施策3-4 身近な景観の保全と創造	44

環境分野4 生活環境

基本施策4-1 大気環境の保全	48
基本施策4-2 水・土壌・地盤環境の保全	50
基本施策4-3 音・振動・臭気環境の保全, 化学物質対策の推進	52
基本施策4-4 生活環境の保全	54

環境分野5 人づくり

基本施策5-1 環境教育・環境学習の推進	57
基本施策5-2 環境保全活動の促進	59
基本施策5-3 環境配慮行動の推進	61

第3部 環境の現状

1 大気環境関係	66
2 水・土壌環境関係	81
3 その他生活環境関係	108
4 廃棄物関係	118
5 その他	119

第4部 資料編

1 環境行政のあゆみ	122
2 宇都宮市環境基本条例	128

第1部

「第2次宇都宮市

環境基本計画」の概要

1 計画の基本的事項

- 目的** 本計画は、宇都宮市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的な目標と施策の方向などを示すもので、本市における環境施策を総合的・計画的に推進し、同条例に掲げる基本理念の具体化を図ることを目的としています。
- 期間** 本計画の期間は、平成23年度から平成32年度の10年間（前期5年、後期5年）とします。
ただし、環境問題や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとしてします。
- 対象地域** 本計画の対象とする地域は、宇都宮市全域とします。なお、環境問題の広域的な影響を踏まえ、周辺地域の環境や地球環境も考慮します。
- 推進主体** 本計画の推進は、市民、事業者、行政が主体となって担い、それぞれの役割を果たすとともに、協力と連携を進めていきます。

2 環境問題の動向

1 地球規模の環境問題の拡大

世界経済の拡大と人口増加とともに、環境問題も地球規模で深刻化しており、世界が協調して、大きな改革に取り組みなければならない状況となっています。

2 国際社会の環境対応

「持続可能な開発」という考え方が国際社会に浸透し、将来世代に良好な環境を継承すべく地球環境問題への対応が図られてきています。

3 日本の環境政策の方向

日本は、「循環型社会」「低炭素社会」「自然共生社会」という社会像に向けた統合的な取組を進めることにより、「持続可能な社会」の実現を目指しています。

4 宇都宮市のまちづくりの方向

本市は、宇都宮市第5次総合計画においてまちづくりの方向、方針を定める中で、地球環境問題への対応や地域の良好な環境づくりの面から、「環境調和型社会の構築」と「ネットワーク型コンパクトシティの形成」を目指すこととしています。

5 環境問題への対応

- 地球温暖化、地球資源の枯渇、生態系への脅威などの地球環境問題への対応のため、「持続可能な社会」の形成が必要となっています。
- 自然エネルギー利用等の技術開発や、環境の価値を盛り込んだビジネスの創造など、「環境と経済の好循環」の実現が必要となっています。
- 自然の機能と調和を保つとともに、都市の「コンパクト化（集約化）」を図ることで、環境負荷が低減された、環境調和型の都市や土地利用の形成が必要となっています。
- ヒートアイランド現象や、局地的な豪雨の発生、化学物質による人の健康や環境への影響が懸念されており、具体的な対策が求められています。
- 環境問題は、産業、交通、消費活動など社会経済のあらゆる活動から発生しており、社会全体として環境を重視する価値観や行動様式への転換が求められています。そのためには、社会の様々な場面において、環境についての知識や理解、環境に配慮する意識と行動の浸透を図っていくことが必要となっています。

3 環境面から見た宇都宮市の特性

宇都宮市の特性から、環境問題への対応において配慮すべき点と、本市の強みとして活用すべき点は下記のように考えられます。

配慮すべき点

○ 低密度の土地利用

市域の約8割が平坦な地形で市街地が大きく広がり、低密度の土地利用が拡大してきたため、移動の際に発生する二酸化炭素の増加など環境負荷の高い都市構造となっています。

○ 高い自動車依存

自動車依存度が全国的にも高く、ガソリン消費量も多い状況にあることから、運輸交通部門の二酸化炭素排出量が多い傾向にあります。（自動車保有台数（H20年度）は1世帯あたり1.48台で、全国平均の1.10台を大きく上回っています。）

○ 寒暖の差が大きい気候

寒暖の差の大きい内陸性気候のため、冷暖房などのエネルギー消費量が多い傾向となっています。

○ 発達した製造業

本市は産業都市であり、製造業の集積が高いことから、生産活動と自然や生活環境との共生が必要です。

本市の強み

○ 豊かな自然

本市は、優れた自然環境と生態系を有するとともに、気候面で、一年を通して豊富な日照時間を有しています。

○ 強い産業

農・工・商が高水準でバランスよく発達しており、様々な産業分野で環境関連産業の展開の可能性を有しています。

○ 高い環境意識

本市独自の「もったいない運動」の展開などにより、環境配慮行動の拡大や、ごみ減量意識などが浸透してきています。

4 計画の目指すところ

本市は、平成13年10月に、環境基本条例を施行し、その基本理念に「環境都市」の実現を定め、平成15年2月の最初の環境基本計画策定時から、21世紀半ばを展望した計画の基本理念（望ましい環境像）として、「みんなで築き 未来へつなげよう 環境都市 うつのみや」を掲げてきました。

市民、事業者、行政の各主体の参加と連携・協力によって、持続可能な社会を実現し、より良好な状態で将来世代に渡していくことが、この基本理念（望ましい環境像）の総意であることから、本計画においても継承します。

<計画の基本理念>

みんなで築き 未来へつなげよう 環境都市 うつのみや

<基本理念を実現していくための基本的な考え方>
うつのみやから はじめよう 「環境の世紀」のまちづくり

低炭素のまち うつのみや

日常生活や経済活動、まちづくりにおいて、温室効果ガス排出を低減させると同時に、生活の豊かを実感できる社会

循環利用のまち うつのみや

社会経済活動の全段階を通じて、循環資源の利用や廃棄物の発生抑制などにより、新たに採取する資源をできる限り少なくする社会

調和と共生のまち うつのみや

安全で安心な生活環境が確保されるとともに、生物多様性が適切に保たれ、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会

〈3つの目指す社会像〉

基本理念を実現するための協働

交流・連携・補完 プロジェクト推進 計画の進捗管理

地球上にあるすべてのものに
尊敬と感謝の気持ちを持つ「もったいない」のこころ



5 目指す社会像とリーディングプラン

3つの目指すべき社会像の姿と、その社会像を具体化するためのリーディングプランを設定しました。リーディングプランは、向かうべき方向性（ターゲット）を定め、特に効果的、特徴的な事業を複合的なプロジェクトとしてまとめ、本計画を先導するものとして位置付けています。

また、リーディングプランは分野横断的な性格を持ち、その推進により各プロジェクト間、事業間の連携や相乗の効果が期待される本計画の進捗管理を行う上での中心的役割を担う取組となります。

低炭素のまち うつのみや の実現

私たちが日常的に行っているエネルギーの消費は、二酸化炭素の排出に直に結び付いており、北関東を代表する中心都市である宇都宮市が温室効果ガスの削減に果たすべき役割は大きいといえます。

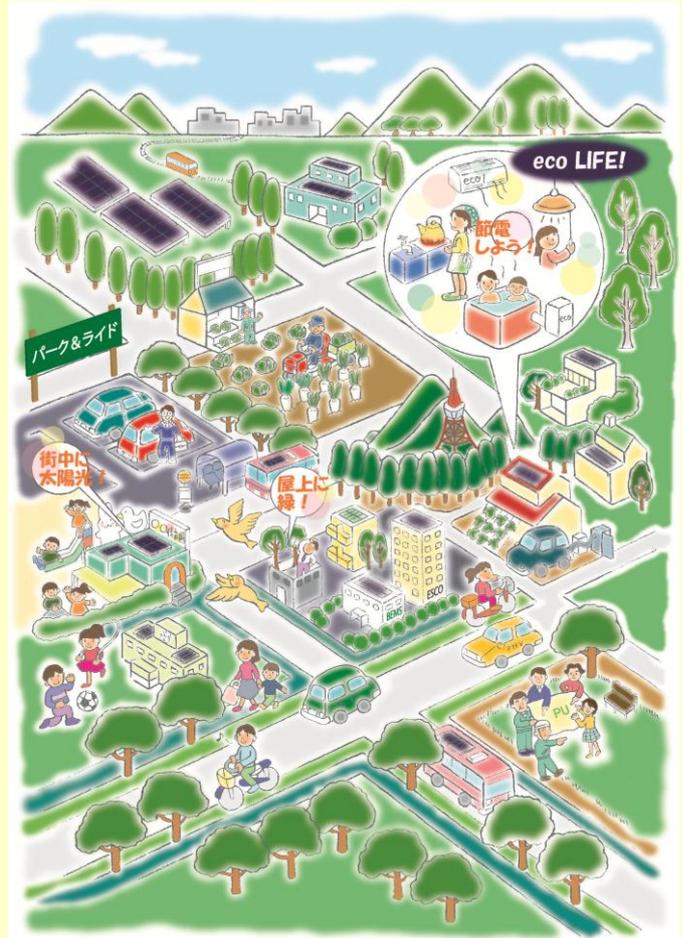
そのことを踏まえ、地球温暖化対策に地域から貢献するよう、温室効果ガス排出削減に取り組む地域の姿として、「**低炭素のまち うつのみや**」を目指します。

暮らしやまちの姿

1. 都市のあらゆるところに、太陽光発電などの利用が浸透する
2. 再生可能なバイオマスエネルギーの生産と利用が進む
3. 工業団地や住宅団地などで、効率の高いエネルギーシステムが普及する
4. 建物の高断熱、省エネ型の機器の利用、電力の高度な制御などが普及する
5. 公共交通や自転車道が便利になり、自動車に依存しない交通環境が充実する
6. 自動車の動力に、電気や燃料電池の利用が普及する
7. エネルギー関連技術の蓄積が進み、地域の産業を支える
8. 営農活動などで、省エネ化が進んでいる
9. 地域での地産地消が進み、フードマイレージやウッドマイレージが減っている
10. 都市がコンパクトになり、様々な活動の効率が向上する
11. 住まいの周辺の緑が豊かになり、身近なCO₂吸収源が増えるなど

進捗を見るための目標指標

目標指標	目標(平成 32 年度)
市域からの二酸化炭素排出量	市域における平成 32 年度(2020 年度)の二酸化炭素排出量を 1990 年度比で 25%削減する



リーディングプランの内容

地産地消エネルギーの創出と賢く使うプロジェクト

- ・ **みやソーラーCityプロジェクトの推進**
住宅用太陽光発電や、市民の力を活用した太陽光発電普及の仕組みづくりなどにより、ソーラーCityの構築を目指します。
- ・ **再生可能エネルギーの利活用の推進**
小水力や地中熱の利活用策について検討し、普及促進を図ります。
- ・ **省エネ機器、省エネ型建築物の普及促進**

人と地球にやさしい交通づくりプロジェクト

- ・ **環境にやさしい交通の推進**
基幹公共交通の整備や地域内交通の導入推進を図ります。
- ・ **環境にやさしい自転車利用・活用の促進**
- ・ **低環境負荷型自動車への転換策の推進**
EV（電気自動車）等の普及促進に取り組みます。

環境創造型産業振興プロジェクト

- ・ **低炭素型ビジネスの創出及び支援**
二酸化炭素の排出削減と産業の活性化を両立させる、低炭素型ビジネスの創出及び支援の推進を図ります。
- ・ **環境保全型農業の促進**
省エネ技術等の導入促進や、地産地消の推進を図ります。

コンパクトで緑の多いまちづくり・地域づくりプロジェクト

- ・ **環境負荷の少ない市街地整備の推進**
- ・ **緑による吸収減対策の推進**

CO₂削減に取り組む人たちの手と手を結ぶプロジェクト

- ・ **低炭素のまち実現に向けたパートナーシップの構築**
環境NPO、企業、学校、関係機関等との連携の強化を図ります。

循環利用のまち うつのみや の実現

資源の大量消費と大量廃棄は、廃棄物による環境負荷だけではなく、資源の枯渇や資源開発による自然破壊といった、他の地域や地球規模の環境問題にもつながっており、生活都市及び産業都市である宇都宮市が、資源の効率的利用と循環利用に果たすべき役割は大きいといえます。

そのことを踏まえ、資源の再利用・再生利用に取り組む地域の姿として、「循環利用のまち うつのみや」を目指します。

暮らしやまちの姿

1. 家庭の生ごみや紙ごみが資源化され、焼却量が減る
2. 家畜排泄物や間伐材、剪定枝葉などのバイオマス資源の、地域内での循環利用が盛んになる
3. バイオマスやリサイクルの技術が蓄積され、地域の産業を支える など

リーディングプランの内容

有機資源リサイクルプロジェクト

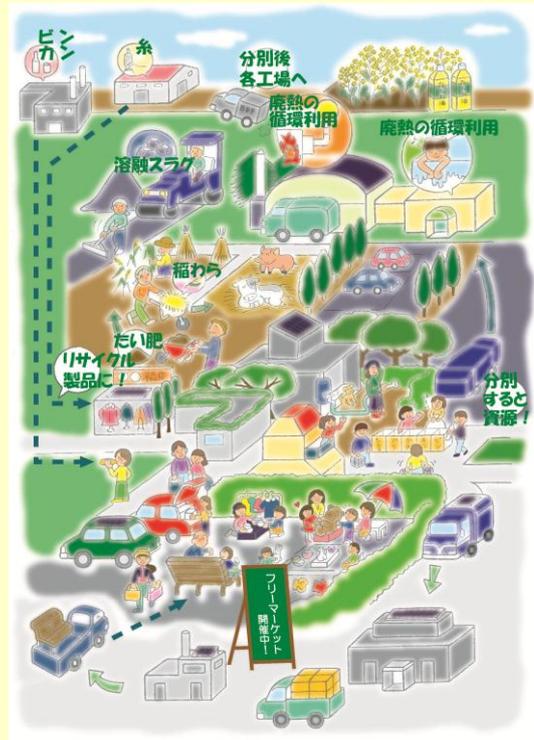
- ・ 生ごみの資源化推進
- ・ バイオマスタウンの推進
- ・ 生ごみ減量化の促進

もう一度よみがえれ！リサイクルの環プロジェクト

- ・ 廃棄物のリサイクルの推進
- ・ レアメタル回収事業の調査、研究、実施
- ・ 地域内での資源循環利用の推進

「もったいないの約束」から始めようプロジェクト

- ・ ひとやものを大切にすもったいない運動の推進
- ・ 市民・事業者等と連携した3Rの推進



進捗を見るための目標指標

目標指標	基準 (平成21年度)	前期目標 (平成27年度)	後期目標 (平成32年度)
市民1人1日当たりの ごみ排出量	883グラム	740グラム	710グラム

調和と共生のまち うつのみや の実現

私たちの暮らしは、人と自然とが互いに影響を及ぼし合いながら、地域の生態系や景観及び良好な生活環境を保っており、人の活動や生産活動のあり方によっては、それらの調和を大きく損ねてしまう関係にあります。

そのことを踏まえ、自然に調和した活動や動植物との共生、生活環境の保全に取り組み、豊かな自然とともに発展する地域の姿として、「調和と共生のまち うつのみや」を目指します。

暮らしやまちの姿

1. 市街地にも豊かな緑があり、鳥や動物の姿が楽しめる
2. 河川の水が豊かで、汚濁がなく、岸边には様々な動植物が見られる
3. 農業や森林の多面的機能が維持されながら、盛んな生産活動が行われている
4. 人為や変化に弱い希少種・貴重種の生存が保たれている など

リーディングプランの内容

水と緑のネットワーク形成プロジェクト

- ・ 都市の緑化・緑地の保全
- ・ 水と緑のネットワーク拠点の充実

生物多様性の保全推進プロジェクト

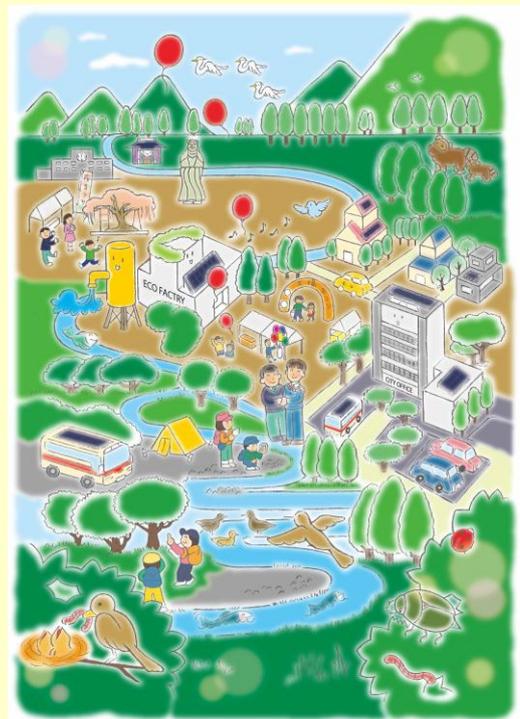
- ・ 生物多様性地域戦略に基づく保全施策等の推進
「生物多様性地域戦略」を策定し、自然環境資源の保全・利活用策を推進します。

快適な生活環境の推進プロジェクト

- ・ 事業者と連携した生活環境保全の推進

森や水やすがすがしい空気を守り、引き継ぐ 人づくりプロジェクト

- ・ 市民等による自然環境保全行動の推進
- ・ 市民等による生活環境保全行動の推進



進捗を見るための目標指

目標指標	基準 (平成21年度)	前期目標 (平成27年度)	後期目標 (平成32年度)
生活や環境に、水や緑 など、うるおいがあると 感じている市民の割合	65%	77%	80%

6 分野別施策の展開

本市の環境施策について環境分野別に体系的に示すことにより、計画的な推進と進捗管理を図っていきます。

1 地球環境

【基本施策】

1-1 環境負荷の少ないエネルギー施策の推進

【施策】

- 1-1-1 省エネルギー化の推進
 - (1) 各主体の省エネルギー行動の普及促進
 - (2) 省エネルギー機器の普及促進
- 1-1-2 低炭素型エネルギーへの転換
 - (1) 太陽エネルギー利用の促進
 - (2) 新たな地産地消エネルギー施策の展開

1-2 環境負荷の少ないまちづくりの推進

- 1-2-1 環境負荷の少ない交通環境の構築
 - (1) 公共交通ネットワークの充実・強化及び利用促進
 - (2) 自転車利用・活用の促進
 - (3) 低環境負荷型の自動車利用環境の整備
- 1-2-2 低環境負荷型の建築物の普及促進
 - (1) 低環境負荷型の建築物の普及促進
- 1-2-3 環境負荷の少ない都市整備の推進
 - (1) 環境負荷の少ない市街地整備の推進
- 1-2-4 環境創造型の地域産業の振興
 - (1) 低炭素型地域産業の振興

1-3 その他地球環境対策の推進

- 1-3-1 地球環境保全のための仕組みづくりの推進
 - (1) 地球環境保全のための仕組みづくりの推進
- 1-3-2 オゾン層保護対策等の推進
 - (1) オゾン層保護対策の推進
 - (2) 酸性雨対策の推進

2 廃棄物

【基本施策】

2-1 ごみの発生抑制の推進

【施策】

- 2-1-1 家庭系ごみの発生抑制の推進
 - (1) 市民と連携したごみの発生抑制の推進
 - (2) 家庭系ごみの分別徹底の推進
 - (3) 生ごみ削減の推進
 - (4) レジ袋削減の推進
- 2-1-2 事業系ごみの発生抑制の推進
 - (1) 事業者と連携したごみの発生抑制の推進
 - (2) 事業系ごみの分別徹底、搬入指導強化の推進

2-2 適正な資源循環利用の推進

- 2-2-1 家庭系ごみの資源化の推進
 - (1) 生ごみ資源化の推進
 - (2) その他廃棄物の資源化の推進
- 2-2-2 事業系ごみの資源化の推進
 - (1) 事業系ごみの資源化の推進
- 2-2-3 その他資源化の推進
 - (1) その他資源化の推進

2-3 ごみの適正処理の推進

- 2-3-1 適正処理の推進
 - (1) 適正処理意識の醸成強化
 - (2) 事業者等に対する指導強化
- 2-3-2 不法投棄の未然防止、拡大防止
 - (1) 不法投棄多発地点等の監視強化
 - (2) 市民・事業者・他行政機関等との連携強化
 - (3) 早期発見・早期対応の推進

3 自然環境

【基本施策】

3-1 生態系の保全

【施策】

- 3-1-1 自然環境の把握
 - (1) 自然環境に係る調査等の推進
- 3-1-2 生物多様性の保全
 - (1) 生物多様性の保全対策の推進
- 3-1-3 自然環境資源の利活用
 - (1) 自然環境資源の保全・利活用策の推進

3-2 緑環境の保全と創出

- 3-2-1 農業や森林の多面的機能の維持向上
 - (1) 森林機能の保全
 - (2) 環境にやさしい農業の促進
 - (3) 農地の保全と活用
 - (4) 農業資源の循環利用
- 3-2-2 都市の緑の保全と創出
 - (1) 都市の緑化
 - (2) 緑地の保全
 - (3) 緑と憩いの拠点づくり

3-3 水環境の保全と創出

- 3-3-1 水資源の確保
(1) 既存水源の保持
(2) 安定した農業用水の確保
(3) 漏水抑制事業の推進
(4) 水を大切にすることを意識の醸成
(5) 水の自然循環の促進

- 3-3-2 河川環境の保全と創出
(1) 治水対策の推進
(2) 水辺に親しめる空間の創出
(3) 河川機能の保全

3-4 身近な景観の保全と創出

- 3-4-1 景観形成の総合的推進
(1) 景観計画を活用した景観づくりの推進
(2) 景観に関する意識の啓発
(3) 屋外広告物の規制誘導

- 3-4-2 歴史的・文化的景観の整備と活用
(1) 歴史的・文化的景観の整備と活用

4 生活環境

【基本施策】

4-1 大気環境の保全

【施策】

- 4-1-1 監視体制の整備と充実
(1) 大気汚染状況の監視

- 4-1-2 発生源対策の充実

- (1) 工場・事業場に対する指導の徹底

- 4-1-3 自動車排出ガス対策の充実

- (1) 自動車排出ガス対策の充実

4-2 水・土壌・地盤環境の保全

- 4-2-1 監視体制の整備と充実

- (1) 水質調査等の充実

- (2) 生活排水監視体制の充実

- 4-2-2 発生源対策の充実

- (1) 工場・事業場に対する指導の徹底

- (2) 土壌汚染対策に係る指導・助言

- (3) 地下水利用抑制の啓発

- 4-2-3 生活排水対策の充実

- (1) 生活排水処理施設整備の推進

- (2) 合流式下水道の機能改善

4-3 音・振動・臭気環境の保全、 化学物質対策の推進

- 4-3-1 監視体制の整備と自動車騒音対策の充実

- (1) 騒音調査の充実、関係機関に対する要望

- (2) 自動車騒音対策の充実

- 4-3-2 近隣公害等への対応

- (1) 工場・事業場に対する指導の徹底（騒音・振動・悪臭）

- (2) 近隣公害の防止に係る啓発

- 4-3-3 化学物質への対応

- (1) 化学物質や農薬等の適正使用、適正管理、削減の推進

- (2) ダイオキシン対策の推進

4-4 生活環境の保全

- 4-4-1 生活環境保全対策の推進

- (1) 事業者と連携した生活環境保全対策の推進

- (2) 情報の公開

5 人づくり

【基本施策】

5-1 環境教育・環境学習の推進

【施策】

- 5-1-1 環境情報の整備と提供

- (1) 環境情報の整備、提供、活用の推進

- 5-1-2 人材育成の推進

- (1) 環境リーダー等の人材の育成

- (2) 人材活用のための仕組みづくり

- 5-1-3 環境学習の場と機会の創出・支援

- (1) 環境学習手法等の開発、整備

- (2) 環境学習のための場の充実

- (3) 多様な学習機会の提供・支援

- (4) 各主体の連携による環境学習の推進

5-2 環境保全活動の促進

- 5-2-1 環境保全活動の促進

- (1) 市民・事業者・団体等の環境保全活動の促進

- 5-2-2 市民・事業者・市の連携の推進

- (1) 環境パートナーシップの強化

5-3 環境配慮行動の推進

- 5-3-1 環境配慮行動の推進

- (1) 環境配慮指針の運用

- (2) 環境管理活動の推進

- (3) 環境配慮に係る取組の推進

- (4) 「もったいない運動」の推進

7 環境配慮指針

環境基本計画に掲げる目標を達成するためには、環境施策の推進に加えて、市民や事業者の皆さんの自主的・積極的な環境配慮の取組が必要であることから、計画では日常生活や事業活動等において環境配慮を行うためのガイドライン（環境配慮指針）を示しています。

日常生活における環境配慮指針

① 買い物をするときに	必要な物を必要な分だけ買うように努める。	
	エコマーク製品などの環境に配慮した製品の購入に努める。	
	ごみの排出が少ない買い物に努める。	
	マイバックを活用し、レジ袋の削減に努める。 地元産などの輸送コストの低い商品の購入に努める。	
② 電気、水、ガスなどを使うときに	電気・ガス・灯油などの節約に努める。 LED照明等、省エネ機器の導入に努める。	
	水道水の節水や有効利用に努める。 生活雑排水の抑制に努める。	
③ ごみを処理するときに	ごみの減量に努める。 リサイクルに努める。 ごみの適正な処理に努める。 生ごみ処理機の導入など、生ごみの資源化に努める。	
	④ 外出するときに	EV（電気自動車）等の低環境負荷型自動車の利用に努める。 環境に配慮した運転（エコドライブ）に努める。 公共交通や、自転車の積極的な利用に努める。 マナーを守り、街の美化に努める。
		⑤ 家の建築や管理をするときに
⑥ 近隣公害をなくすために		
	⑦ 化学物質を取り扱うときに	
⑧ 自然を守り、歴史・文化を育むために	生物多様性に関する理解に努める。 生物多様性を守るためのマナーの徹底に努める。 里山や河川などの身近な自然とのふれあい、生物多様性の保全に努める。 地域の歴史・文化の保全と継承に努める。	
	⑨ 環境への意識を高め、取組を实践するために	

オフィスにおける環境配慮指針



① 事務用品などを購入するときに	エコマーク製品などの環境に配慮した製品の購入に努める。 ごみの排出が少ない事務用品の購入に努める。
② 電気、水、ガスなどを使うときに	電気・ガスなどの節約に努める。 水道水の節水や水の有効利用に努める。 LED照明等、省エネ機器の導入に努める。
③ ごみを処理するときに	ごみの減量に努める。 リサイクルに努める。 ごみの適正な処理に努める。
④ 外出するときに	EV（電気自動車）等の低環境負荷型自動車の利用に努める。 環境に配慮した運転（エコドライブ）に努める。 必要以上の車の利用を控えるように努める。
⑤ 事務所などの建築や管理をするときに	周辺の自然や景観などに配慮した建築に努める。 太陽光発電システム等の導入による自然エネルギーの利用や、効率的なエネルギー利用に努める。 過度な暖房や冷房に頼らない省エネルギー化に配慮した建築に努める。 雨水などの浸透に配慮した敷地の管理に努める。 汚水や排水の適正な処理に努める。 敷地内や周辺などの緑化に努める。
⑥ 近隣公害をなくすために	社用車両からの騒音・振動の防止に努める。 工場・事業場からの騒音・振動の防止に努める。 工場・事業場からの悪臭の防止に努める。
⑦ 化学物質を取り扱うときに	化学物質の適正保管に努める。
⑧ 自然を守り、歴史・文化を育むために	生物多様性に関する理解に努める。 生物多様性に配慮した事業活動に努める。 生物多様性保全活動への参加・協力を努める。 地域の歴史的・文化的景観の保全と継承に努める。
⑨ 地球環境を守るために	二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努める。 フロンの排出防止に努める。 環境に関する国際協力活動への貢献に努める。 地球環境に配慮した事業活動に努める。
⑩ 環境への意識を高め、取組を实践するために	公害防止と環境保全活動に係る「宇都宮市環境協定」の取組に努める。 職場における環境教育に努める。 環境学習の場への参加に努める。 職場における環境保全活動の实践に努める。 地域などで行う環境保全活動への参加・協力を努める。 環境に配慮した事業活動の体制・仕組の整備に努める。 事業活動における環境管理活動の实践に努める。 「もったいない運動」を实践し、「もったいないの輪」を広げる。

※「市における環境配慮指針」と「事業別環境配慮指針」については本編をご覧ください。

8 計画の推進に向けて

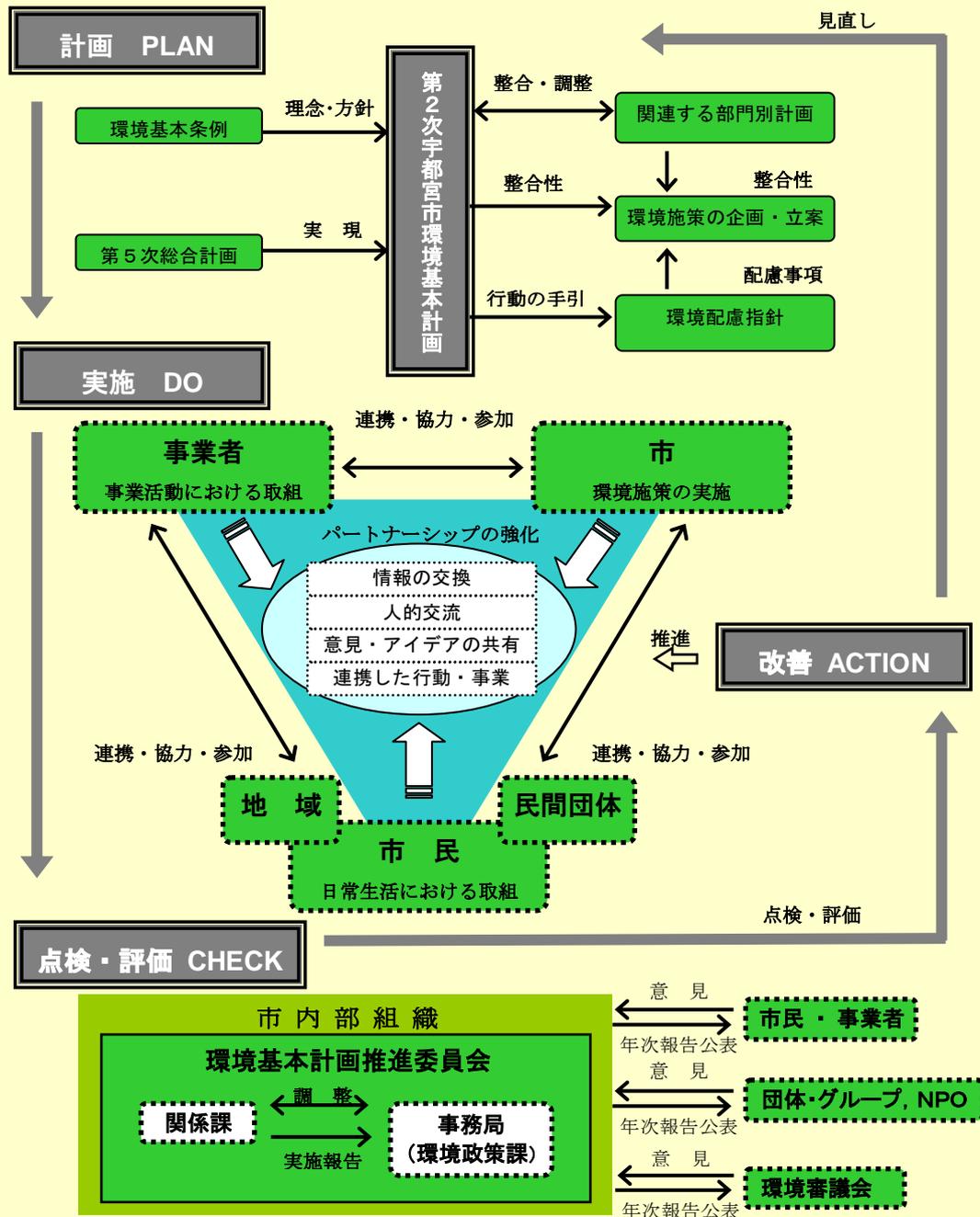
(1) 推進体制の整備

本計画の実効性を高め、計画を着実に推進していくための必要な体制の整備を行います。

(2) 計画の進行管理

本市の環境の現状や計画に基づく各種施策の進捗状況、目標の達成状況を把握し、環境基本計画推進委員会において点検・評価を行い、その結果を年次報告書としてとりまとめます。

市は、各方面からの意見を踏まえ環境施策の見直しや新たな取組の検討等を行います。



詳細につきましては「第2次宇都宮市環境基本計画」の本編を是非ご覧ください。

第2部

環境施策の取組状況

第2次宇都宮市環境基本計画の進捗状況（平成25年度分）（総括）

計画全体の進捗状況については、環境指標のうち、「概ね順調」以上の指標が9割以上あることから、目標の達成に向けて、着実に進展していると考えられる。

分野別の進捗状況を見てみると、環境教育や環境保全活動の促進に関する人づくり分野、ごみの発生抑制や適正な資源循環利用の推進に関する廃棄物分野、緑・水環境の保全と創出、身近な景観の保全と創造に関する自然環境分野において、概ね順調に進んでいる。

基本施策レベルの進捗状況を見てみると、自然環境分野の「生態系の保全」において取組の更なる充実と強化が求められている。

環境分野1 地球環境

【状況】

- ・環境意識の高まりから住宅用太陽光発電システム設置費補助の利用者が年々増加しており、再生可能エネルギーの導入が順調に進んでいる。
- ・公共交通の利用者については、バス路線の新設や地域内交通の導入等の取組により、増加に転じた。
- ・自転車走行区間の新規整備（重点路線）に向け着実に推進するとともに、レンタサイクルの利用者数については大幅に伸びた。
- ・全てのイベントにおいて、パンフレットやポスター等への再生紙利用の徹底、公共交通機関等の利用や乗り合わせによる来場の促進、会場で発生したごみの分別の徹底など、環境負荷の低減や廃棄物の抑制を図ることができた。

【今後の方向性】

- ・温室効果ガスの排出量削減を目指して、引き続き、再生可能エネルギーの利活用や省エネルギー機器の普及を進めるとともに、公共交通ネットワークの充実や自転車利用環境を整備するなど、低炭素型都市の形成につながる事業を推進していく。
- ・環境に配慮したイベント等の拡大に向けて、エコイベント手順書の周知・徹底を図るとともに、イベント間の調整会議などにおいて環境に配慮したイベントの実践例を紹介するなど、イベント運営団体に働きかけていく。

環境分野2 廃棄物

【状況】

- ・市民1人1日当たりのごみ排出量は、平成22年度に実施した「プラスチック製容器包装」の分別回収により大幅に減少したが、平成23年度から分別に関する協力度が低迷するなどの要因で増加に転じ、以後、横ばいで推移している。
- ・小型家電の回収品目の拡大によるリサイクル率の向上や、熔融スラグの利用基準の見直しに伴う最終処分量の抑制などにより、ごみの最終処分量を削減することができた。
- ・地域住民主体による不法投棄対策活動の実施や、ごみの適正処理啓発の強化などにより、不法投棄通報件数は年々減少傾向にあり、目標達成に向けて順調に進んでいる。

【今後の方向性】

- ・ごみの減量化・資源化に対する意識醸成や理解の促進に向けて、様々な機会や場、媒体を活用しながら、より分かりやすい周知啓発を継続して実施する。
- ・より多くの目による監視活動とするため、不法投棄に係るウェブマップシステムによる情報提供を行うなど、不法投棄の未然防止に向けた取組を推進していく。

環境分野3 自然環境

【状況】

- ・ 自然生態系に配慮した河川の整備や都市公園の整備，景観形成重点地区等の拡大などにより，市民が身近に自然と親しめる良好な環境や魅力ある景観が創出されている。
- ・ 一方，「生物多様性」という言葉の意味を知っている市民の割合は減少傾向にあり，依然として身近なこととして捉えられていないことが伺える。

【今後の方向性】

- ・ 人と自然の共生に向けて，自然環境等に関する効果的な情報の発信や，身近に自然の魅力を感じられる緑や水環境の整備など，適正な生態系の保全や自然を生かした都市の形成を推進していく。

環境分野4 生活環境

【状況】

- ・ 本市の大気環境や水・土壌・地盤環境については，公害関係法令の遵守や特定施設等の適正管理に係る指導徹底等を図ったことにより，良好な状態が保たれている。
- ・ 環境協定締結については，締結に関わる事業者への意識調査結果を活かし，締結事業者数を拡大することができた。

【今後の方向性】

- ・ 良好な生活環境を保全するため，引き続き，大気や水などの保全を図るとともに，事業者と連携した環境保全の取組を推進していく。

環境分野5 人づくり

【状況】

- ・ 大学等教育機関や企業・団体等との連携強化により，講座内容の充実や新たな広報ルートの開拓を図り，環境講座等への参加者数を増やすことができた。
- ・ 環境に関する各種イベントなどの機会を捉えて，家庭版環境ISO認定制度登録の普及啓発を実施したことで，環境配慮行動を実践する家庭数を増やすことができた。

【今後の方向性】

- ・ 環境配慮行動の推進に向けて，今後も，環境問題に対する理解や関心を深める講座を開催するとともに，「家庭版環境ISO」に取り組みやすい仕組みを構築するなど，市民や事業者による自発的な行動を促進していく。

「第2次宇都宮市環境基本計画」における分野別施策の展開と指標一覧

【基本施策】	【施策】	【指標】
1 地球環境		
1-1 環境負荷の少ないエネルギー施策の推進	1-1-1 省エネルギー化の推進 1-1-2 低炭素型のエネルギーへの転換	・住宅用太陽光発電システム設置家庭数
1-2 環境負荷の少ないまちづくりの推進	1-2-1 環境負荷の少ない交通環境の構築 1-2-2 低環境負荷型の建築物の普及促進 1-2-3 環境負荷の少ない都市整備の推進 1-2-4 環境創造型の地域産業の振興	・公共交通の年間利用者数 ・自動車の走行空間の整備延長（重点路線） ・レンタサイクル拠点・利用者数
1-3 その他地球環境対策の推進	1-3-1 地球環境保全のための仕組みづくりの推進 1-3-2 オゾン層保護対策等の推進	・環境に配慮した市のイベント等の開催
2 廃棄物		
2-1 ごみの発生抑制の推進	2-1-1 家庭系ごみの発生抑制の推進 2-1-2 事業系ごみの発生抑制の推進	・市民1人1日当たりのごみ排出量
2-2 適正な資源循環利用の推進	2-2-1 家庭系ごみの資源化の推進 2-2-2 事業系ごみの資源化の推進 2-2-3 その他資源化の推進	・ごみの最終処分量 ・リサイクル率（参考指標）
2-3 ごみの適正処理の推進	2-3-1 適正処理の推進 2-3-2 不法投棄の未然防止、拡大防止	・不法投棄通報件数
3 自然環境		
3-1 生態系の保全	3-1-1 自然環境の把握 3-1-2 生物多様性の保全 3-1-3 自然環境資源の利活用	・「生物多様性」の言葉の意味を知っている市民の割合
3-2 緑環境の保全と創出	3-2-1 農業や森林の多面的機能の維持向上 3-2-2 都市の緑の保全と創出	・市民1人当たりの都市公園面積 ・民有林の間伐面積
3-3 水環境の保全と創出	3-3-1 水資源の確保 3-3-2 河川環境の保全と創出	・有効な水道配水事業のための漏水抑制（有収率）
3-4 身近な景観の保全と創造	3-4-1 景観形成の総合的推進 3-4-2 歴史的・文化的景観の整備と活用	・景観形成重点地区等の指定 ・文化財保存団体数

【基本施策】

【施策】

【指標】

4 生活環境

<p>4-1 大気環境の 保全</p>	<p>4-1-1 監視体制の整備と充実 4-1-2 発生源対策の充実 4-1-3 自動車排出ガス対策の充実</p>	<p>・光化学オキシダントの 環境基準の達成率</p>
<p>4-2 水・土壌・地盤環境 の保全</p>	<p>4-2-1 監視体制の整備と充実 4-2-2 発生源対策の充実 4-2-3 生活排水対策の充実</p>	<p>・河川水の生物化学的酸素 要求量（BOD）に係る 基準の達成率</p>
<p>4-3 音・振動・臭気環境 の保全 化学物質対策の推進</p>	<p>4-3-1 監視体制の整備と自動車騒音 対策の充実 4-3-2 近隣公害等への対応 4-3-3 化学物質への対応</p>	<p>・自動車騒音に係る環境基準 の達成率</p>
<p>4-4 生活環境の 保全</p>	<p>4-4-1 生活環境保全対策の推進</p>	<p>・宇都宮市環境協定締結 事業者数</p>

5 人づくり

<p>5-1 環境教育・環境学習 の推進</p>	<p>5-1-1 環境情報の整備と提供 5-1-2 人材育成の推進 5-1-3 環境学習の場と機会の創出・支援</p>	<p>・環境学習センターで開催 する環境講座等の参加者数</p>
<p>5-2 環境保全活動の 促進</p>	<p>5-2-1 環境保全活動の促進 5-2-2 市民・事業者・市の連携の推進</p>	<p>・宇都宮市まちづくりセンター の登録団体数（環境分野）</p>
<p>5-3 環境配慮行動の 推進</p>	<p>5-3-1 環境配慮行動の推進</p>	<p>・家庭版環境ISO認定制度 認定家庭数</p>

環境分野1 地球環境

基本施策1-1 環境負荷の少ないエネルギー施策の推進

主な課題

エネルギー利用における環境負荷の低減を生活や産業のあらゆる場面に浸透させていくために、省エネルギー行動の定着化や家庭や事業所への低炭素型設備機器等の導入、地産地消エネルギーの導入などが重要となっています。

取組の基本方向

再生可能エネルギーの利活用や省エネルギーの推進により、エネルギーの有効利用を図ります。

施策の概要

1-1-1 省エネルギー化の推進
(1) 各主体の省エネルギー行動の普及促進 市民、事業者に対し、省エネルギー行動の普及啓発を進めるとともに、市の業務における省エネルギー行動の推進を図る。
(2) 省エネルギー機器の普及促進 家庭や事業所における省エネルギー機器の普及促進策を実施するほか、EV（電気自動車）等の「低環境負荷型自動車」に関する普及促進策を実施する。
1-1-2 低炭素型エネルギーへの転換
(1) 太陽エネルギー利用の促進 太陽光発電システム等の住宅や事業所への普及促進を図るほか、市有施設への計画的な導入を推進する。
(2) 新たな地産地消エネルギー施策の展開 「市民共同発電所事業」による太陽光発電システム等の設置や、地中熱・小水力の利活用事業を検討し実施するほか、廃棄物や間伐材のエネルギー利用の検討も行う。

環境目標の実績と取組状況

整理番号	1					
担当課名	環境政策課					
指標名	住宅用太陽光発電システム設置家庭数 (補助制度創設以降の累計, 補助実績の世帯数)					
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H27 (目標)
	2,103 世帯	3,151 世帯	4,196 世帯	5,488 世帯	6,778 世帯	10,000 世帯
25年度の 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業 補助単価：1 kW当たり3万円 (上限：12万円) ⇒ 補助件数： 1, 290件 導入量： 5, 953.00 kW ※ 削減される温室効果ガス排出量は、約600世帯から排出される年間の温室効果ガス排出量に相当する。 					
評価	平成15年度から、住宅用太陽光発電システム設置費補助を継続実施してきた中、平成21年度から導入された「余剰電力買取制度」を契機に、機器を設置する家庭数が急激に増加しており、平成25年度は1, 290世帯に補助を行い、累計で6, 778世帯に増やすことができた。					
課題と 今後の方向性	再生可能エネルギーは、国の計画等において温室効果ガスを排出せずにつくれる、重要な地産地消エネルギー源として位置づけられており、これまで以上に導入を促進する必要がある。 こうしたことから、再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、平成26年度の住宅用太陽光発電システム設置費補助については、設備設置価格の低下を踏まえて補助単価を見直した上で、補助予定件数を拡大するとともに、市民が補助を利用しやすいよう申請手続きの簡素化を図る。					

【参考】住宅用太陽光発電システム設置費補助金の実績

年度	補助件数 (件)	総出力 (kW)	補助単価 (市)	補助上限額 (市)
H15	115	439.82	5	20
H16	160	592.64	2.25	9
H17	174	712.16	2	8
H18	240	904.83	4	16
H19	212	750.94	4	16
H20	232	872.90	4	14
H21	970	3,742.58	7	28
H22	1,048	3,981.61	4	12
H23	1,045	4,421.54	3	12
H24	1,290	5,646.76	3	12
H25	1,290	5,949.43	3	12
累計	6,776	28,015.21	—	—

【参考】公共施設における太陽光発電システム設置状況

No.	施設名	整備時期	規模(kW)
1	平石地区市民センター	H14年度	10
2	姿川地区市民センター	H15年度	10
3	上下水道局庁舎	H16年度	10
4	エコパーク板戸浸出水処理施設	H16年度	30
5	グラウンドワーク活動センター	H16年度	3
6	横川地区市民センター	H17年度	10
7	こども発達センター	H18年度	1
8	宇都宮城址公園 (便所2箇所, 街灯11台)	H17~ 18年度	2.59
9	松田新田浄水場	H19年度	180
10	白沢浄水場	H21年度	100
11	エコプラセンター下荒針	H21年度	10
12	南図書館	H22年度	30
合 計			396.59



松田新田浄水場



白沢浄水場

基本施策 1-2 環境負荷の少ないまちづくりの推進

主な課題

社会基盤や建物のあり方を環境負荷の少ないものへ変えていくため、公共交通や自転車の活用、自動車の利用効率向上、建築物の環境性能向上、都市計画における環境負荷低減の視点などが重要となっています。

取組の基本方向

環境にやさしい交通環境の整備を図りながら、低炭素型の都市構造を形成するとともに、成長が期待される環境関連産業の振興を図ることにより、環境負荷の少ないまちづくりを推進します。

施策の概要

1-2-1 環境負荷の少ない交通環境の構築
(1) 公共交通ネットワークの充実・強化及び利用促進 基幹公共交通の整備や地域内交通の導入を推進するほか、公共交通の利用環境整備やモビリティ・マネジメント、交通需要マネジメント施策を推進する。
(2) 自転車利用・活用の促進 自転車レーン等の走行空間の確保を図るほか、駐輪場の利用促進や新たな駐輪場の整備を推進する。また、レンタサイクルの拡充を図る。
(3) 低環境負荷型の自動車利用環境の整備 渋滞の緩和等につながる道路、交差点、踏切等の道路環境の整備を行う。また、EV（電気自動車）等の利用に必要なインフラ整備の普及促進策を実施するほか、エコドライブに関する普及啓発を実施する。
1-2-2 低環境負荷型の建築物の普及促進
(1) 低環境負荷型の建築物の普及促進 住宅やオフィスなどの省エネルギー対策の普及促進策を推進するほか、公共施設の設備機器等の省エネルギー対策を推進する。
1-2-3 環境負荷の少ない都市整備の推進
(1) 環境負荷の少ない市街地整備の推進 都心拠点、地域交流拠点などへの都市機能の誘導推進によって歩いて暮らせるまちの形成を目指し、生活行動におけるエネルギー消費の効率化を図る。
1-2-4 環境創造型の地域産業の振興
(1) 低炭素型地域産業の振興 産官学の連携による低炭素型ビジネスの推進などに取り組む。

環境目標の実績と取組状況

整理番号	2					
担当課名	交通政策課					
指標名	公共交通の年間利用者数					
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H27 (目標)
	3,391 万人 (H18 年)	3,150 万人 (H21 年)	3,103 万人 (H22 年)	3,139 万人 (H23 年)	3,209 万人 (H24 年)	4,200 万人 (H30 年)
25年度の 取組内容	<p>1 東西基幹公共交通の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公共交通ネットワークの構築と東西基幹公共交通（LRT）」に係るオープンハウスや地域説明会，出前講座の開催（来場者数延べ4,000人余） <p>2 バス路線の維持，充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤字バス路線に対する補助（36路線） ・バス路線の新設・拡充（新設1路線，増便2路線） <p>3. 地域内交通の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入地区への支援（10地区11路線） ・導入に向けた支援（4地区） <p>4 利用環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者等と連携したノンステップバスの導入促進（8台），サイクルアンドライド用駐輪場の整備（4か所） <p>5 利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス路線新設社会実験と連動したモビリティ・マネジメント（マイカー利用者意識転換策）の実施（対象10,000世帯余） ・乗り方等の情報を充実したバスマップの改定，転入者への配布（対象約1.4万世帯/年） ・広報紙における自動車からの利用転換を促すコラムの掲載（配布約18万世帯） ・バスの乗り方教室の実施（小学校1校） 					
評価	<p>バス路線の新設や地域内交通の導入等の公共交通空白地域の解消に向けた取組が進めるとともに，バスの運行頻度の向上や駐輪場の整備等による公共交通のアクセス性・乗り継ぎ利便性の向上，過度のマイカー利用からの意識転換策等を着実に進めてきた。</p> <p>これらの取組により，昨年に続き前年比増となる公共交通の利用者数の確保につながったものの，期待値の達成には至らなかった。</p>					
課題と 今後の方向性	<p>円滑で利便性の高い公共交通ネットワークの形成を図るため，引き続き，交通事業者，地域住民及び行政が連携しながらバス路線の更なる新設・拡充や地域内交通の未導入地区への早期導入，交通結節点の充実を図るとともに，LRTの導入を見据えたバスネットワークの再編，ICカードの導入等の新たな利便化策や運転免許返納促進と連携する等の新たなモビリティ・マネジメントについても検討する。</p>					

環境目標の実績と取組状況

整理番号	3					
担当課名	道路保全課・交通政策課					
指標名	自転車走行空間の整備延長（重点路線）					
活動指標 （実績）	H21（基準）	H22	H23	H24	H25	H27（目標）
	9.6 キロメートル	11.4 キロメートル	14.5 キロメートル	16.9 キロメートル	16.9 キロメートル	25.4 キロメートル
25年度の 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市道4号線 L=800m 中央1丁目ほか （松ヶ峰1丁目交差点～中河原町交差点） ・市道4866号線 L=800m 睦町ほか （桜通り交差点～作新前通り交差点） ・市道28号線 L=1000m （平成通り交差点～宮の原小前） 					<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 設計業務委託 及び一部の整備工事 </div>
評価	<p>平成25年度は自転車走行空間の整備（重点路線：市道4号線，市道4866号線など）に向けた設計業務が中心だったため，整備距離を増やすことができなかった。</p> <p>なお，平成26年度は当該箇所の整備に着手し，平成26年度末の総延長距離は18.2kmになる見込みである。</p>					
課題と 今後の方向性	<p>今後は，サイクリングロードの整備も含め，道路状況に応じた効果的・効率的な整備を推進し，安全で連続性のある自転車走行空間を確保していく必要があることから，国が策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」やいちょう通りにおける走行実験の検証結果などを踏まえながら，平成25年度に設計した区間などの優先整備路線において，道路状況に応じた，より安全性の高い整備を推進していくとともに，平成28年度以降の優先整備路線や整備手法の選定に向けた検討を行う。</p>					

環境目標の実績と取組状況

整理番号	4					
担当課名	交通政策課					
指標名	レンタサイクル拠点・利用者数					
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H27 (目標)
	4 か所 31,000 人	4 か所 32,416 人	7 か所 (10 月～) 34,277 人	7 か所 42,049 人	7 か所 45,662 人	14 か所 41,000 人
25年度の 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページを活用したレンタサイクルの周知PRを実施 ・中心市街地イベント時に料金割引を実施 					
評価	<p>平成25年度においては、レンタサイクル拠点数の期待値は下回ったものの、市ホームページを活用したレンタサイクルの周知PRや、中心市街地イベント時における料金割引の実施などにより、環境負荷の少ないまちづくりの推進に貢献度が大きい自転車の利用者数は増加し、目標値を達成することができた。年々利用者数は増加傾向であり、環境負荷の少ない自転車の利用促進に寄与しているものと考えられる。</p>					
課題と 今後の方向性	<p>電動アシスト自転車については、普通自転車と比較して利用率が低い状況であることから、電動アシスト自転車の利用の拡大に向けて、電動アシスト自転車の魅力、効果を体験してもらおう効果的な利用促進策を行うとともに、料金引下げ等についても検討する。</p>					

基本施策 1-3 その他地球環境対策の推進

主な課題

人の活動から発生する環境負荷が、地球温暖化などの地球環境問題の要因になっています。そのため、エネルギーやまちづくりの面だけでなく、地球環境保全のための仕組みづくりやオゾン層保護対策等にも取り組み、地球環境保全対策を推進していくことが求められています。

取組の基本方向

地球環境の改善を図るため、オゾン層保護対策等に取り組みます。

施策の概要

1-3-1 地球環境保全のための仕組みづくりの推進	
(1) 地球環境保全のための仕組みづくりの推進	
CO2削減に資する様々な仕組みの各主体での導入の促進を図るほか、本市独自の仕組みづくりの検討を行う。	
1-3-2 オゾン層保護対策等の推進	
(1) オゾン層保護対策の推進	
オゾン層保護についての啓発事業や、オゾン層破壊の原因物質であるフロン回収を推進する。	
(2) 酸性雨対策の推進	
酸性雨についての理解を広めるための啓発活動を実施する。	

環境目標の各年度の実績

整理番号	5					
担当課名	環境政策課					
指標名	環境に配慮した市のイベント等の開催数					
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H27 (目標)
	1	4	4	5	12	全て
25年度の 取組内容	<p>○「もったいないフェア 2013」開催への支援 「もったいない運動」を更に多くの市民に広げ、市民運動として定着するよう、宇都宮市もったいない運動市民会議が実施主体となって開催する環境配慮型・参加体験型の屋外イベントの開催を支援。H25.9.28開催（来場者：27,000人、出展団体数：60） ⇒出展団体等に寄付を募り、グリーン電力証書を導入 ⇒グリーン電力証書の購入によるカーボン・オフセットの実施 ⇒出展団体によるリユース食器の利用 ⇒マイ箸持参者に地産地消なべの配付を実施</p> <p>○「マイ箸・マイカップ」の使用やごみ分別の徹底の呼びかけ</p>					

	<p>⇒「フェスタmy宇都宮 2013」や「宇都宮農林業祭」,「うつのみや食育フェア」において、マイ箸の呼びかけや、イベントでのごみの分別徹底を図った。</p> <p>○ 自転車や公共交通機関の利用の促進 ⇒「もったいないフェア 2013」や「うつのみや食育フェア」において、来場者の公共交通の利用を促すため、フェア当日のレンタサイクルの無料利用を実施した。 ⇒「うつのみや食育フェア」においては、イベントのチラシを持参している場合、無料で「きぶなバス」や「ワゴンタクシー」の無料利用を実施した。</p> <p>○ 「もったいないステージ」の継続 9月28日～10月20日の期間で、宇都宮城址公園で開催されるイベントにおいて、ステージを常時設営し、共同で使用した。 〈「もったいないステージ利用イベント」〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もったいないフェア 2013 ・宇都宮食育フェア ・花と緑のフェスティバル 2013 ・宇都宮伝統文化フェスティバル ・宇都宮城址まつり
<p style="text-align: center;">評 価</p>	<p>イベントにおける廃棄物の発生抑制や資源の有効利用の推進に向けて、「もったいないフェア 2013」ではイベント出展者の寄附によりグリーン電力証書を購入したり、リユース食器を来場者に使用してもらうことにより、「もったいない」の普及啓発とごみ削減の普及・啓発に取り組んだ。</p> <p>また、「フェスタmy宇都宮 2013」をはじめとする全てのイベントにおいて、パンフレットやポスター等への再生紙利用の徹底、公共交通機関等の利用や乗り合わせによる来場の促進、会場で発生したごみの分別の徹底など、環境負荷の低減や廃棄物の抑制を図ることができ、環境に配慮したイベントの運営は着実に浸透しつつあると考える。</p>
<p style="text-align: center;">課題と 今後の方向性</p>	<p>【課題】 市が主催又は運営等を支援しているイベント等において、各イベントの内容に応じた環境に配慮したイベントの取組を実施</p> <p>【今後の方向性】 環境に配慮したイベント等を拡大するため、引き続き、エコイベント手順書の周知・徹底を図るとともに、イベント間の調整会議などにおいて環境に配慮したイベントの実践例を紹介するなど、イベント運営団体に働きかけていく。</p>

※ 環境に配慮した市のイベント：

環境マネジメントシステムの一環として運用している「エコイベント手順書」に基づき、ごみの分別徹底や公共交通機関等の利用呼びかけなどの基本的な取組だけではなく、「リユース食器の使用」や「グリーン電力の導入」などの先進的な取組を実施しているもの

環境分野2 廃棄物

基本施策2-1 ごみの発生抑制の推進

主な課題

廃棄物による環境負荷を抑制するため、家庭や事業所から排出されるごみの発生抑制が重要となります。

取組の基本方向

ごみの発生抑制を図るため、市民・事業者と連携した取組を推進します。

施策の概要

2-1-1 家庭系ごみの発生抑制の推進
(1) 市民と連携したごみ発生抑制の推進
家庭系ごみの発生を減らしていくため、リサイクル推進員の活動を支援する。
(2) 家庭系ごみの分別徹底の推進
家庭系ごみの分別を徹底するため、啓発活動を実施する。
(3) 生ごみ削減の推進
「もったいない生ごみ」を減らすための普及啓発や、生ごみの水きり励行を推進する。
(4) レジ袋削減の推進
啓発活動や市民・事業者とのレジ袋削減に向けた協議を実施する。
2-1-2 事業系ごみの発生抑制の推進
(1) 事業者と連携したごみの発生抑制の推進
エコショップ・エコレストランの認定制度を実施する。
(2) 事業系ごみの分別徹底、搬入指導強化の推進
分別徹底のための訪問指導や啓発活動、不適正なごみの搬入を防ぐための搬入指導や展開調査を実施する。

環境目標の各年度の実績

※ 資源物以外のごみ：焼却ごみ、不燃ごみ、危険ごみ、粗大ごみ

整理番号	6					
担当課名	ごみ減量課					
指標名	1人1日当たりのごみ排出量					
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H27 (目標)
	883 グラム	788 グラム	806 グラム	803 グラム	807 グラム	740 グラム
25年度の 取組内容	<p>ごみの減量化・資源化を図るために、市民・事業者に対し、自治会講習会やイベントなどあらゆる機会を通じて周知啓発を実施した。</p> <p>○市民への周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会を対象とした講習会の開催 70回 ・分別不徹底なステーション近隣のスーパー店頭での周知啓発 6店舗 ・リサイクル推進員の研修会の開催 9回 ・環境出前講座の実施 21回 ・不動産管理会社に分別資料の配布依頼 1回 ・大学、専門学校等に分別資料の配布依頼 1回 ・イベント（参加イベント数 19回）や広報紙（特集2回）や市民ホール展示（2回）、HPなどでの周知啓発 <p>【周知啓発の内容】</p> <p>分別の徹底、家庭用生ごみ処理機器設置費補助、廃食用油の資源化、インクカートリッジの資源化、使用済小型家電の資源化 など</p> <p>○廃食用油の資源化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回収拠点 39箇所（市施設20箇所、スーパー19箇所） ・廃食用油の回収量 30,055リットル ⇒ BDF精製量 6,400リットル 民間の資源化事業者への売り払い 22,695リットル <p>○インクカートリッジの回収実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回収拠点 25箇所 ・インクカートリッジの回収量 114kg（4～9月分） <p>○使用済小型家電の回収実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回収拠点 5箇所 ・携帯電話など使用済小型家電の回収（ピックアップ回収、拠点回収、イベント回収） ・使用済小型家電の回収量 9,337個 <p>○剪定枝の資源化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃工場に持ち込まれた剪定枝の一部を試験的にチップ化し、利活用などの検証を実施（チップ化量：71.88トン） 					

	<p>○事業者への訪問指導や周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模事業所（298 事業所）を対象とした「一般廃棄物減量等計画書」の提出 ・「一般廃棄物減量等計画書」に基づく個別訪問指導 126 事業所 ・廃棄物管理責任者研修会の実施 1 回 ・食品衛生責任者講習会時における事業系ごみ適正処理についての説明実施（月 1 回） ・小中規模事業所訪問指導 3,364 事業所 ・エコショップの認定（128 店舗[継続 30 店舗，新規 5 店舗，更新 93 店舗]） ・エコレストランの認定（14 店舗[継続 2 店舗，更新 12 店舗]） <p>※ 平成 27 年度の目標は一般廃棄物処理基本計画（平成 23 年 9 月策定）にて，740 グラムから 737 グラムに変更になっている。</p>
<p>評 価</p>	<p>ごみの減量化・資源化を図るため，自治会を対象とした講習会の開催やスーパー店頭での分別講習会などの実施，事業所への訪問指導など，様々な機会を通じてより多くの市民・事業所への周知啓発に取り組んだが，平成 25 年度の資源物以外のごみ排出量は年間 152,068.58 t と，前年度と比べ 1,103.71 t ほど増加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 4 月の「小型家電リサイクル法」の施行にあわせた周知啓発や，10 月から回収品目を拡大したことにより，使用済小型家電の回収量は大幅に増加することができた。
<p>課題と 今後の方向性</p>	<p>ごみの減量化・資源化に対する意識醸成・理解の促進を図るためには，よりわかりやすい周知啓発を継続して実施する必要がある。こうしたことから，市民や事業者の 3 R 行動の定着に向け，あらゆる機会や場，媒体を活用し，発生抑制・資源化の取組の一体的かつ効果的な周知啓発に努め，分別協力度の向上を図るとともに，剪定枝や使用済小型家電等の資源化施策を推進する。</p>

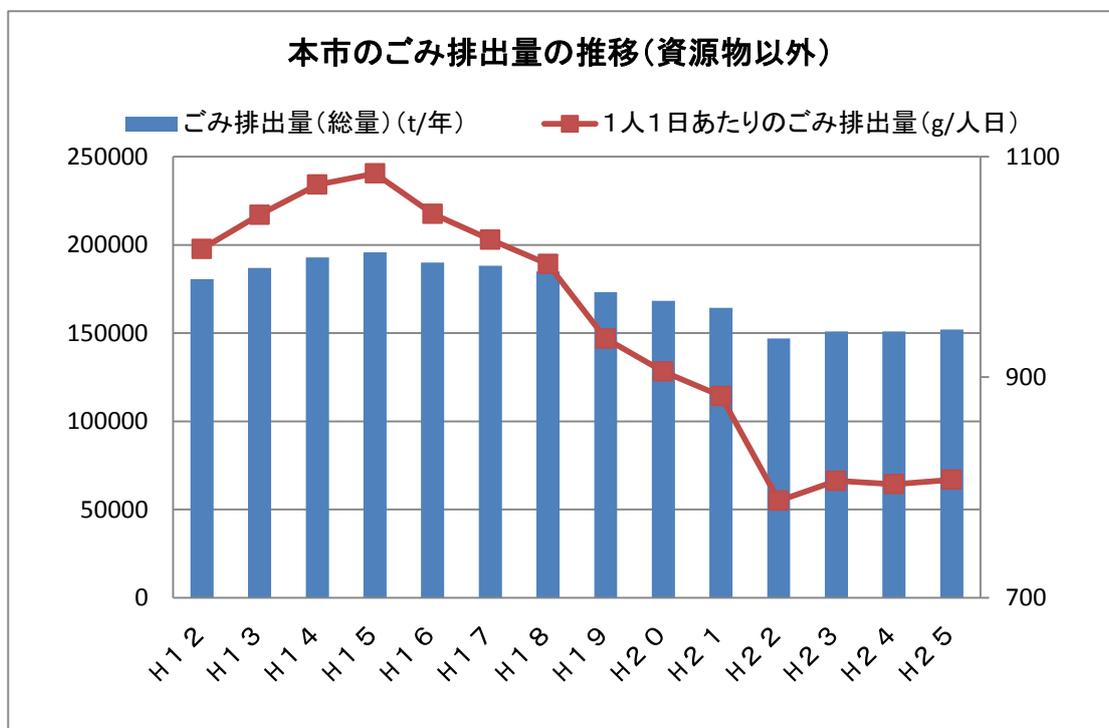
【参考】

1 本市のごみ排出量の推移

年次	ごみ量(t/年)		排出量(総量) (t/年)	1人1日あたり (g/人日)
	資源物以外	資源物		資源物以外
平成12年度 (2000)	180,517.11	36,358.49	216,875.60	1,016
平成13年度 (2001)	186,871.75	42,845.89	229,717.64	1,047
平成14年度 (2002)	192,848.82	39,084.69	231,933.51	1,075
平成15年度 (2003)	195,755.10	36,409.96	232,165.06	1,085
平成16年度 (2004)	189,967.27	35,962.30	225,929.57	1,048
平成17年度 (2005)	188,128.71	38,582.28	226,710.99	1,025
平成18年度 (2006)	184,937.56	41,584.05	226,521.61	1,003
平成19年度 (2007)	173,080.12	37,443.63	210,523.75	935
平成20年度 (2008)	168,257.89	33,357.24	201,615.13	905
平成21年度 (2009)	164,308.05	31,957.33	196,265.38	883
平成22年度 (2010)	146,944.95	37,705.12	184,650.07	788
平成23年度 (2011)	150,982.91	36,671.34	187,654.25	806
平成24年度 (2012)	150,964.87	35,968.43	186,933.30	803
平成25年度 (2013)	152,068.58	36,299.77	188,368.35	807

資料(ごみ減量課)

2 本市のごみ排出量の推移 (資源物以外)



基本施策 2-2 適正な資源循環利用の推進

主な課題

循環型の資源利用に向けて、資源の回収と再利用・再生利用を生活や産業での資源利用の様々な場面に広げていくために、ごみの自家処理や資源の分別回収、資源化の拡大などが重要となっています。

取組の基本方向

資源の循環利用を図るため、廃棄物の再使用、再生利用をより一層推進します。

施策の概要

2-2-1 家庭系ごみの資源化の推進	
(1) 生ごみ資源化の推進	生ごみ処理機の利用拡大や地域単位での生ごみの堆肥化などを推進する。
(2) その他廃棄物の資源化の推進	「プラスチック製容器包装」や剪定枝、廃食用油の資源化を推進する。また、レアメタルのリサイクルを推進するための小型家電の回収を実施するほか、資源物の集団回収を推進する。
2-2-2 事業系ごみの資源化の推進	
(1) 事業系ごみの資源化の推進	民間事業者が設置する生ごみ資源化施設の利用促進や、商店街等によるごみの資源化の推進を図る。
2-2-3 その他資源化の推進	
(1) その他資源化の推進	清掃工場における熱エネルギーの循環利用や、熔融スラグの資源化推進などに取り組む。

環境目標の実績と取組状況

整理番号	7, 8					
担当課名	ごみ減量課					
指標名	ごみの最終処分量及びリサイクル率（参考指標）					
活動指標 （リサイクル率）	H21（基準）	H22	H23	H24	H25	H27（目標）
	22,446 トン （15.1%）	19,284 トン （19.5%）	22,386 トン （18.0%）	21,134 トン （18.1%）	19,251 トン （19.1%）	16,500 トン （25.0%）
25年度の 取組内容	<p>■ごみの排出段階における発生抑制・資源化の推進に係る取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「プラスチック製容器包装」の資源化 <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装の搬入量 3,642 トン ○生ごみ資源化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用生ごみ処理機器設置費補助の実施 （コンポスト容器 購入費の 1/2（上限 5 千円）【実績】 112 基） （電動式生ごみ処理機 購入費の 1/2（上限 3 万円）【実績】 78 基） ・地域単位での堆肥化事業 3 箇所 ○廃食用油の資源化推進 					

	<ul style="list-style-type: none"> ・回収拠点 39箇所（市施設 20箇所，スーパー19箇所） ・廃食用油の回収量 30,055 リットル ⇒ BDF 精製量 6,400 リットル 民間の資源化事業者への売り払い 22,695 リットル ○使用済小型家電の回収実施 <ul style="list-style-type: none"> ・回収拠点 5箇所 ・携帯電話を含む小型家電製品の回収（ピックアップ回収，拠点回収，イベント回収） ・小型家電製品の回収量 9,337 個 ○インクカートリッジの回収実施 <ul style="list-style-type: none"> ・回収拠点 25箇所 ・インクカートリッジの回収量 114kg（4～9月分） ○資源物集団回収の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・集団回収量 10,807.90 トン ○剪定枝の資源化 <ul style="list-style-type: none"> ・清掃工場に持ち込まれた剪定枝の一部を試験的にチップ化し，利活用などの検証を実施（チップ化量：71.88 トン） ■更なる最終処分量の抑制に関する取組み ○溶融スラグの有効利用 <ul style="list-style-type: none"> ・溶融スラグ生産量 4,348.48 トン ・溶融スラグ利用量（建設資材等） 2,746.44 トン
<p style="text-align: center;">評 価</p>	<p>・平成25年4月の「小型家電リサイクル法」施行に併せた周知啓発や，10月から回収品目を拡大したことにより，使用済小型家電のリサイクル率が向上するとともに，アスファルト合材への溶融スラグの利用基準が見直されたことに伴い，最終処分量を抑制することができた。これにより，平成25年度のごみの最終処分量は 19,251.21t と，前年度と比べ 1,882.41t ほど削減することができた。また，紙類などの資源化量が増えたことにより，リサイクル率は昨年度と比べ 1 ポイント向上したものの，焼却ごみの中には資源化可能な紙やプラスチック製容器包装の混入が未だ見られるなど，ごみの分別が徹底されていないことなどもあって，期待値までには至らなかった。</p>
<p style="text-align: center;">課題と 今後の方向性</p>	<p>ごみの減量化・資源化に対する意識醸成・理解の促進を図るためには，よりわかりやすい周知啓発を継続して実施する必要がある。こうしたことから，市民や事業者の 3R 行動の定着に向け，あらゆる機会や場，媒体を活用し，発生抑制・資源化の取組の一体的かつ効果的な周知啓発に努め，分別協力度の向上を図るとともに，剪定枝や使用済小型家電等の資源化施策を推進する。</p> <p>また，利用者に対して，溶融スラグを安定して供給できるようにする必要があることから，溶融スラグの利用状況を把握するとともに，「宇都宮市エコスラグ有効利用指針」に基づき，利用促進に取り組む。</p>

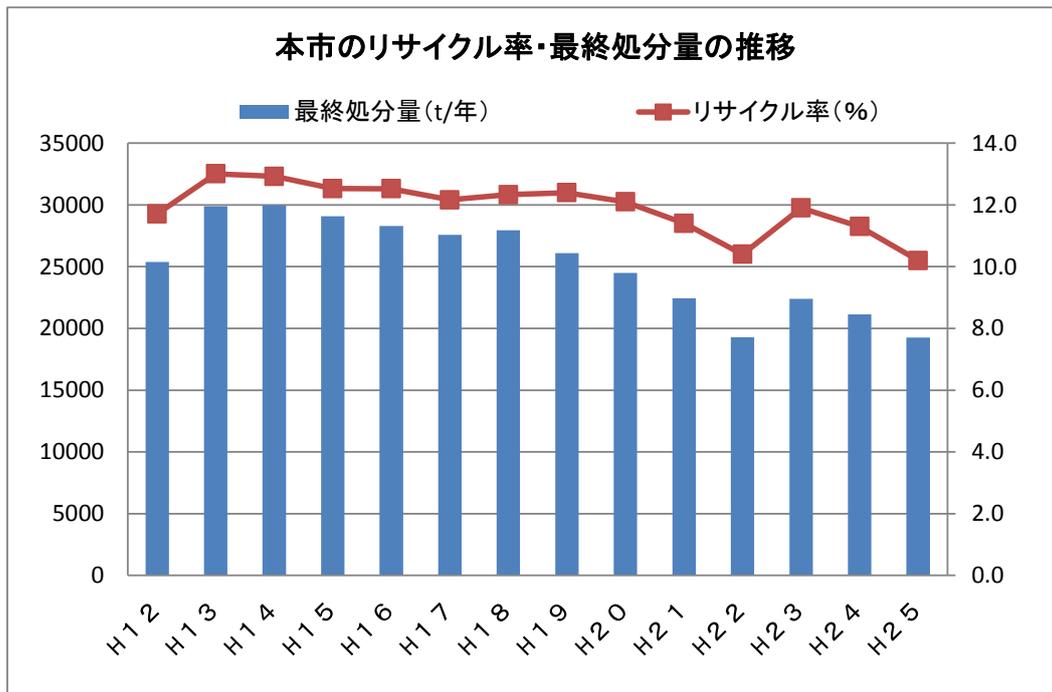
【参考】

1 本市のリサイクル率・最終処分量の推移

年次	資源化量 (t/年)	リサイクル率 (%)	最終処分量 (t/年)	最終処分率 (%)
平成12年度 (2000)	33,840.87	15.6	25,387.36	11.7
平成13年度 (2001)	36,400.88	15.8	29,882.78	13.0
平成14年度 (2002)	34,377.25	14.8	29,976.18	12.9
平成15年度 (2003)	32,496.55	14.0	29,079.54	12.5
平成16年度 (2004)	32,440.17	14.4	28,294.04	12.5
平成17年度 (2005)	35,268.24	15.6	27,574.06	12.2
平成18年度 (2006)	38,488.80	17.0	27,935.28	12.3
平成19年度 (2007)	34,667.47	16.5	26,096.56	12.4
平成20年度 (2008)	29,815.25	14.8	24,487.47	12.1
平成21年度 (2009)	29,699.10	15.1	22,446.87	11.4
平成22年度 (2010)	35,532.10	19.5	19,283.64	10.4
平成23年度 (2011)	33,843.05	18.0	22,386.00	11.9
平成24年度 (2012)	33,918.80	18.1	21,133.62	11.3
平成25年度 (2013)	35,991.45	19.1	19,251.21	10.2

資料(ごみ減量課)

2 本市のリサイクル率・最終処分量の推移



基本施策 2-3 ごみの適正処理の推進

主な課題

廃棄物による環境負荷を低減するため、市民や事業者の美化意識の向上、廃棄物の不適正処理の監視や指導、不法投棄の未然防止や早期発見・早期対応などが重要となっています。

取組の基本方向

市民・事業者・行政がそれぞれの役割・責任を果たし、廃棄物の不適正処理や不法投棄を防止します。

施策の概要

2-3-1 適正処理の推進
(1) 適正処理意識の醸成強化
ごみを正しく処理することへの意識を高めるための啓発活動や、ごみのないきれいなまちの実現のために必要な施策を実施する。
(2) 事業者等に対する指導強化
廃棄物中間処理施設・最終処分場・事業所への立入調査や、産業廃棄物多量排出事業者への立入調査を実施する。
2-3-2 不法投棄の未然防止、拡大防止
(1) 不法投棄多発地点等の監視強化
市職員による不法投棄監視活動や、民間警備会社や廃棄物指導嘱託員による不法投棄監視パトロール、監視カメラによる不法投棄監視を実施する。
(2) 市民・事業者・他行政機関等との連携強化
地域住民による不法投棄監視体制の確立や、宇都宮市不法投棄未然防止連絡協議会の運営に取り組む。
(3) 早期発見・早期対応の推進
地域住民による不法投棄監視活動の推進や、「不法投棄対応マニュアル」に基づく早期対応・早期撤去を実施する。

環境目標の実績と取組状況

整理番号	9					
担当課名	廃棄物対策課					
指標名	不法投棄通報件数					
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H27 (目標)
	671	558	507	496	453	300
25年度の 取組内容	<p>「第2次不法投棄未然防止推進計画（平成22年度～26年度）」に基づき、不法投棄対策を総合的・計画的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報うつつのみや、イベントにおける不法投棄禁止及び適正処理啓発（年7回） ・市役所1階市民ホールにおける不法投棄禁止及び適正処理啓発パネル展（年1回） ・全自治会への不法投棄禁止及び野外焼却禁止啓発チラシの回覧（年1回） ・市公用車への不法投棄監視パトロールマグネットの貼付（5月） ・市民課窓口等を通じた引越しに伴う適正処理啓発チラシの配付（3～5月） ・家電量販店を通じたテレビの買替に伴う適正処理啓発チラシの配付（通年） ・職員、廃棄物指導嘱託員（警察OB3名）による不法投棄監視パトロールの実施（通年） ・民間警備会社（委託）による夜間・休日不法投棄監視パトロールの実施（100日） ・不法投棄多発地点への監視カメラ設置による監視（25台） ・地域住民主体の不法投棄対策活動の実施（周辺14地区，中心8地区で59回実施） ・不法投棄警告看板の配布（300枚） ・市不法投棄未然防止連絡協議会（県，警察，事業者，地域団体など会員数42）の運営 					
評価	<p>不法投棄対策の充実に向けて、家電量販店、個人電器店、不動産管理会社等を通じた市民への適正処理周知の強化や、市民課窓口等を通じた引越しに伴う適正処理の周知、地域住民主体の不法投棄対策活動などに取り組んだことにより、不法投棄通報件数は年々減少傾向にある。</p>					
課題と 今後の方向性	<p>今後とも、関係課・関係機関等との連携による継続的な取組や、不法投棄に係るウェブマップシステムの情報提供、地域住民主体の不法投棄監視活動の支援など、不法投棄の未然防止や減少に向けて着実に取り組んでいく。</p>					

環境分野3 自然環境

基本施策3-1 生態系の保全

主な課題

人と自然との共生に向けて、全体的な生態系の保全を図っていくため、自然環境の把握、生物多様性に関する地域戦略の策定、拠点地域の重点的な保全などが重要となっています。

取組の基本方向

適正な生態系を保全するため、自然環境の調査や生物多様性の保全対策を推進します。

施策の概要

3-1-1 自然環境の把握
(1) 自然環境に係る調査等の推進
自然環境基礎調査や、生物多様性重要地域における自然環境モニタリング調査を実施するほか、自然環境情報をデータベース化し広く市民に提供する。
3-1-2 生物多様性の保全
(1) 生物多様性の保全対策の推進
自然環境保全対策に関するアドバイザー会議の運営、生物多様性に係る地域戦略の策定・推進、生物多様性に係る地域戦略会議の設置・運営、自然環境の保全に係る地域会議の運営などを実施する。
3-1-3 自然環境資源の利活用
(1) 自然環境資源の保全・利活用策の推進
生物多様性重要地域の保全、生物の生息・生育環境の保全・活用、自然にふれあう機会の確保、提供、天然記念物の保全を実施する。

環境目標の実績と取組状況

整理番号	10					
担当課名	環境保全課					
指標名	「生物多様性」の言葉の意味を知っている市民の割合					
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H27 (目標)
	31.8%	—	28.2%	22.8%(※)	19.5%	60.0%
25年度の 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成21, 22年の2か年をかけて実施した「自然環境基礎調査」で把握した本市の自然環境の現状や貴重な動植物の生息・生育状況等について、市HP, パンフレット, パネル展等により広く市民等に周知した。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 自然環境パンフレットを約4,800部配布 (環境学習センターや地区市民センター, パネル展 等) 新たに生物多様性保全の意識を持った自然ふれあい活動の体験者数拡大のため, 環境学習会等において, 生物多様性に係る周知啓発を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 環境学習センターでの環境映画会 ⇒ 竹けん玉づくり教室 ⇒ 環境にやさしい工場見学 生物多様性地域戦略策定に向けて, 生物多様性に関する市民の意識醸成に係る方向性や推進施策等について検討した。 					
評価	<p>市ホームページやパンフレットによる周知啓発, 地区市民センターでのパネル展示の開催, 環境学習の場などを活用し, 身近な自然環境に関する情報を発信した結果, 平成25年度の調査では, 生物多様性について「聞いたことはあるが, 意味は分からない」という市民の割合が43.0%あったものの, 「生物多様性」の言葉の意味を知っている市民の割合は低かった。</p>					
課題と 今後の方向性	<p>生物多様性に係る認知度は高くても, 意味を知っている市民の割合が減少を続けていることから, 今後は, 生物多様性の意味や内容を理解しやすい, 分かりやすいリーフレットを作成し, 環境イベント, 自然ふれあい活動参加者などに説明・配布し, 「生物多様性」の理解向上を図る。また, 生物多様性の保全に向けて総合的に推進することができるよう, 生物多様性地域戦略の策定に向けて取り組んでいく。</p>					

【参考】

本市の動植物の確認状況

種類	確認種数 平成21～ 22年度	重要種(平成21～22年度)
植物	1,287種	84種 イヌカタヒバ、イワヒバ、ミズニラ、オオキジノオ、シノブ、サクラバハンノキ、トキホコリ、ナガバノウナギツカミ、ノダイオウ、エンコウソウ、カザグルマ、オキナグサ、オトコゼリ、ジュンサイ、コウホネ、ヒツジグサ、モウセンゴケ、ナガバノイシモチソウ、ウメバチソウ、タコノアシ、ヒロハノカワラサイコ、ヒトツバハギ、ヒナノカンザシ、ホソエカエデ、ミズマツバ、ウスゲ、チョウジタデ、ヌマゼリ、ヒカゲツツジ、ノジトラノオ、ヒメナエ、イヌセンブリ、ゴマクサ、ヒメトラノオ、オオヒキヨモギ、カワヂシャ、スズサイコ、ツルカソウ、ミズトラノオ、ミミカキグサ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ、カワラノギク、カワラニガナ、オオニガナ、トウゴクヘラオモダカ、アギナシ、スブタ、ヤナギスブタ、ミズオオバコ、ヤシウハナゼキ、ショウ、カキツバタ、クロイヌノヒゲ、ヒメコヌカグサ、ヒナザサ、キタメヒシバ、ヒロハノド、ジョウツナギ、ヒゲシバ、ザゼンソウ、ヒメザゼンソウ、ミクリ、ヤマトミクリ、ナガエミクリ、ヒメミクリ、マツバスゲ、クロヒナスゲ、ヤマクボスゲ、シズイ、カガシラ、マネキシンジュガヤ、ハタベカンガレイ、エビネ、キンセイラン、ギンラン、キンラン、セッコク、カキラン、アケボノシユスラン、サギソウ、ジガバチソウ、コ克蘭、ムカゴサイシン、ウチウラン、トキノウ、ハクウンラン
哺乳類	19種	3種 カヤネズミ、モモジロコウモリ、ヒナコウモリ
鳥類	95種	14種 オオハクチョウ、コハクチョウ、マガモ、オオタカ、ハイトカ、サシバ、ハヤブサ、コアジサシ、フクロウ、サンショウクイ、カヤクグリ、クロツグミ、サンコウチョウ、クロジ
両生類	11種	9種 トウキョウサンショウウオ、イモリ（アカハライモリ）、アズマヒキガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、トウキョウダルマガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、カジカガエル
爬虫類	10種	8種 ニホンカナヘビ、シマヘビ、ジムグリ、アオダイショウ、シロマダラ、ヒバカリ、ヤマカガシ、ニホンマムシ
昆虫類	1,603種	45種 オゼイトトンボ、モートンイトトンボ、サラサヤンマ、ヨツボシトンボ、ハッチョウトンボ、チョウトンボ、マイコアカネ、ヒメアカネ、ウスバカマキリ、カワラバッタ、アリヅカウシカ、ハルゼミ、ヒメトゲヘリカメムシ、シロヘリツチカメムシ、タガメ、キバネツノトンボ、ギンイチモンジセセリ、オオチャバネセセリ、ウラゴマダラシジミ、オオミドリシジミ、ミヤマシジミ、ミドリシジミ、シルビアシジミ、コムラサキ、オオムラサキ、ツマグロキチョウ、オオヒカゲ、ハガタウスキヨトウ、カザリツマキリアツバ、サツマアツバ、イチモジヒメヨトウ、オサムシモドキ、アイヌハンミョウ、マルガタゲンゴロウ、カワラゴミムシ、ガムシ、ヤマトモンシデムシ、ゲンジボタル、ヘイケボタル、アイヌテントウ、ヨツボシアカツツムシ、スゲヒメゾウムシ、ババスゲヒメゾウムシ、ヒメホソアシナガバチ、ミカドジガバチ
魚類	29種	11種 スナヤツメ、キンブナ、アブラハヤ、シマドジョウ、ホトケドジョウ、ギバチ、ヤマメ、メダカ、イトヨ、カジカ、ジュズカケハゼ
底生動物	309種	15種 マルタニシ、オオタニシ、モノアラガイ、ヒラマキガイモドキ、ヨコハマシジラガイ、マシジミ、モートンイトトンボ、コシボソヤンマ、キイロサナエ、ホンサナエ、コオイムシ、ナベブタムシ、マルガタゲンゴロウ、ガムシ、ゲンジボタル

資料(宇都宮市自然環境基礎調査)

【重要種の選定根拠】

- ① 「文化財保護法（1950，法律214）」により定められた天然記念物・特別天然記念物
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（1992，法律75）」における国内希少野生動植物種
- ③ 「環境省レッドリスト（2007，環境庁）」の掲載種，「レッドデータブックとちぎ（2005，栃木県）」の掲載種

基本施策 3-2 緑環境の保全と創出

主な課題

自然の機能を保全し、自然の恵みを生かした都市を形成していくため、森林や農地の保全、環境保全型の農業の推進、バイオマス資源の活用、里地里山と都市の連携、公園などの身近な緑の創出などが重要となっています。

取組の基本方向

自然の恵みを生かした都市を形成するため、農業や森林の多面的機能の維持向上や都市の緑の保全を図ります。

施策の概要

3-2-1 農業や森林の多面的機能の維持向上
(1) 森林機能の保全
森林施業に伴う間伐や植林等の適正な維持管理を推進する。
(2) 環境にやさしい農業の促進
環境に配慮した営農活動の普及促進を図るほか、省エネ技術等の導入促進や、地元で取れた新鮮な農産物を地元で消費する地産地消を推進する。
(3) 農地の保全と活用
優良農地の確保・保全の推進、遊休農地等の有効利用の促進、農地・農業用水等の保全の推進に取り組む。
(4) 農業資源の循環利用
農林業バイオマスの活用を進めるためのバイオマスタウン推進事業や、耕作と畜産が連携したりサイクルを実施する。
3-2-2 都市の緑の保全と創出
(1) 都市の緑化
中心市街地・都市拠点の重点緑化や「もったいないの森長岡」の植樹事業を実施するほか、出生時・住宅新築時の記念樹贈呈等の普及促進策を実施する。
(2) 緑地の保全
里地里山の荒廃を防ぎ、環境保全機能や豊かな景観を維持するため、里山・樹林地の保全と活用に取り組む。
(3) 緑と憩いの拠点づくり
市民が身近に親しむことができる公園の整備や、市民のレクリエーションや憩いの場である大規模公園の整備、活用を実施する。

環境目標の実績と取組状況

整理番号	11					
担当課名	公園管理課					
指標名	市民1人当たりの都市公園面積					
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H27 (目標)
	10.44 m ² /人	10.59 m ² /人	10.69 m ² /人	10.66 m ² /人	10.69 m ² /人	13 m ² /人 (平成34年度目標)
25年度の 取組内容	<p>身近な生活圏の公園整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区画整理事業等による新規公園の整備 ・ 民間による宅地開発などに伴う、新規公園の帰属 (街区・近隣公園等の整備数 23箇所 3.62Ha) 					
評価	<p>都市公園については、土地区画整理事業や民間開発に伴う新設のほか、新たに、民有地を活用した無償借地制度による整備に取り組むなど、量の確保に努めてきた。これにより、計画的な公園整備による市内の公園面積は、平成26年4月1日現在、551.55Ha (前年度より3.62Ha 増) であり、一人当たりの公園面積は、10.69m²/人 (前年度10.66m²/人) とやや増加し、市民が利用しやすく、安心して親しめる公園づくりが進んでいる。</p>					
課題と 今後の方向性	<p>今後も、多様なニーズに対応するため、様々な手法を取り入れた都市公園の整備や既存公園のバリアフリー化、遊具の更新などに取り組み、子供からお年寄りまで安全・安心に利用できる質的に量的にも充実した公園づくりを進めていく。</p>					

環境目標の実績と取組状況

整理番号	12					
担当課名	農林環境整備課					
指標名	民有林の間伐面積					
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H27 (目標)
	1,552ha	1,758ha	1,902ha	2,002ha	2,102ha	2,176ha
25年度の 取組内容	民有林の森林整備事業費の一部を補助金として交付した。					
評価	森林機能の保全に向けて、民有林の森林整備事業費の一部を補助金として交付した結果、2,176haの到達に向けて、計画通り間伐が実施できた					
課題と 今後の方向性	優良材の生産と森林の持つ多面的機能の発揮を図るためには、民有林の保育、間伐等の森林整備を計画的、効率的に推進していく必要があり、今後とも森林組合との連携を強化し、民有林の間伐に努めていく。					

基本施策 3-3 水環境の保全と創出

主な課題

自然の機能を保全し、自然の恵みを生かした都市を形成していくため、用水の効率的な利用、水源の保全、治水、親水環境の創出、河川の機能の保全などが重要となっています。

取組の基本方向

自然の恵みを生かした都市を形成するため、健全な水資源と河川環境の保全と活用を推進します。

施策の概要

3-3-1 水資源の確保
(1) 既存水源の保持
鬼怒川等の既存の水源を守るため流域協議会において水質保全に関する要望活動を実施するほか、地下水の水源地域の自治体等へ水源涵養活動への協力依頼や、表流水の流域の自治体等への水質保全活動への協力依頼を実施する。
(2) 安定した農業用水の確保
生態系の保全に配慮した農業用貯水池（ため池）の整備等の農村環境整備事業や農業用排水路の整備等の灌漑配水事業を推進する。
(3) 漏水抑制事業の推進
上水道の漏水を減らすため、漏水調査事業を推進する。
(4) 水を大切にす意識の醸成
「上下水道探検ツアー」、「上下水道お届けセミナー」「広報紙等による啓発」を実施する。
(5) 水の自然循環の促進
道路や歩道の透水性舗装の整備や、建物における雨水地下浸透を促進する雨水貯留・浸透施設の設置を推進する。
3-3-2 河川環境の保全と創出
(1) 治水対策の推進
都市基盤河川、準用河川、普通河川の治水対策を推進する。
(2) 水辺に親しめる空間の創出
河川が本来有している生物の良好な成育環境に配慮するとともに、美しい自然環境を保全、創出するため、多自然川づくりを推進する。
(3) 河川機能の保全
河川機能の保全を図るための維持管理を実施する。

環境目標の実績と取組状況

整理番号	13					
担当課名	水道管理課					
指標名	有効な水道配水事業のための漏水抑制（有収率）					
活動指標 （実績）	H21（基準）	H22	H23	H24	H25	H29（目標）
	86.20%	86.82%	87.43%	88.10%	88.64%	90.50%
25年度の 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・漏水調査（L=750km）を実施した。 ・老朽配水管更新工事（L=3,534m）を実施した。 ・出水不良等による配水管更新工事（L=1,644m）を実施した。 ・過大水圧の抑制として「減圧弁整備・維持管理計画」を策定した。 ・輻輳管の整理統合として輻輳管台帳を作成し現状を分析した。 					
評価	<p>平成25年度は、漏水調査や老朽配水管更新工事、出水不良等による配水管更新工事など、概ね実施することができ、有収率を向上させることができた。また、予防的対策の強化という観点から、給水管接続基準の見直し、新規施策についてもそれぞれ事業量や効果を把握するなど、今後の漏水防止対策へ前進することができた。</p>					
課題と 今後の方向性	<p>漏水の現状分析では、老朽化した給水装置での漏水が大部分であり、また、PP一層管からの漏水発生が件数、漏水量とともに最も多いことから、今後は給水管も含め、漏水多発管の現状把握を行い、抜本的なPP一層管対策を検討していく必要がある。</p> <p>このため、引き続き、給水管も含めた漏水多発管の現状把握、漏水履歴の蓄積や分析などにより、抜本的なPP一層管対策の検討をしていく。また、輻輳管の整理統合には、他都市の統合手法も参考にしながら、引き続き検討していく。</p>					

環境目標の実績と取組状況

整理番号	14					
担当課名	河川課					
指標名	自然生態系などに配慮して整備している河川の整備率					
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H27 (目標)
	56.9%	57.4%	58.0%	60.4%	61.4%	59.8%
25年度の 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 都市基盤河川 (奈坪川・御用川), 準用河川の整備 <ul style="list-style-type: none"> 都市基盤河川 奈坪川: 整備延長 538m 準用河川 越戸川, 西川田川, 駒生川, 流川 : 整備延長 740m 					
評価	<p>都市基盤河川 (奈坪川) や準用河川の (越戸川, 西川田川, 駒生川, 流川) 整備など, 計画総延長61,452mのうち, 平成25年度末までに37,731mを整備し, 整備率は61.4%となり, 目標年度の数値を達成し, 順調に事業が進捗している。</p>					
課題と 今後の方向性	<p>治水対策の推進や, 水辺に親しめる空間の創出などに向けて, 今後も引き続き事業を進めていく。</p>					

基本施策 3-4 身近な景観の保全と創造

主な課題

自然の営みと歴史に培われてきた市民共有の財産である景観を生かしたまちづくりを進めるとともに、将来に渡って受け継いでいくため、総合的な景観形成への取組や、歴史的、文化的景観の整備と活用が重要となっています。

取組の基本方向

魅力ある良好な景観を形成するとともに、地域の歴史・文化に誇りと愛着を持ち、後世に継承します。

施策の概要

3-4-1 景観形成の総合的推進
(1) 景観計画を活用した景観づくりの推進
市全域において大規模行為の規制・誘導を行うとともに、景観形成重点地区等の指定を進め、魅力ある景観づくりを推進する。
(2) 景観に関する意識の啓発
「まちなみ景観賞」などに関する意識の啓発を図る。
(3) 屋外広告物の規制誘導
屋外における広告物（野立て看板、自家用広告物等）について、屋外広告物条例に基づき許可制度の中で規制・誘導を行う。
3-4-2 歴史的・文化的景観の整備と活用
(1) 歴史的・文化的景観の整備と活用
大谷地区などの歴史的文化的景観を守りながら観光等に活用していくため、景観整備や地域の活性化を促進する。また、市民協働による文化財保護活動の推進や文化財公開施設を活用した啓発事業の展開、伝統文化の継承などに取り組む。

環境目標の実績と取組状況

整理番号	15					
担当課名	都市計画課					
指標名	景観形成重点地区等の指定					
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H27 (目標)
	2	2	3	5	6	6
25年度の 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・雀宮駅周辺地区（東西駅前広場及びその周辺）を景観形成重点地区に指定した。 ⇒権利者への個別説明の実施 ⇒素案の縦覧，公聴会を実施し，景観審議会及び都市計画審議会に諮問 ⇒景観形成重点地区の指定（告示） ・雀宮停車場線沿線において，景観形成重点地区の指定に向けた取組みを実施した。 ⇒地元自治会への説明会の開催や啓発紙の配布，アンケート調査を実施 ・岡本駅周辺地区において，景観形成重点地区の指定に向けた取組みを実施した。 ⇒景観づくり検討会やワークショップの開催，啓発紙の配布，景観づくりルール（案）に対するアンケート調査の実施 					
評価	市民や事業者の合意形成を図ることにより，雀宮駅周辺地区を景観形成重点地区に指定するなど，地域特性に応じた良好な都市景観の保全・創出を推進することができた。					
課題と 今後の方向性	魅力ある景観形成を推進するためには，市民及び事業者の理解と協力が必要不可欠であることから，景観アドバイザーの派遣や出前講座を実施するなど，地元住民の景観意識の醸成を図りながら，景観形成重点地区の指定に取り組んでいく。					

環境目標の実績と取組状況

整理番号	16														
担当課名	文化課														
指標名	文化財保存団体数														
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H27 (目標)									
	41団体	48団体	52団体	52団体	52団体	51団体									
25年度の 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 重要遺跡の保存・整備，文化財の保存・活用，伝統文化の継承などの文化財保護事業を実施した。 文化財保存活動を行う団体に対して，予算の範囲以内で各団体総事業費の50%を上限に補助金を交付した。 交付団体数 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>民俗芸能</td> <td>16団体</td> <td></td> </tr> <tr> <td>史跡</td> <td>7団体</td> <td>計30団体</td> </tr> <tr> <td>天然記念物</td> <td>7団体</td> <td></td> </tr> </table> 交付金額 1,334,000円 						民俗芸能	16団体		史跡	7団体	計30団体	天然記念物	7団体	
民俗芸能	16団体														
史跡	7団体	計30団体													
天然記念物	7団体														
評価	<p>文化財を保存・継承するため，指定文化財等保存活動費補助金・修理費補助金等を交付することで，文化財保存団体の活動を支援することで，文化財保存団体の育成が着実に図られている。</p>														
課題と 今後の方向性	<p>文化財の保存・活用に向けて，市民協働による文化財保護活動の推進や文化財公開施設を活用した啓発事業の展開に取り組む。</p> <p>また，伝統文化の継承に向けて，地域の歴史的・文化的景観の基礎となる生活文化などの伝統文化を後世に長く伝えていくため，保存活動や継承者育成に努める。</p>														

【参考】本市の文化財保存団体

平成 26 年 3 月 31 日現在

No.	団体名	種類
1	宗円獅子舞保存会	民俗文化財
2	関堀獅子舞保存会	〃
3	上横倉の獅子舞保存会	〃
4	飯山の獅子舞保存会	〃
5	二荒山神社の神楽保存会	〃
6	瓦谷の神楽保存会	〃
7	八坂神社の神楽保存会	〃
8	堀米の田楽舞保存会	〃
9	篠井の金堀唄保存会	〃
10	宇都宮蔦木遣り保存会	〃
11	徳次郎町屋台保存会	〃
12	石那田八坂神社天王祭保存会	〃
13	天下一関白神獅子舞保存会	〃
14	西組獅子舞保存会	〃
15	逆面獅子舞愛好会	〃
16	白沢甲部彫刻屋台保存会	〃
17	白沢南自治会屋台保存会	〃
18	東下ヶ橋天棚保存会	〃
19	西下ヶ橋山車保存会	〃
20	東組自治会山車保存会	〃
21	西組彫刻屋台保存会	〃
22	天王原彫刻屋台保存会	〃
23	上組天棚保存会	〃
24	古田天棚保存会	〃
25	和久天棚保存会	〃
26	蓬萊町の彫刻屋台保存会	〃

No.	団体名	種類
27	本郷睦会神功皇后山車保存会	民俗文化財
28	伝馬町屋台保存会	〃
29	旭町の大いちょう保存会	天然記念物
30	中鶴田の大フジ愛護会	〃
31	古賀志の孝子桜愛護会	〃
32	新町のケヤキ愛護会	〃
33	赤岩山のヒカゲツツジ保存会	〃
34	姿川第一小のフジ愛護会	〃
35	高竈神社大杉保存会	〃
36	上籠谷のフジを守る会	〃
37	徳次郎智賀都神社ケヤキ愛護会	〃
38	クロコムラサキ愛護会	〃
39	竹下町文化財愛護会	史跡
40	おしどり塚愛護会	〃
41	長岡百穴愛護会	〃
42	蒲生君平勅旌碑愛護会	〃
43	谷口山古墳愛護会	〃
44	稲荷古墳群愛護会	〃
45	塚山古墳群愛護会	〃
46	下栗大塚古墳愛護会	〃
47	樋爪氏の墓愛護会	〃
48	瓦塚古墳群愛護会	〃
49	北山古墳群愛護会	〃
50	宇都宮城主戸田家の墓所愛護会	〃
51	高竈神社古墳愛護会	〃
52	岡本城跡を整備する会	〃

環境分野4 生活環境

基本施策4-1 大気環境の保全

主な課題

大気を良好に保ち、大気汚染等の被害を防ぐため、有害大気汚染物質の把握、測定体制、アスベスト対策、工場・事業場への指導、環境協定、交通・道路等の総合的対策などが重要となっています。

取組の基本方向

良好な大気を保全するため、大気汚染物質の削減を図り、環境基準の達成率の向上を目指します。

施策の概要

4-1-1 監視体制の整備と充実	
(1) 大気汚染状況の監視	
	大気汚染の常時監視を実施するほか、光化学スモッグ対策やアスベスト対策を推進する。
4-1-2 発生源対策の充実	
(1) 工場・事業場に対する指導の徹底	
	ばい煙等に関する指導や揮発性有機化合物（VOC）に関する啓発を実施するほか、光化学スモッグ注意報発令時に工場・事業場に対してばい煙排出削減の要請を行う。
4-1-3 自動車排出ガス対策の充実	
(1) 自動車排出ガス対策の充実	
	電気自動車等の「低環境負荷型自動車」の普及促進や、渋滞の緩和等につながる道路、交差点、踏切等の道路環境の整備などにより、自動車排出ガス対策を推進する。

環境目標の実績と取組状況

整理番号	17					
担当課名	環境保全課					
指標名	光化学オキシダントの環境基準の達成率					
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H27 (目標)
	93%	89%	92%	91%	94%	環境基準の達成率向上を目指す。
25年度の 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場に対し立入検査を実施し、公害関係法令の遵守や排出ガスの自主測定、施設の適正管理の指導を徹底するとともに、規制対象外の工場・事業場に対しても適正使用・管理について啓発した。 ⇒ ばい煙発生施設（5事業場）及び揮発性有機化合物（VOC）排出施設（3事業場）に立入検査を行い適正管理の指導を徹底するとともに、揮発性有機化合物未規制工場・事業場（20事業場）に対しても適正使用・管理について啓発した。 光化学オキシダントに係る環境基準の達成状況を把握するため、常時監視を行った。 ⇒ 4測定局において常時監視を行った。 光化学スモッグ注意報発令時に、迅速かつ確実な周知を徹底するため、関係部署に協力を依頼した。 ⇒ 4月に、宇都宮市光化学スモッグ対策要綱に基づき、関係課及び関係機関へ対策要綱等を送付し、光化学スモッグ注意報発令時における迅速かつ確実な周知について、栃木県防災メール提供システムを活用するなど協力を依頼した。 					
評価	<p>工場・事業場に対し立入検査を実施し、公害関係法令の遵守、排出ガスの自主測定や、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物（VOC）排出施設の適正管理の指導を徹底するとともに、揮発性有機化合物未規制工場・事業場に対しても適正使用・管理について啓発し、目標である環境基準の達成率向上を果たした。</p>					
課題と 今後の方向性	<p>光化学オキシダントは、首都圏などでの広域大気汚染の原因の1つとなっており、全国的にもその原因物質である揮発性有機化合物（VOC）に対する規制が強化されるなど、本市としてもその対策が求められている。このため、今後も、工場・事業場に対して、VOCに係る適正使用・管理を啓発していくとともに、公共交通の利用促進やエコドライブの普及啓発などに取り組んでいく。</p>					

基本施策 4-2 水・土壌・地盤環境の保全

主な課題

河川・地下水の水質や、土壌の質を良好に保ち、それらの汚染等による被害や地盤沈下を防ぐため、水質調査、有害物質による土壌・地下水汚染の未然防止、生活排水の適正処理、地下水利用の抑制などが重要となっています。

取組の基本方向

水・土壌・地盤環境の保全を図るため、土壌や地下水汚染の未然防止や適正な地下水利用を推進します。

施策の概要

4-2-1 監視体制の整備と充実
(1) 水質調査等の充実
主要河川において水質調査を実施するほか、地下水についても水質調査を実施する。
(2) 生活排水監視体制の充実
公共下水道における生活排水中の化学物質のモニタリング等を実施する。
4-2-2 発生源対策の充実
(1) 工場・事業場に対する指導の徹底
工場・事業場に対して公害関係法令の遵守や排出水の自主測定、施設の適正管理に関する指導を実施するほか、水質事故の未然防止に係る啓発を行う。
(2) 土壌汚染対策に係る指導・助言
土地の所有者等に対する指導、助言を行うほか、有害物質使用事業場に対する指導を実施する。
(3) 地下水利用抑制の啓発
事業者に対し、地下水利用の抑制の啓発を実施する。
4-2-3 生活排水対策の充実
(1) 生活排水処理施設整備の推進
公共下水道の整備を推進するとともに、合併処理浄化槽の普及を促進する。
(2) 合流式下水道の機能改善
合流式下水道の緊急的な機能改善を実施する。

環境目標の実績と取組状況

整理番号	18					
担当課名	環境保全課					
指標名	河川水の生物化学的酸素要求量（BOD）に係る基準の達成率					
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H27 (目標)
	94%	94%	94%	94%	94%	環境基準の達成率維持を目指す。
25年度の 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場に対し立入検査を実施し、公害関係法令の遵守や排出水の自主測定、特定施設等の適正管理の指導を徹底した。 ⇒ 水質汚濁防止法に基づく特定施設に立入検査をし（105事業場）、排水基準や構造基準等の遵守について指導した。 公共下水道の整備や公共下水道等の計画のない区域における合併処理浄化槽の整備促進など、生活排水処理基本計画を推進した。 ⇒ 生活排水処理について、公共下水道整備面積を9,302 (ha)、合併処理浄化槽の累積整備基数を6,188 (基)、農業集落排水施設接続の処理人口を11,324 (人)とした。 河川の環境基準の達成状況を把握するため、「公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき、主要河川において計画的・継続的な水質調査を実施した。 ⇒ 計画に基づき、主要河川（11河川23地点）において、生活環境項目（年2～12回）、健康項目（年1～2回）、要監視項目（年1回）、その他の項目（年2回）を調査した。 					
評価	<p>「生活排水処理基本計画」に基づき、工場・事業場への立入検査の実施や排出水の自主測定、特定施設等における適正管理の指導徹底、公共下水道や合併処理浄化槽の整備促進などに取り組んだことにより、目標である環境基準の達成率を維持することができた。</p>					
課題と 今後の方向性	<p>公共用水域の状況については、国の定めた事務処理基準に則り、調査地点を更に精査し、より効果的・効率的な環境調査を実施する。また、今後も、河川水の生物化学的酸素要求量（BOD）に係る環境基準の達成状況を把握するとともに、生活環境の保全に努める。</p>					

基本施策 4-3 音・振動・臭気環境の保全，化学物資対策の推進

主な課題

騒音・振動や悪臭，化学物質による被害を防ぐため，交通・道路等の総合的対策，工場・事業場に対する指導，近隣公害の防止に係る啓発，化学物質に係る情報の提供などが重要となっています。

取組の基本方向

騒音・振動や悪臭，化学物質による被害を防ぐため，総合的な指導啓発や適切な情報提供に努めます。

施策の概要

4-3-1 監視体制の整備と自動車騒音対策の充実	
(1) 騒音調査の充実，関係機関に対する要望	自動車，東北新幹線，自衛隊航空機に関わる騒音等の調査を実施し，必要に応じて関係機関への要望を行う。
(2) 自動車騒音対策の充実	「公共交通ネットワークの充実・強化及び利用促進」や「自転車利用・活用の促進」，「低環境負荷型自動車利用環境の整備」により，自動車騒音対策を推進する。
4-3-2 近隣公害等への対応	
(1) 工場・事業場に対する指導の徹底（騒音・振動・悪臭）	工場・事業場に対して公害関係法令の遵守や騒音・振動・悪臭防止の指導を行う。
(2) 近隣公害の防止に係る啓発	近隣の騒音，振動，悪臭等を防ぐため，啓発を実施する。
4-3-3 化学物質への対応	
(1) 化学物質や農薬等の適正使用，適正管理，削減の推進	製造業や農業における化学物質や農薬等の適正使用，適正管理，削減に係る情報提供のほか，事業者意識の啓発を推進する。
(2) ダイオキシン対策の推進	大気，河川，河川底質，地下水，土壌の調査を行うほか，ダイオキシン類を発生する工場・事業場に対し立入検査を実施する。

環境目標の実績と取組状況

整理番号	19					
担当課名	環境保全課					
指標名	自動車騒音に係る環境基準の達成率					
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H27 (目標)
	87%	87%	87%	93%	85%	92%
25年度の 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音規制法第18条に基づき、国道等27地点の騒音実測と道路状況から環境基準達成状況を面的に推計する「面的評価」により自動車騒音を常時監視した。 ⇒ 道路沿道調査を実施した上で、自動車騒音を測定し、「面的評価」を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路沿道調査・・・車線数，幅員，舗装種別，遮音壁設置状況，規制速度等の変更確認，修正 ・ 騒音測定・・・・・・7地点（定点2地点，移動点5地点） ・ 面的評価・・・・・・37区間 					
評価	<p>25年度の調査結果については、一般国道における自動車騒音の達成率が悪化していることから、環境基準の達成率が向上しなかった。なお、自動車騒音の環境基準を超過している（9地点）地点について、平成21年度から、毎年2地点ずつ要請限度※の測定を実施しており、現在のところ要請限度については超過していない。</p> <p>※騒音規制法に基づく自動車騒音対策に係る行政措置で、市長が、県公安委員会に交通規制を要請，又は、道路管理者に道路構造の改善を意見できる騒音の限度のこと。</p>					
課題と 今後の方向性	<p>自動車騒音の監視や自動車騒音対策を推進するとともに、自動車の使用者に対しては、公共交通の利用促進やエコドライブの普及啓発を行うなど、良好な生活環境の保全に向けて取り組んでいく。</p>					

基本施策 4-4 生活環境の保全

主な課題

生活環境の保全に向けて、事業者の環境対策を促進するため、協定の推進、環境対策への支援、情報のオープン化と事務の効率化などが重要となっています。

取組の基本方向

自然環境と経済活動が調和した快適な生活環境を実現するため、事業者と連携した生活環境保全の取組等を推進します。

施策の概要

4-4-1 生活環境保全対策の推進
(1) 事業者と連携した生活環境保全対策の推進
公害防止と環境保全活動等に係る「宇都宮市環境協定」の締結事業者の拡大を図るほか、環境にやさしい工場の見学会の実施や、公害防止・化学物質に係る事業者研修会の開催、事業者の環境保全対策への支援を行う。
(2) 情報の公開
環境関連法令届出を電子管理化し、公開する。

環境目標の実績と取組状況

整理番号	20					
担当課名	環境保全課					
指標名	宇都宮市環境協定締結事業者数					
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H27 (目標)
	34社	34社	34社	33社	35社	54社
25年度の 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に対して、宇都宮市環境協定に基づく事業者の取組について、周知啓発を図った。 ⇒ 通年で、窓口においてパネルを展示し、市ホームページに掲載するとともに、イベント（もったいないフェア（9月）、エコもりフェア（10月））において、パネルを展示することで、周知啓発を図った。 ⇒ 環境にやさしい工場見学会（7月）において、事業者が直接説明することで、周知啓発を図った。 ・ 事業者に対して、宇都宮市環境協定に係わる意識調査を行った。 ⇒ 11月に協定を締結していない事業者に対して意識調査を行った。 ・ 宇都宮市環境協定に係わり、事業者と合意に至ったことから、新たに協定を締結した。 ⇒ 協定締結の対象となる事業者（2社）と、新たに協定を締結した。 ・ 協定に基づく悪臭の測定について、新たに軽減策を導入した。 ・ 騒音等測定結果の報告を受けるとともに、測定機器を貸出しました。 ⇒ 協定締結事業者から、騒音等の測定結果が報告された。 ⇒ 事業者（3社）に対して、騒音等の測定機器を貸し出した。 					

<p>評 価</p>	<p>市ホームページや窓口、イベント等において、宇都宮市環境協定に基づく事業者の取組の周知や、「環境にやさしい工場の見学会」の実施などにより、事業者と連携した生活環境保全を推進することができた。</p> <p>景気は緩やかに回復傾向にあるものの、環境協定の締結にはISO等の導入や騒音等の測定、設備の改善等に伴う経費の増加が見込まれ、締結事業者数の拡大は依然として難しい状況にある中、締結に関わる事業者への意識調査結果を活かし、締結事業者数を2社拡大することができたが、これまでの進捗の伸び悩みが影響し、期待値に到達することはできなかった。</p>
<p>課題と今後の方向性</p>	<p>締結事業者を拡大できるよう、引き続き、騒音等の測定機器の貸出を行うほか、悪臭の測定について新たな負担軽減策を導入する。また、現在の締結事業者の維持継続を図るため、ホームページやパネル展示などで広くPRを行う。</p>

宇都宮市環境協定締結事業者

平成 26 年 3 月 31 日現在

No.	事業者名	備考	No.	事業者名	備考
1	宇都宮化工株式会社	清原工業団地	21	株式会社マルハニチロ食品 化成食品事業部	清原工業団地
2	エア・ウォーター株式会社	清原工業団地	22	株式会社マルハニチロ食品 宇都宮工場	清原工業団地
3	エスペック株式会社	清原工業団地	23	株式会社ミツトヨ	清原工業団地
4	エム・イー・エム・シー株式会社	清原工業団地	24	株式会社 ムロ コーポレーション	清原工業団地
5	カルソニックカンセイ株式会社	清原工業団地	25	久光製薬株式会社	清原工業団地
6	カルビー株式会社	清原工業団地	26	日本ペイント株式会社	清原工業団地
7	キヤノン株式会社	清原工業団地	27	中外製薬工業株式会社	清原工業団地
8	清原住電株式会社	清原工業団地	28	株式会社関東三翠社	宇都宮工業団地
9	清水鋼鐵株式会社	清原工業団地	29	株式会社クボタ	宇都宮工業団地
10	新陽メタルビー株式会社	清原工業団地	30	クボタ空調株式会社	宇都宮工業団地
11	住友ベークライト株式会社	清原工業団地	31	東武建設株式会社	宇都宮工業団地
12	帝人デュポンフィルム株式会社	清原工業団地	32	日本パーカライジング株式会社	宇都宮工業団地
13	デュポン株式会社	清原工業団地	33	株式会社UACJカラーアルミ	宇都宮工業団地
14	東京応化工業株式会社	清原工業団地	34	村田発條株式会社	宇都宮工業団地
15	東京製鐵株式会社	清原工業団地	35	株式会社セルクリーンセンター	宇都宮工業団地
16	栃木住友電工株式会社	清原工業団地			
17	日圧電子部品株式会社	清原工業団地			
18	日本たばこ産業株式会社	清原工業団地			
19	日本山村硝子株式会社	清原工業団地			
20	マニー株式会社	清原工業団地			

環境分野5 人づくり

基本施策5-1 環境教育・環境学習の推進

主な課題

市民や事業者の間に環境についての知識や理解が深まり、主体的な人が育っていけるようにするため、環境情報の整備と提供のほか、人材育成、環境学習センターや市有施設等における環境学習などが重要となっています。

取組の基本方向

環境を大切にする人づくりを進めるため、様々な場所や機会を通して、環境教育・環境学習を推進します。

施策の概要

5-1-1 環境情報の整備と提供
(1) 環境情報の整備、提供、活用の推進 ホームページや情報誌等を活用した情報発信を行うほか、ひとやものを大切にする行動指針「もったいないの約束」等の啓発活動を推進する。
5-1-2 人材育成の推進
(1) 環境リーダー等の人材の育成 環境学習の指導者や地域で活動するリサイクル推進員、環境保全団体スタッフ等の地域の環境リーダーの育成・支援を図り、活動の活性化を促進する。
(2) 人材活用のための仕組みづくり 各種環境団体等とのネットワークの強化を図る。
5-1-3 環境学習の場と機会の創出・支援
(1) 環境学習手法等の開発、整備 環境学習に係る手法・教材等の開発、整備を行うとともに、広く教材の周知を図る。
(2) 環境学習のための場の充実 環境学習センターの機能の充実や、生涯学習センターや冒険活動センターとの連携による環境学習の場の充実を図る。
(3) 多様な学習機会の提供・支援 環境学習センター等における環境学習を推進するほか、環境イベント等の充実や幼児環境学習の推進などに取り組む。
(4) 各主体の連携による環境学習の推進 市民・事業者・市等の協力・連携による講座企画等を実施する。

環境目標の実績と取組状況

整理番号	21					
担当課名	環境政策課					
指標名	環境学習センターで開催する環境講座等の参加者数					
活動指標 (実績)	H21 (基準)	H22	H23	H24	H25	H27 (目標)
	4,450名	5,592名	6,955名	9,564名	9,613名	6,200名
25年度の 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が、環境に関する正しい知識と認識を深めていけるよう、本市の環境学習の拠点施設である環境学習センターにおいて、生活環境や自然環境、地球温暖化問題など、幅広い環境関連講座を通年で企画・実施し、環境学習機会の拡大を図った。 ・ また、環境講座等の開催に当たっては、大学等教育機関、企業、団体等との連携強化を進め、講座内容の充実を図り、広報面においても広報紙での参加者募集に加えて、ポスターを制作し、市内スーパーに掲示、新規の自治会回覧ルートの開拓、各種テレビ局の取材獲得や業界紙への投稿など幅広く活動したことにより、平25年度における環境講座等への参加者は、9,613名と目標値及び前年度実績を上回った。 					
評価	<p>各種主体との連携強化による、講座内容の充実と新たな広報ルートの開拓により、環境講座等への参加者が増え、環境配慮行動の実践につながるような環境教育・環境学習機会を提供することができた。</p>					
課題と 今後の方向性	<p>市民が環境に対する正しい知識と認識を深めることができる、環境学習機会の充実を図るため、今後も、環境問題に対する理解や関心を深める講座を開催し、市民一人ひとりの環境配慮行動の実践につなげていく。</p>					

基本施策 5-2 環境保全活動の促進

主な課題

環境保全活動に参加する人が増え、環境保全活動が発展し、地域の力となっていけるようにするため、「宇都宮市もったいない運動市民会議」等とのパートナーシップ、市民活動への支援、事業者や団体等の活動への支援などが重要となっています。

取組の基本方向

より良い環境を創出する活動の輪を広げるため、自発的な活動を促進するための支援や市民協働で取り組む仕組みづくりに努めます。

施策の概要

5-2-1 環境保全活動の促進	
(1) 環境保全活動の促進	
市民活動への支援や事業者のCSR活動等の促進、本市独自の仕組みである環境創造基金の活用などに取り組む。	
5-2-2 市民・事業者・市の連携の推進	
(1) 環境パートナーシップの強化	
環境NPO、企業、学校、関係機関等との連携強化や、市民協働による環境にやさしいまちづくりを進めるための地域コミュニティの推進を図る。	

環境目標の実績と取組状況

整理番号	22					
担当課名	みんなでまちづくり課					
指標名	市民活動サポートセンター（まちづくりセンター）の登録団体数（環境分野）					
活動指標（実績）	H21（基準）	H22	H23	H24	H25	H27（目標）
	26	29	29	29	31	36
25年度の取組内容	市民、非営利活動団体、地域活動団体、企業、学校など、様々なまちづくり活動主体によるまちづくり活動への支援 ⇒まちづくりセンターによる活動支援（登録団体数264） ⇒市民活動助成制度による活動支援（平成25年度6団体） ⇒ボランティア補償制度による活動支援					
評価	まちづくりセンターによる活動支援、市民活動助成制度による活動支援、ボランティア補償制度による活動支援などを通じて、まちづくりセンターの利用者数及び登録団体数が増加し、まちづくり活動が活発化することで、環境分野の活動団体数の増加につながった。					

課題と
今後の方向性

市民活動の活発化を図るため、多様なまちづくり活動主体の組織基盤の強化や特性・専門性を生かした連携・協力した取組みなど、まちづくりセンターを中心に各分野の活動を促進するとともに、環境分野におけるボランティア活動への参加や団体活動への支援を行いながら、人材の育成等につなげていく。

基本施策 5-3 環境配慮行動の推進

主な課題

環境配慮指針の運用による環境配慮行動の推進や、ISO14001の趣旨を生かした独自の環境マネジメントの仕組みの継続や充実を図ることにより、市民・事業者の具体的な環境配慮の推進・拡大を図っていく必要があります。

取組の基本方向

市民・事業者の環境に配慮した自発的な行動を促進するための支援や仕組みづくりを推進します。

施策の概要

5-3-1 環境配慮行動の推進	
(1) 環境配慮指針の運用	「宇都宮市環境配慮指針」の運用により、市民の日常生活や事業者の事業活動における環境配慮行動を促進する。
(2) 環境管理活動の推進	家庭、事業所、学校における環境配慮行動の促進を図るほか、市の業務における環境管理活動を推進する。
(3) 環境配慮に係る取組の推進	土地利用に関する大規模開発事前指導や、開発許可制度の適正な運用を行う。
(4) 「もったいない運動」の推進	もったいないの精神による市民の自主的な環境配慮行動を広げるため、もったいない運動を推進する。

環境目標の実績と取組状況

整理番号	23					
担当課名	環境政策課					
指標名	家庭版環境ISO認定制度認定数（累計）					
活動指標 （実績）	H21（基準）	H22	H23	H24	H25	H27（目標）
	1,323 世帯	1,520 世帯	1,661 世帯	2,112 世帯	2,366 世帯	2,600 世帯
25年度の 取組内容	<p>・家庭版環境ISO（みやエコファミリー）認定制度に登録してもらうことで、各家庭において、環境配慮行動の積極的な推進と拡大を図った。</p> <p>⇒うつのみや城址まつりなど、3つの他団体主催イベントで加入促進キャンペーンを実施</p> <p>⇒12月に協力店スーパー7店舗の店頭で申込受付を実施</p> <p>⇒広報紙12月号で取組について紹介</p> <p>⇒市ホームページにて、通年で取組について紹介</p>					
評価	<p>平成25年度は、環境に関する各種イベントに参加するなど、あらゆる機会でも、家庭版環境ISO認定制度登録の普及啓発を実施したことにより、新たに177件の家庭を認定し、環境配慮行動を実践する家庭数を増やすことができた。</p>					
課題と 今後の方向性	<p>温室効果ガスやごみ排出量の削減を進めていくためには、各家庭における環境配慮行動を促し、市域全体に広げていくことが大切である。</p> <p>こうしたことから、市民の自発的な行動を促す有効な手段である「家庭版環境ISO」について、認定家庭数を今後、更に増やしていくため、市民が「家庭版環境ISO」に取り組みやすい仕組みを構築する必要がある。</p> <p>このため、これまで以上の多くの家庭の参加を促していくことができるよう、認定制度の申請手続きを見直すとともに、各種イベントと連携した積極的な普及啓発を行う。</p>					

第3部

環境の現状

- 1 大気環境関係
- 2 水・**土壌**環境関係
- 3 その他生活環境関係
- 4 廃棄物関係
- 5 その他

第3部 目次

1 大気環境関係

1	本市の自家用車保有台数とバス輸送人員の推移	66
2	大気環境に係る環境基準等	67
3-1	大気汚染状況常時監視測定局地点	68
3-2	大気汚染状況常時監視測定項目	69
4	二酸化硫黄の経年変化	70
5	二酸化窒素の経年変化	70
6	一酸化炭素の経年変化	70
7	浮遊粒子状物質の経年変化	70
8-1	光化学オキシダント環境基準達成率の経年変化	72
8-2	光化学スモッグ注意報発令回数	72
9	非メタン炭化水素指針値達成率の経年変化	72
10	酸性雨の経年変化	72
11	微小粒子状物質(PM2.5)	72
12	有害大気汚染物質の経年変化	74
13-1	アスベスト環境調査地点	75
13-2	アスベスト濃度の経年変化	75
14	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の設置状況	76
15	大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設の設置状況	76
16	大気汚染防止法に基づく立入検査結果	76
17-1	大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設の設置状況	77
17-2	栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じん発生施設の設置状況	77
18-1	ダイオキシン類環境調査地点(大気)	78
18-2	ダイオキシン類の経年変化(大気)	78
19	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況(大気)	79
20	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査結果(大気)	79
21	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に係る自主測定結果(大気)	80

2 水・土壌環境関係

1	水・土壌環境に係る環境基準	81
2-1	公共用水域水質調査地点	83
2-2	鬼怒川・中小河川水質調査地点	84
3	公共用水域水質測定結果(生活環境項目)	85
4	公共用水域水質測定結果(健康項目)	86
5	公共用水域水質測定結果(特殊項目)	88
6-1	公共用水域水質測定結果(要監視項目)	89
6-2	地下水水質測定結果(要監視項目)	90
7-1	中小河川水質調査地点	91
7-2	中小河川水質測定結果(生活環境項目)	91
8-1	鬼怒川水質測定結果(健康項目)	92
8-2	鬼怒川水質測定結果(特殊項目等)	93
9	地下水水質測定結果(概況調査)	94
10	地下水水質測定結果(定期モニタリング調査)	98

11	ゴルフ場の農薬使用に伴う水質測定調査結果	100
12-1	水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置状況	102
12-2	有害物質貯蔵指定施設の設置状況	102
13	栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設の設置状況	103
14	水質汚濁防止法等に基づく立入検査結果	103
15-1	ダイオキシン類環境調査地点(河川水質, 河川底質)	104
15-2	ダイオキシン類の経年変化(河川水質, 河川底質)	104
15-3	ダイオキシン類環境調査地点(地下水, 土壌)	105
15-4	ダイオキシン類環境調査地点(地下水)	105
15-5	ダイオキシン類の経年変化(土壌)	106
16	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況(水質)	107
17	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査結果(水質)	107
18	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に係る自主測定結果(水質)	107

3 その他生活環境関係

1	騒音, 振動, 悪臭に係る環境基準等	108
2	騒音に係る特定施設の設置状況及び特定建設作業の状況	109
3	振動に係る特定施設の設置状況及び特定建設作業の状況	110
4-1	東北新幹線騒音振動調査地点	111
4-2	東北新幹線騒音の経年変化	111
4-3	東北新幹線振動の経年変化	111
5-1	航空機騒音測定地点	113
5-2	航空機騒音の経年変化	114
5-3	航空機騒音測定結果	115
6-1	自動車騒音環境基準達成率の経年変化	116
6-2	自動車騒音環境基準達成状況の評価結果(道路種類別)	116
7	栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭に係る特定施設の設置状況	116
8	公害等に係る苦情処理件数の経年変化	117

4 廃棄物関係

1	本市のごみ処理量の推移	118
2	本市のリサイクル率, 最終処分量の推移	118

5 その他

1	本市の農業の推移	119
2	本市の河川の概要	120

1. 大気環境関係

1 本市の自家用車保有台数とバス輸送人員の推移

年次	自家用車(軽自動車含)			バス	
	保有台数	1世帯当たり保有台数		輸送人員 (千人)	系統数
		本市	全国平均		
昭和61年度 (1985)	131,800	—	—	31,159	171
平成2年度 (1990)	164,200	1.10	—	29,928	167
平成7年度 (1995)	199,800	1.29	0.97	25,657	130
平成8年度 (1996)	209,000	1.33	1.00	24,523	139
平成9年度 (1997)	217,700	1.36	1.03	23,424	155
平成10年度 (1998)	224,300	1.38	1.05	21,740	156
平成11年度 (1999)	229,100	1.39	1.05	20,148	153
平成12年度 (2000)	234,500	1.40	1.07	19,222	155
平成13年度 (2001)	246,500	1.43	1.09	17,828	155
平成14年度 (2002)	252,600	1.45	1.10	18,219	165
平成15年度 (2003)	257,300	1.45	1.10	17,275	166
平成16年度 (2004)	263,212	1.46	1.11	16,900	165
平成17年度 (2005)	268,700	1.46	1.11	16,280	150
平成18年度 (2006)	300,069	1.49	1.11	15,199	142
平成19年度 (2007)	301,875	1.48	1.10	15,341	146
平成20年度 (2008)	304,126	1.47	1.09	14,359	144
平成21年度 (2009)	307,598	1.47	1.08	13,610	142
平成22年度 (2010)	310,431	1.48	1.08	13,032	141
平成23年度 (2011)	315,152	1.48	1.08	13,621	140
平成24年度 (2012)	318,488	1.48	1.08	13,718	163

※平成24年度が最新数値

2 大気環境に係る環境基準等

物質名	性質	環境基準等
二酸化硫黄 (SO ₂)	石油や石炭等の硫黄を含む化石燃料の燃焼に伴い発生する。高濃度で呼吸器系に影響を及ぼす恐れがある。酸性雨の原因物質でもある。	1時間値の1日平均値が 0.04(ppm)以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	石油やガス等の燃焼に伴い発生する。高濃度で呼吸器系に影響を及ぼす恐れがある。酸性雨の原因物質でもある。	1時間値の1日平均値が 0.04(ppm)から 0.06(ppm)までのゾーン内またはそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	炭素や炭素化合物が不十分な酸素での燃焼に伴い発生する。高濃度で中枢神経に影響を及ぼす恐れがある。ディーゼル自動車に含まれる微粒子が特に問題となっている。	1時間値の1日平均値が 10(ppm)以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20(ppm)以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中に浮遊する粒径 10(μm)以下の粒子状物質をいう。高濃度で呼吸器系に影響を及ぼす恐れがある。主な発生源に工場等のばいじんやガソリン自動車の排出ガスがある。	1時間値の1日平均値が 0.10(mg/m ³)以下であり、かつ、1時間値が 0.20(mg/m ³)以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	工場や自動車から排出された窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線により光化学反応を起こして生成される酸化性物質をいう。高濃度で目の粘膜への刺激や呼吸器系に影響を及ぼす恐れがある。	1時間値が 0.06(ppm)以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	浮遊粉じんのうち、粒径 2.5(μm)以下のもの。浮遊粒子状物質 (SPM) よりも健康に有害な影響を与える可能性が高いとされている。主な発生源としては、工場等のばい煙発生施設や自動車(一次生成)と、工場や自動車から排出される硫黄酸化物等が大気中で光やオゾンと反応して生成(二次生成)されることが挙げられます。	1年平均値が 15(μg/m ³)以下であり、かつ、1時間値の1日平均値が 35(μg/m ³)以下であること。
ベンゼン	揮発性が高く、特有の臭気をもつ可燃性の液体で、溶剤やガソリンのアンチノック剤などに使用される。発ガン性が認められている。	年平均値が 3(μg/m ³)以下であること。
トリクロロエチレン	揮発性をもつ不燃性の液体で、金属や機械部品の脱脂・洗浄剤、一般溶剤等に使用される。吸入により頭痛・吐き気や接触による皮膚炎等をおこす。	年平均値が 200(μg/m ³)以下であること。
テトラクロロエチレン	有機塩素化合物の一つで、無色透明で不燃性の液体。ドライクリーニング用の洗浄剤や金属の脱脂洗浄剤等に使用される。吸入により頭痛や吐き気をおこし、接触により皮膚炎をおこす。	年平均値が 200(μg/m ³)以下であること。
ジクロロメタン	有機塩素化合物の一つで、無色透明で揮発性を有する可燃性の液体。塗料の剥離材やプリント基板の洗浄剤等に使用される。吸入によりめまいや嘔吐、知覚障害をおこす。	年平均値が 150(μg/m ³)以下であること。
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称。塩素を含むごみを燃焼させた場合等に発生し、人の健康に重大な影響を与える恐れがある。	年平均値が 0.6(pg-TEQ/m ³)以下であること。
非メタン炭化水素 (NMHC)	炭素と水素から成り立っている化合物の総称。光化学スモッグの原因物質とされており、主な発生源にガソリン自動車の排出ガスがある。	※濃度指針 午前6時から9時までの3時間平均値が 0.20(ppmC)から 0.31(ppmC)までのゾーン内又はそれ以下であること。

※ ppm 1(ppm(ピ-ピー-エム))=1(m³)の1(cm³)(100万分の1)

※ μm 1(μm(マイクromートル))=100万分の1(m)

※ μg 1(μg(マイクログラム))=100万分の1(g)

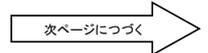
※ pg 1(pg(ピコグラム))=1兆分の1(g)

※ TEQ TEQ(毒性等量) ダイオキシン類には多くの種類の物質があり、毒性も異なるため、毒性を評価する際に、毒性の最も強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を1として換算して表す。

3-2 大気汚染状況常時監視測定項目

測定局	所在地	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (O _x)	非メタン炭化水素 (NMHC)
一般環境測定局							
1	中央	中央1-1-13	○	○		○	○
2	泉が丘小学校	泉が丘7-12-14				○	
3	雀宮中学校	雀の宮7-28-16		○		○	
4	瑞穂野北小学校	下桑島町465				○	
5	細谷小学校	細谷1-4-38		○		○	
6	清原	上籠谷町1145		○		○	
7	河内	岡本町2145-13		○		○	
自動車排出ガス測定局							
8	大通り	馬場通り1-1-11	○	○	○	○	○
9	平出	平出町1260	○	○	○		○
合計			3	7	2	9	4
							3

4 二酸化硫黄の経年変化



	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
本町	0.037	0.051	0.036	0.032	0.022	0.022	0.020	0.018	0.019	0.015	-	-	-	-	-	-	-
中央	-	-	-	-	0.023	0.023	0.020	0.019	0.019	0.018	0.023	0.021	0.017	0.017	0.018	0.019	0.018
泉が丘小	-	-	-	-	0.011	0.011	0.010	0.011	0.010	0.011	0.013	0.013	0.011	0.010	0.010	0.011	0.009
雀宮中	-	-	-	-	0.012	0.013	0.011	0.011	0.011	0.011	0.013	0.011	0.012	0.010	0.011	0.011	0.008
瑞穂野北小	-	-	-	-	0.015	0.012	0.008	0.008	0.009	0.008	0.010	0.010	0.010	0.009	0.010	0.009	0.007
細谷小	-	-	-	-	0.011	0.013	0.009	0.010	0.011	0.010	0.011	0.012	0.011	0.009	0.010	0.011	0.012
清原	-	-	-	-	0.010	0.009	0.009	0.008	0.010	0.009	0.011	0.011	0.011	0.009	0.010	0.012	0.012
大通り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

5 二酸化窒素の経年変化

	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
本町	0.047	0.043	0.058	0.059	0.029	0.037	0.030	0.030	0.035	0.027	-	-	-	-	-	-	-
中央	-	-	-	-	0.030	0.037	0.030	0.029	0.035	0.030	0.032	0.040	0.036	0.040	0.038	0.038	0.036
雀宮中	-	-	-	-	0.041	0.035	0.027	0.027	0.024	0.025	0.027	0.033	0.033	0.028	0.030	0.034	0.033
細谷小	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清原	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.032	0.028	0.028	0.029	0.031	0.027
河内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大通り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.046	0.049
平出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

6 一酸化炭素の経年変化

	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
本町	5.7	3.5	5.4	2.4	3.2	3.2	2.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中央	-	-	-	-	-	-	-	2.7	3.3	3.1	1.9	1.5	1.5	1.6	1.4	1.4	1.3
大通り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.1	1.1	1.6
平出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

7 浮遊粒子状物質の経年変化

	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
中央	-	-	-	-	0.042	0.043	0.042	0.039	0.039	0.039	0.039	0.033	0.035	0.040	0.042	0.044	0.042
泉が丘小	-	-	-	-	0.053	0.051	0.051	0.046	0.045	0.046	0.046	0.040	0.039	0.041	0.043	0.040	0.036
宮の原小	-	-	-	-	0.049	0.047	0.048	0.042	0.040	0.039	0.042	0.045	0.039	0.039	0.039	0.032	0.031
雀宮中	-	-	-	-	0.047	0.047	0.049	0.045	0.044	0.045	0.039	0.045	0.034	0.041	0.041	0.040	0.038
瑞穂野北小	-	-	-	-	0.080	0.065	0.051	0.044	0.045	0.047	0.048	0.041	0.041	0.041	0.038	0.037	0.040
細谷小	-	-	-	-	0.049	0.048	0.045	0.041	0.041	0.041	0.040	0.049	0.042	0.037	0.037	0.036	0.031
清原	-	-	-	-	0.041	0.040	0.039	0.035	0.035	0.038	0.039	0.039	0.033	0.035	0.036	0.035	0.030
河内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大通り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.041	0.050
平出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ ppm : 1 (ppm (μg-μm)) = 1(m³) の 1 (cm³) (100万分の1)

單位:(ppm)

H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	環境基準	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.04以下
0.017	0.018	0.020	0.020	0.018	0.017	0.008	0.008	0.008	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003	0.002	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	
0.009	0.009	0.010	0.009	0.010	0.010	0.005	0.002	0.003	0.002	0.002	0.003	0.002	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
0.009	0.009	0.009	0.011	0.010	0.009	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	—	—	—	—	
0.008	0.008	0.009	0.008	0.008	0.008	0.004	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.005	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
0.011	0.015	0.019	0.020	0.020	0.022	0.006	0.007	0.008	0.007	0.007	0.007	0.005	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
0.009	0.009	0.009	0.009	0.011	0.010	0.005	0.006	0.007	0.007	0.003	0.003	0.003	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	

單位:(ppm)

H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	環境基準	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.06以下
0.038	0.041	0.040	0.041	0.042	0.043	0.026	0.026	0.026	0.025	0.025	0.024	0.023	0.021	0.019	0.018	0.017	0.017	0.016	0.015	0.015	0.015	
0.032	0.037	0.039	0.038	0.036	0.039	0.017	0.019	0.019	0.018	0.018	0.015	0.015	0.013	0.014	0.012	0.012	0.011	0.011	0.010	0.010	0.010	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.014	0.014	0.013	0.012	0.013	0.013	
0.027	0.031	0.031	0.036	0.034	0.037	0.017	0.018	0.018	0.018	0.006	0.002	0.005	0.017	0.016	0.014	0.013	0.013	0.015	0.015	0.011	0.011	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.018	0.018	0.017	0.016	0.015	0.014	0.013	0.012	0.011	0.012	0.012	0.012	
0.047	0.047	0.047	0.048	0.050	0.048	0.034	0.032	0.029	0.034	0.034	0.033	0.032	0.031	0.029	0.028	0.028	0.026	0.024	0.024	0.023	0.023	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.036	0.036	0.032	0.032	0.029	0.024	0.019	0.023	0.023	

單位:(ppm)

H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	環境基準	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10以下
1.2	1.1	0.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1.5	1.4	1.4	1.3	1.3	1.2	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.5	0.5	0.5	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	

單位:(mg/m³)

H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	環境基準
0.040	0.043	0.045	0.043	0.041	0.039	0.027	0.021	0.039	0.028	0.029	0.025	0.025	0.023	0.020	0.020	0.019	0.017	0.018	0.016	0.016	0.1以下
0.032	0.035	0.032	0.036	0.037	0.035	0.028	0.035	0.034	0.029	0.026	0.024	0.027	0.030	0.026	0.025	0.022	0.021	0.020	0.019	0.019	
0.030	0.032	0.034	0.035	0.035	0.034	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
0.037	0.038	0.039	0.042	0.041	0.040	0.034	0.040	0.036	0.031	0.036	0.032	0.024	0.029	0.027	0.026	0.022	0.022	0.021	0.019	0.018	
0.037	0.039	0.037	0.036	0.033	0.034	0.027	0.028	0.027	0.028	0.030	0.027	0.027	0.025	0.022	0.022	0.020	0.019	0.019	0.019	0.019	
0.034	0.036	0.037	0.039	0.037	0.041	0.037	0.041	0.023	0.020	0.024	0.030	0.030	0.029	0.026	0.026	0.027	0.028	0.027	0.025	0.017	
0.025	0.033	0.034	0.036	0.039	0.038	0.032	0.036	0.030	0.027	0.025	0.024	0.023	0.021	0.029	0.028	0.025	0.024	0.027	0.026	0.025	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.031	0.031	0.031	0.031	0.032	0.033	0.030	0.028	0.028	0.025	0.027	
0.044	0.048	0.050	0.048	0.046	0.044	0.038	0.033	0.034	0.027	0.025	0.030	0.029	0.028	0.026	0.026	0.023	0.022	0.021	0.020	0.020	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.033	0.029	0.031	0.027	0.025	0.022	0.020	0.018	

8-1 光化学オキシダント環境基準達成率の経年変化



	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
本町	89.9	100.0	97.9	97.0	98.5	98.8	99.0	99.3	98.5	90.5	—	—	—	—	—	—	—
中央	—	—	—	—	99.1	99.2	99.4	99.6	98.1	95.2	96.5	95.7	97.5	99.3	95.5	95.1	93.1
雀宮中	—	—	—	—	95.9	98.6	96.7	98.8	94.7	89.6	93.8	87.1	95.3	94.4	98.1	94.6	90.3
河内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
清原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

8-2 光化学スモッグ注意報発令回数

	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
宇都宮市	—	—	—	—	0	0	0	1	0	2	0	5	3	1	1	1	12
【参考】全国	—	—	—	—	86	59	73	131	135	171	85	168	86	63	242	121	164

【参考】光化学スモッグ注意報発令基準

種別	内容
注意報	一の測定点(本市では、中央、雀宮、鹿沼市役所測定局)において、オキシダント測定値が0.12(ppm)以上となり、継続すると認められるとき。
警報	一の測定点において、オキシダント測定値が0.24(ppm)以上となり、継続すると認められるとき。
重大緊急報	一の測定点において、オキシダント測定値が0.40(ppm)以上となり、継続すると認められるとき。

※ ppm : 1 (ppm (μg-μg/m³)) = 1 (m³) の 1 (cm³) (100万分の1)

9 非メタン炭化水素指針値達成率の経年変化

	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
中央	—	—	—	—	—	—	54.8	66.3	65.5	68.6	73.2	69.3	73.2	75.4	59.7	49.6	46.8
大通り	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	74.2	38.1
平出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

10 酸性雨の経年変化 (PH)

	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
中央	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.4
河内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.6

11 微小粒子状物質 (PM2.5)

	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
雀宮中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

単位:(%)

H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	全国平均		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	93.9 (H24)	
96.6	90.4	95.5	95.5	94.1	97.4	98.9	98.4	94.1	96.8	95.4	94.7	94.0	94.9	92.7	94.2	95.5	89.7	94.4	92.9	95.2			
91.3	92.0	94.4	93.5	91.7	95.1	92.8	94.8	96.1	88.5	88.4	87.1	88.4	90.0	86.1	88.1	89.8	86.9	89.2	89.6	89.0			
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	92.5	89.5	92.6	93.7	89.6	90.5	92.9	97.7		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	93.8	90.0	92.1		

単位:(回)

H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
2	3	1	2	2	2	0	1	9	9	5	6	8	5	8	2	2	0	5	0	0
71	175	139	99	95	135	100	259	193	184	108	189	185	177	220	144	123	182	82	53	106

単位:(%)

H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
62.0	72.6	66.3	65.7	79.1	80.5	64.9	73.4	80.3	87.7	85.8	87.4	87.0	82.5	70.1	96.6	93.9	96.1	97.7	99.2	99.7
44.5	67.4	53.1	44.5	44.3	56.1	57.2	58.7	53.2	84.6	93.4	93.5	86.6	91.8	89.0	95.5	98.6	97.1	98.6	98.9	98.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	74.1	67.2	61.5	70.0	92.5	98.9	94.2	97.5

単位:(—)

H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
4.8	4.6	5.0	4.8	4.8	4.8	5.2	5.0	4.9	4.9	4.3	4.4	4.4	4.5	4.2	4.7	4.6	—	—	—	—
4.7	4.8	4.7	4.8	4.7	4.7	4.8	4.5	4.5	5.0	4.8	4.6	4.5	4.7	4.7	4.6	4.7	4.8	4.8	4.8	4.8

単位:($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	環境基準
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13.8
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15.3

12 有害大気汚染物質の経年変化

西小学校(一般環境)

単位(μg/m³)

物質名	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	環境基準等
ベンゼン	3.1	2.4	2.2	2.2	1.9	1.7	1.6	1.5	1.5	1.3	1.2	1.1	1.0	0.95	0.93	0.86	3
トリクロロエチレン	1.0	1.1	1.1	0.86	0.71	0.58	0.53	0.22	0.59	0.40	0.30	0.26	0.47	0.24	0.21	0.33	200
テトラクロロエチレン	0.69	0.57	0.57	0.41	0.35	0.29	0.28	0.13	0.35	0.29	0.20	0.24	0.15	0.11	0.12	0.14	200
ジクロロメタン	2.9	3.1	3.1	2.4	1.9	1.9	1.8	1.4	1.5	1.8	1.4	0.98	1.3	1.1	1.0	1.1	150
アクリロニトリル	0.087	0.078	0.058	0.057	0.048	0.052	0.038	0.033	0.035	0.028	0.035	0.047	0.029	0.026	0.025	0.026	2
塩化ビニルモノマー	0.180	0.059	0.052	0.037	0.031	0.030	0.018	0.012	0.030	0.017	0.016	0.010	0.013	0.013	0.029	0.013	10
水銀及びその化合物	0.0023	0.0024	0.0025	0.0023	0.0019	0.0021	0.0020	0.0026	0.0021	0.0021	0.0018	0.0018	0.0019	0.0017	0.0019	0.0020	0.04
ニッケル化合物	0.0040	0.0040	0.0031	0.0029	0.0027	0.0027	0.0028	0.0029	0.0019	0.0034	0.0029	0.0020	0.0017	0.0019	0.0012	0.0017	0.025
クロロホルム	0.19	0.19	0.22	0.19	0.02	0.22	0.17	0.13	0.18	0.22	0.27	0.18	0.21	0.21	0.18	0.19	18
1,2-ジクロロエタン	0.180	0.089	0.100	0.066	0.078	0.071	0.061	0.044	0.110	0.071	0.068	0.091	0.16	0.070	0.11	0.096	1.6
1,3-ブタジエン	0.37	0.35	0.29	0.38	0.32	0.23	0.26	0.18	0.29	0.18	0.18	0.13	0.12	0.088	0.084	0.093	2.5
アセトアルデヒド	4.1	3.3	3.4	3.1	3.6	3.0	3.4	2.4	3.6	3.1	4.3	3.5	3.0	4.0	1.6	1.9	-
ホルムアルデヒド	4.5	4.5	4.8	4.1	4.5	3.8	3.8	2.9	4.0	3.5	4.0	5.6	5.2	6.8	2.7	3.3	-
ベリリウム及びその化合物	0.000040	0.000041	0.000024	0.000031	0.000027	0.000018	0.000021	0.000018	0.000013	0.000094	0.000012	0.000012	0.000010	0.000013	0.000014	0.000091	-
マンガン及びその化合物	0.023	0.023	0.019	0.026	0.020	0.018	0.017	0.020	0.011	0.011	0.013	0.012	0.012	0.017	0.013	0.012	0.14
クロム及びその化合物	0.0038	0.0120	0.0033	0.0033	0.0038	0.0026	0.0023	0.0030	0.0018	0.0019	0.0029	0.0023	0.0013	0.0017	0.0012	0.0020	-
砒素及びその化合物	0.00130	0.00140	0.00140	0.00120	0.00094	0.00087	0.00150	0.00071	0.00060	0.00062	0.00080	0.00070	0.00071	0.00086	0.00084	0.00059	-
ベンゾ[a]ピレン	0.00110	0.00047	0.00035	0.00051	0.00037	0.00021	0.00022	0.00016	0.00012	0.00013	0.00014	0.00025	0.00011	0.00016	0.00011	0.000094	-
酸化エチレン	-	-	0.100	0.090	0.100	0.080	0.090	0.074	0.084	0.100	0.092	0.095	0.050	0.061	0.063	0.067	-
塩化メチル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.6	-
トルエン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-

清原小学校(固定発生源周辺)

単位(μg/m³)

物質名	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	環境基準等
ベンゼン	2.10	1.90	1.60	1.50	1.40	1.30	1.30	0.98	1.20	0.91	1.1	0.85	0.86	0.75	0.73	0.69	3
トリクロロエチレン	0.53	0.78	0.69	0.51	0.47	0.45	0.39	0.15	0.44	0.27	0.26	0.16	0.26	0.16	0.16	0.21	200
テトラクロロエチレン	0.340	0.430	0.390	0.370	0.240	0.190	0.110	0.036	0.180	0.086	0.067	0.047	0.052	0.056	0.072	-	200
ジクロロメタン	2.2	4.1	4.7	6.4	5.9	2.9	4.4	2.8	3.6	2.9	4.2	3.4	3.3	2.9	3.2	1.6	150
アクリロニトリル	0.057	0.067	0.048	0.048	0.030	0.043	0.031	0.026	0.046	0.023	0.035	-	-	-	-	-	2
塩化ビニルモノマー	0.067	0.062	0.057	0.040	0.025	0.030	0.021	0.017	0.032	0.021	0.028	-	-	-	-	-	10
水銀及びその化合物	0.0019	0.0022	0.0025	0.0022	0.0019	0.0021	0.0020	0.0024	0.0020	0.0020	0.0020	0.0017	0.0020	0.0017	0.0017	-	0.04
ニッケル化合物	0.0040	0.0042	0.0031	0.0026	0.0027	0.0030	0.0025	0.0025	0.0020	0.0027	0.0032	0.0022	0.0012	0.0015	0.00096	-	0.025
クロロホルム	0.21	0.18	0.21	0.15	0.17	0.17	0.13	0.13	0.21	0.20	0.24	-	-	-	-	0.26	18
1,2-ジクロロエタン	0.120	0.130	0.110	0.061	0.068	0.071	0.064	0.037	0.100	0.076	0.074	0.090	0.10	0.066	0.10	-	1.6
1,3-ブタジエン	0.210	0.250	0.170	0.220	0.180	0.140	0.170	0.087	0.190	0.087	0.140	-	-	-	-	0.066	2.5
アセトアルデヒド	3.6	2.7	3.5	2.7	3.7	2.9	3.4	2.6	2.8	2.9	3.8	-	-	-	-	1.3	-
ホルムアルデヒド	3.9	3.8	4.5	3.5	4.4	3.6	3.4	2.3	2.6	2.9	3.5	4.1	4.2	5.9	2.4	2.2	-
ベリリウム及びその化合物	0.000050	0.000040	0.000021	0.000020	0.000020	0.000020	0.000020	0.000028	0.000014	0.000015	0.000011	-	-	-	-	-	-
マンガン及びその化合物	0.020	0.022	0.019	0.021	0.019	0.021	0.019	0.025	0.015	0.016	0.012	0.013	0.011	0.016	0.014	-	0.14
クロム及びその化合物	0.0034	0.0120	0.0035	0.0029	0.0032	0.0032	0.0024	0.0045	0.0240	0.0016	0.0023	0.0019	0.0015	0.0015	0.0012	-	-
砒素及びその化合物	0.00140	0.00120	0.00180	0.00120	0.00100	0.00110	0.00150	0.00089	0.00073	0.00068	0.00079	0.00071	0.00089	0.00093	0.00088	-	-
ベンゾ[a]ピレン	0.00130	0.00048	0.00030	0.00039	0.00037	0.00028	0.00023	0.00018	0.00019	0.00012	0.00019	0.00014	0.00013	0.00019	0.00018	0.00011	-
酸化エチレン	-	-	0.100	0.074	0.091	0.072	0.080	0.069	0.074	0.070	0.080	0.077	0.041	0.050	0.054	0.053	-
トルエン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-

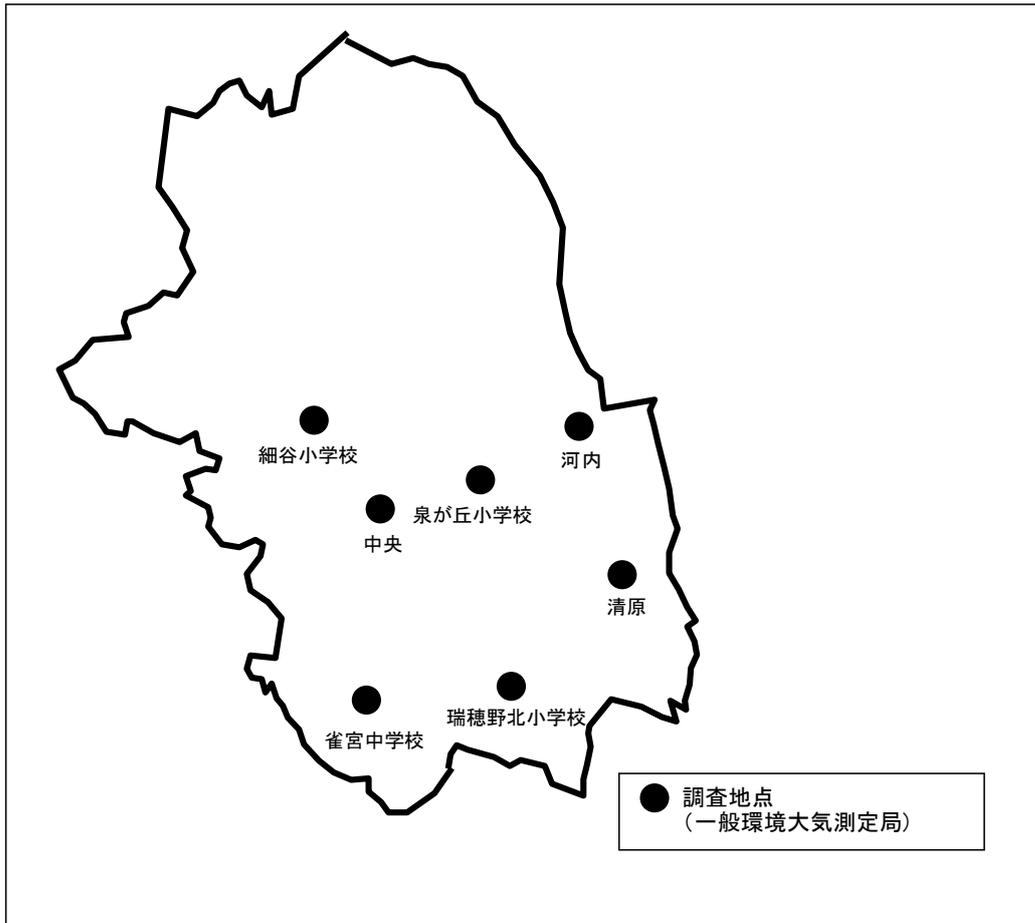
平出自動車排出ガス測定局(沿道)

単位(μg/m³)

物質名	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	環境基準等
ベンゼン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.1	1.2	0.90	0.96	0.82	3
1,3-ブタジエン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.18	0.17	0.11	0.13	0.10	2.5
アセトアルデヒド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.3	3.0	3.7	1.6	1.7	-
ホルムアルデヒド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.0	5.2	6.1	2.5	2.8	-
ベンゾ[a]ピレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00017	0.00019	0.00019	0.00018	0.000092	-
トルエン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	-

※ 1(μg(マイクログラム))=100万分の1(g)
 ※ 一般環境 固定発生源や移動発生源からの影響を受けにくい地点で測定している。
 ※ 固定発生源周辺 本市では北向きの風が多いため、清原工業団地南側で測定している。
 ※ 沿道 自動車からの排出ガスの影響を把握できる地点で測定している。

13-1 アスベスト環境調査地点



13-2 アスベスト濃度の経年変化

単位:(本/L)

測定地点	所在地		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
中央	中央1-1-13	①シンボルロード側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.063	0.056未満	0.056未満	0.056未満
		②駐輪場側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満
泉が丘小学校	泉が丘7-12-14	①局舎側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056未満	0.056未満	0.056	0.056未満
		②ゴミ置倉庫側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056	0.056未満	0.056未満	0.056未満
雀宮中学校	雀の宮7-28-16	①プール倉庫側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056	0.056未満	0.056未満	0.056未満
		②体育倉庫側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056未満	0.056未満	0.056	0.056未満
瑞穂野北小学校	下桑島町465	①局舎側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056	0.056未満	0.056	0.056
		②変電施設側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056未満	0.056未満	0.056	0.057
細谷小学校	細谷1-4-38	①局舎側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056	0.056未満	0.056未満	0.056
		②体育倉庫側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056
清原	上籠谷町1145	①局舎側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056
		②駐車場側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満
河内	下岡本町2145-13	①局舎側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.056未満	0.056未満	0.056	0.056未満
		②テニスコート側	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.12未満	0.062	0.056未満	0.056未満	0.056

※ 0.12未満:測定下限値未満(H18~H21) , 0.056未満:測定下限値未満(H22~)

H22から測定方法変更(アスベストモニタリングマニュアル(第3版→第4版))

※ アスベストについては、環境基準が設定されていないことから、大気汚染防止法に規定するアスベスト発生工場の敷地境界での規制基準である「大気中のアスベスト濃度が1リットルにつき10本であること」で評価

1 4 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の設置状況

ばい煙発生施設	施設数
ボイラー	655
焙焼炉, 焼結炉及び煅焼炉	1
溶鉱炉, 転炉及び平炉	2
キューボラ, 溶解炉	8
金属加熱炉	23
セメント焼成路, その他焼成炉	2
直火炉	2
骨材乾燥炉, 乾燥炉	10
電気炉	1
廃棄物焼却炉	20
鉛溶解炉	10
ガスタービン	30
ディーゼル機関	91
ガス機関	4
合 計	859
工場・事業場数	293

※ 1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

1 5 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設の設置状況

揮発性有機化合物排出施設	施設数
塗装施設	1
乾燥施設(塗装)	2
乾燥施設(粘着テープ等)	10
乾燥施設(グラビア印刷)	1
合 計	14
工場・事業場数	6

※ 1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

1 6 大気汚染防止法に基づく立入検査結果

区分	立入検査 件数	分析結果		指導件数							
		適合	不適合	排出・ 管理基準 遵守	自主分析 実施	申請届出	施設等 点検・ 管理	処理施設 等設置・ 改善	管理組織 体制	記録整備	その他
ばい煙 発生施設	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
揮発性有 機化合物 排出施設	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0

17-1 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設の設置状況

一般粉じん発生施設	施設数
鉱物・土石の堆積場	9
ベルトコンベア・バケットコンベア	3
破碎機・摩砕機	1
ふるい	1
合計	14
工場・事業場数	8

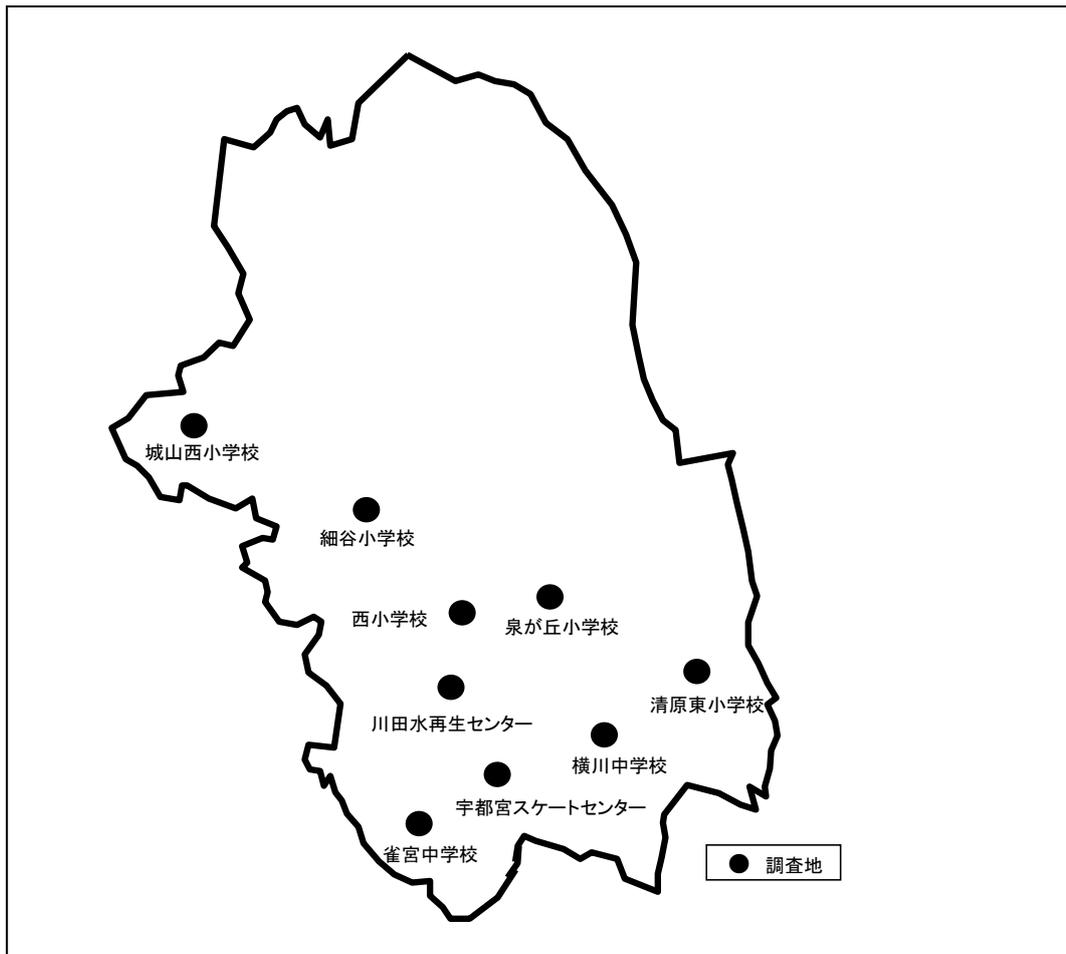
※ 1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

17-2 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じん発生施設の設置状況

粉じんに係る特定施設	施設数	
飼料等の製造用の粉砕施設及びふるい	0	
窯業土石又は鉱物の用に供する施設	破碎機・摩砕機	6
	ふるい	3
	堆積場	1
活性炭又は炭素製品の用に供する施設	0	
合計	10	
工場・事業場数	5	

※ 1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

18-1 ダイオキシン類環境調査地点（大気）



18-2 ダイオキシン類の経年変化（大気）

単位:(pg-TEQ/m³)

区分	調査地点	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	環境基準
一般環境	西小学校	0.34	0.24	0.083	0.089	0.048	0.051	0.056	0.045	0.045	0.035	0.052	0.025	0.016	0.014	0.028	0.6
	細谷小学校	0.19	0.17	0.080	0.073	0.049	0.035	0.043	0.048	0.035	0.026	0.037	0.019	0.014	0.014	0.036	
	泉が丘小学校	0.42	0.25	0.16	0.10	0.054	0.058	0.050	0.080	0.044	0.040	0.050	0.027	0.018	0.019	0.029	
	雀宮中学校	0.36	0.33	0.17	0.13	0.068	0.069	0.066	0.056	0.064	0.037	0.048	0.033	0.022	0.021	0.039	
	城山西小学校	0.15	0.12	0.048	0.060	0.052	0.037	0.035	0.036	0.030	0.032	0.032	0.018	0.013	0.010	0.020	
発生源周辺	清原東小学校	0.27	0.25	0.20	0.098	0.054	0.090	0.053	0.13	0.050	0.081	0.050	0.033	0.020	0.022	0.047	
	横川中学校	0.44	0.31	0.13	0.12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	宇都宮スケートセンター	—	—	—	—	0.066	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	川田水再生センター	—	—	—	—	—	0.082	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

【参考】全国のダイオキシン類環境調査結果（大気 平成23年度）

単位:(pg-TEQ/m³)

調査地点数	環境基準超過地点数	平均値
689	0	0.028

※ pg : (ピコグラム) = 1兆分の1 (g)

※ TEQ : (毒性等量) = ダイオキシン類には多くの種類の物質があり、毒性も異なるため、毒性を評価する際に、毒性の最も強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン類の毒性を1として換算して表す。

19 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況（大気）

特定施設の 種類	施設数
製鋼用電気炉	1
廃棄物焼却炉	23
合計	24
工場・事業所数	16

※ 1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

20 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査結果（大気）

区分	立入 検査 件数	分析結果		指導件数							
		適合	不適合	排出・ 管理 基準遵守	自主 分析 実施	申請 届出	施設等点 検・管理	処理施設 等設置・ 改善	管理 組織 体制	記録 整備	その他
製鋼用電気炉	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2.1 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に係る自主測定結果（大気）

産業系施設

工場・事業場名	特定施設種類	施設規模 (kVA)	測定結果					備考
			排出ガス量 (Nm ³ /日)	酸素 濃度 (%)	試料 採取日	排出ガス濃度		
						(ng-TEQ/Nm ³)	基準	
1 東京製鐵株 宇都宮工場	製鋼電気炉	50,000×2	10,968,000	20.3	H25.12.14	0.016	5	西
			11,688,000	20.4	H25.12.14	0.015	5	東

廃棄物焼却炉

工場・事業場名	施設規模		排出ガス測定結果					ばいじん等測定結果			備考
	焼却 能力 (kg/h)	火床 面積 (m ²)	排出 ガス量 (Nm ³ /日)	酸素 濃度 (%)	試料 採取日	排出ガス濃度		試料 採取日	試料 種別	ばいじん等濃度 (ng-TEQ/g)	
						(ng-TEQ/Nm ³)	適用 基準				
2 クリーンパーク茂原 (1号焼却炉)	5,417	27.54	744,000	7.9	H25.04.30	0.0011	0.1	H25.04.30	焼却灰	0.014	※
			112,000	7.1	H25.08.02	0.0002		H25.04.30	ばいじん	2.3	
			780,000	10.6	H26.01.06	0.00019		H25.04.19	焼却灰	0.22	
3 (2号焼却炉)	"	"	722,400	9.9	H25.04.19	0.00026	0.1	H25.04.19	ばいじん	1.3	※
			129,000	9.7	H25.07.26	0.0024		H25.04.19	焼却灰	0.019	
			696,000	9.9	H26.02.17	0.00012		H25.04.19	ばいじん	0.89	
4 (3号焼却炉)	"	"	636,000	7.1	H25.04.19	0.000091	0.1	H25.04.19	焼却灰	0.019	※
			110,000	6.8	H25.07.26	0.000086		H25.04.19	ばいじん	0.89	
			720,000	7.5	H26.01.06	0.0052		H25.04.30	ばいじん	0.0056	
5 (灰溶融設備)	1,667	10.46	-	-	-	-	0.1	H25.04.30	溶融スラグ	0.000050	※
								H25.04.30	焼却灰	0.00086	
6 南清掃センター (1号焼却炉)	5,833	25.8	840,000	12.1	H25.05.29	0.097	1	H25.05.29	ばいじん	1.4	※
7 (2号焼却炉)	"	"	784,800	12.0	H25.05.29	0.11		H25.05.29	焼却灰	0.0063	
								H25.05.29	ばいじん	1.6	
								H25.05.29	焼却灰	0.00074	
8 北清掃センター (2号焼却炉)	5,000	33.5								休止中	
9 川田水再生センター (汚泥焼却炉1号)										休止中	
10 (汚泥焼却炉2号)	3,334	18.1	554,400	17.1	H25.06.24	0.00036	5	H25.06.24	ばいじん	0.000074	※
11 東横田清掃工場	1,667	-	513,600	17.6	H25.05.14	0.0010	10	H25.05.14	焼却灰	0.00056	※
								H25.05.14	ばいじん	0.017	
12 県下水道資源化工場 (I系焼却施設)	3,750	11.34	79,200	15.6	H25.06.24	0.000011	1	H25.8.23	焼却灰	0.000029	※
			79,600	15.8	H25.08.23	0.0000017		H25.8.23	燃え殻	0.000086	
								H25.8.23	汚泥	0.00012	
			77,200	15.6	H25.10.28	0.000011		H25.10.28	焼却灰	0.0000011	
			80,400	15.7	H26.03.7	0.0000051		H25.12.26	焼却灰	0.00040	
13 (II系焼却施設)	"	7.065	82,800	16.1	H25.05.25	0.00071	1	H25.05.25	焼却灰	0.000023	※
			88,800	16.6	H25.09.24	0.00037		H25.12.26	焼却灰	0.000039	
			81,600	16.1	H25.11.30	0.00049					
			83,600	16.0	H26.01.20	0.0000044		H26.1.20	焼却灰	0.00010	
14 (I系溶融施設)	500	1.76								休止中	
15 県央家畜保健衛生所	193	3.07	8,440	9.6	H26.01.23	0.032	5	H26.1.24	焼却灰	0	※
16 緑化技研工業株	190	1.89	2,810	10.9	H26.04.24	0.24	5	H26.04.25	焼却灰	0.12	排出ガス量 = ml/h
								H26.04.25	ばいじん	0.22	
17 国土環境開発株 篠井工場	250	3.6	69,600	17.5	H26.01.23	0.064	10	H26.1.24	焼却灰	0.036	※
								H26.1.24	ばいじん	0.79	
18 株栃木県畜産公社	125	1.9	2,380	12.7	H25.09.24	0.081	5	H25.09.24	焼却灰	0.0048	※
								H25.09.24	ばいじん	0.0028	
19 デュボン株 宇都宮事業所	5	2.1	2,400	15.6	H25.04.22	0.045	5	発生量が僅かで測定不可			※
20 株マルハニチロ食品	99	1.99	75,100	16.9	H25.12.17	0.040	10	発生量が僅かで測定不可			※
21 大同化工機工業株 宇都宮工場	73	1.59									休止中
22 王子マテリア株 日光工場	1,548	1.9	117,600	11.7	H25.12.10	0.012	10	H25.12.10	ばいじん	0.99	※
								H25.12.10	焼却灰	1.1	
23 株日新製薬上河内工場											休止中
24 南竹澤建設											休止中
25 株セルクリーンセンター	5,000	17.4	847,200	12.2	H25.09.3	0.0033	0.1	H25.09.03	焼却灰	0.017	※
								H25.09.03	ばいじん	2.0	

※ 灰溶融設備の排出ガスを含む。

2. 水・土壌環境関係

1 水・土壌環境に係る環境基準

河川水質に係る環境基準（生活環境項目）

項目 類型	基準値				
	pH (-)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
A	6.5以上 8.5以下	2以下	25以下	7.5以上	1,000以下
B	6.5以上 8.5以下	3以下	25以下	5以上	5,000以下
C	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上	
D	6.0以上 8.5以下	8以下	100以下	2以上	

項目名	性質
pH(水素イオン濃度)	水質の酸性又はアルカリ性の程度を示す単位をいう。0 から 14 までの値をとり、7 を中性とし、それより大きいものをアルカリ性、小さいものを酸性とする。
BOD(生物化学的酸素要求量)	水中の微生物が汚染物質を分解するために必要な酸素量をいう。この数値が高いほど、その水中には汚染物質が多く、水質が汚濁していることを意味する。
SS(浮遊物質)	水中に浮遊している物質のことをいう。一定量の水をろ紙でこし、乾燥させて重量を測る。この数値が大きいほど、水質が汚濁していることを意味する。
DO(溶存酸素量)	水中に溶けている酸素量(分子状)をいう。溶存酸素量は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠なものである。汚染度の高い水中では、消費される酸素量が多いので、溶存酸素量は少なくなる。
大腸菌群数	動物の腸内にいる細菌グループの総称をいう。病原性のものと非病原性のものがある。人間又は動物の排泄物による水の汚濁を把握するために使用する。

主な河川の類型指定

河川名	地点	類型
田川	上の島橋, 大曾橋	A
	宮の橋, 鉄道橋, 孫八橋	C
御用川	昭和橋, 錦中央公園	C
釜川	つくし橋	C
山田川	末流	A
江川	腰抱地藏前, 新四号国道下, 平塚橋	B
姿川	こしじ橋, 鹿沼街道, 姿川橋	B
赤川	高速道下	指定なし
鎧川	能満寺西	B
新川	中央女子校西, 六道分岐点, 航空隊西, 南町西	指定なし
鬼怒川	柳田大橋, 桑島大橋	A
武子川	中町橋	B
西鬼怒川	西鬼怒川橋	A

河川水質（人の健康項目）・地下水水質に係る環境基準

項目	環境基準	
	河川水	地下水
カドミウム	0.003(mg/L)以下	0.003(mg/L)以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01(mg/L)以下	0.01(mg/L)以下
六価クロム	0.05(mg/L)以下	0.05(mg/L)以下
ヒ素	0.01(mg/L)以下	0.01(mg/L)以下
総水銀	0.0005(mg/L)以下	0.0005(mg/L)以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.03(mg/L)以下	0.03(mg/L)以下
テトラクロロエチレン	0.01(mg/L)以下	0.01(mg/L)以下
四塩化炭素	0.002(mg/L)以下	0.002(mg/L)以下
ジクロロメタン	0.02(mg/L)以下	0.02(mg/L)以下
1,2-ジクロロエタン	0.004(mg/L)以下	0.004(mg/L)以下
1,1,1-トリクロロエタン	1(mg/L)以下	1(mg/L)以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006(mg/L)以下	0.006(mg/L)以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1(mg/L)以下	0.1(mg/L)以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04(mg/L)以下	
1,2-ジクロロエチレン		0.04(mg/L)以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002(mg/L)以下	0.002(mg/L)以下
チウラム	0.006(mg/L)以下	0.006(mg/L)以下
シマジン	0.003(mg/L)以下	0.003(mg/L)以下
チオベンカルブ	0.02(mg/L)以下	0.02(mg/L)以下
ベンゼン	0.01(mg/L)以下	0.01(mg/L)以下
セレン	0.01(mg/L)以下	0.01(mg/L)以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10(mg/L)以下	10(mg/L)以下
ふっ素	0.8(mg/L)以下	0.8(mg/L)以下
ほう素	1(mg/L)以下	1(mg/L)以下
1,4-ジオキサン	0.05(mg/L)以下	0.05(mg/L)以下
塩化ビニルモノマー		0.002(mg/L)以下

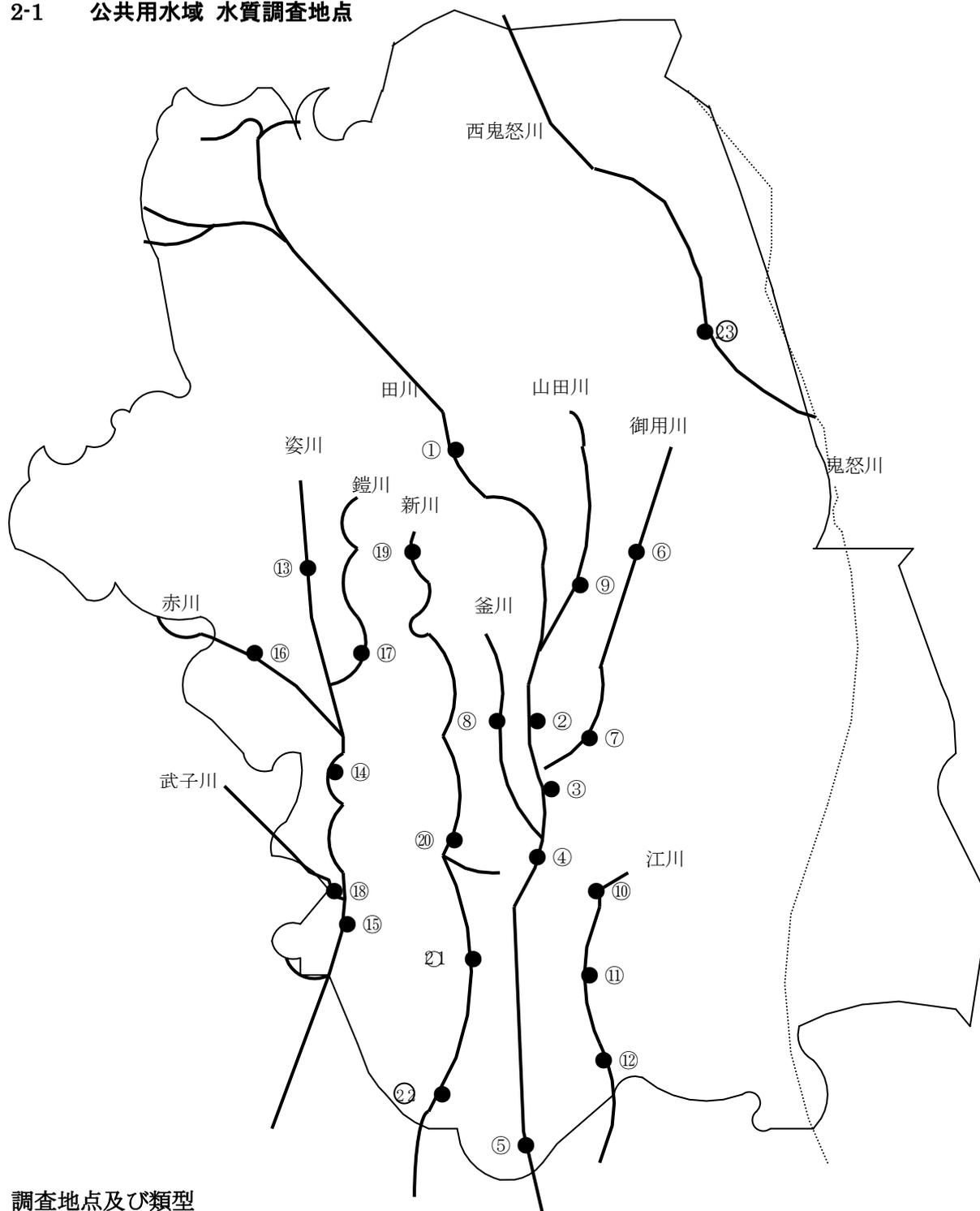
河川水等のダイオキシン類に係る環境基準

項目	環境基準
河川水	年平均値が 1(pg-TEQ/L)以下であること
河川底質	年平均値が 150(pg-TEQ/g)以下であること
地下水	年平均値が 1(pg-TEQ/L)以下であること
土壌	年平均値が 1,000(pg-TEQ/g)以下であること

※ pg : 1 (pg (ピコグラム)) = 1 兆分の 1 (g)

※ TEQ : TEQ (毒性等量) = ダイオキシン類には多種類の物質があり、毒性も異なるため、毒性を評価する際に毒性の最も強い 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性を 1 として換算して表す。

2-1 公共用水域 水質調査地点



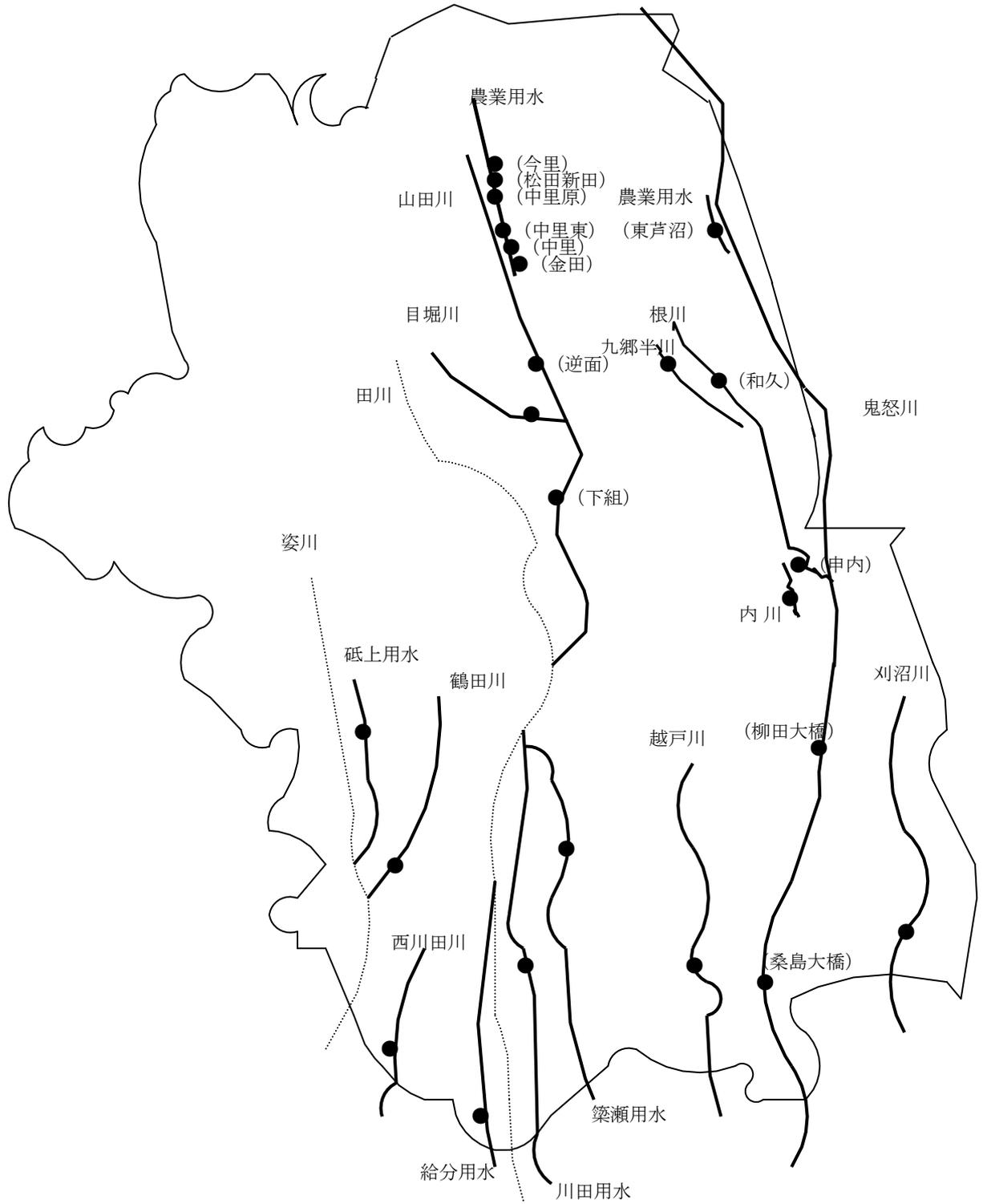
調査地点及び類型

No.	地点名	類型
①	上の島橋	A
②	大曾橋	
③	宮の橋	C
④	鉄道橋	
⑤	孫八橋	
⑥	昭和橋	
⑦	錦中央公園	
⑧	つくし橋	

No.	地点名	類型
⑨	末流	A
⑩	腰抱地藏前	B
⑪	新四号国道下	
⑫	平塚橋	
⑬	こしじ橋	
⑭	鹿沼街道	
⑮	姿川橋	
⑯	高速道下	-

No.	地点名	類型
⑰	能満寺西	B
⑱	中町橋	
⑲	中央女子校	-
⑳	六道分岐点	-
㉑	航空隊西	-
㉒	南町西	-
㉓	西鬼怒川橋	A

2-2 鬼怒川・中小河川 水質調査地点



3 公共用水域水質測定結果（生活環境項目）

単位：(mg/L) (大腸菌群数のみ(MPN/100mL))

河川名	地点名	達成期間	PH			DO			BOD			SS			大腸菌群数			全窒素		全りん		亜鉛			
			最小	m/n	平均	最小	m/n	平均	最小	m/n	75%値	最小	m/n	平均	最小	m/n	平均	最小	平均	最小	平均	最小	平均		
			最大			最大			最大			最大			最大			最大	n	最大	n	最大			
田川	上の島橋	A	7.4	0/12	7.7	8.6	0/12	10	0.7	1/12	1.2	<1	0/12	4	1,000	11/12	8,500					<0.001	0.002		
			8.0			12			2.4			10			26,000							0.004			
	大曾橋	A	7.3	0/12	7.6	8.6	0/12	11	<0.5	1/12	1.3	<1	0/12	3	1,200	12/12	6,700	1.7	2	1.8	0.054	2	0.058	<0.001	0.002
			8.1			12			2.2			7			16,000			1.9			0.062	2	0.062	0.007	
	宮の橋	C	7.5	0/12	7.8	8.5	0/12	10	0.8	0/12	1.6	1	0/12	5	1,400	-	12,000							<0.001	0.001
山田川	鉄道橋	C	7.5	0/12	7.7	8.5	0/12	9.8	0.7	0/12	2.1	<1	0/12	5	2,400	-	12,000							<0.001	0.003
			8.1			11			2.6			10			46,000								0.006		
	孫八橋	C	7.2	0/12	7.3	7.5	0/12	8.7	1.4	1/12	3.1	1	0/12	4	1,300	-	12,000	6.5	2	6.8	0.36	2	0.41	<0.001	0.009
			7.4			10			11			8			41,000			7.1			0.46	2	0.46	0.015	
	末流	A	7.2	0/12	7.5	8.3	0/12	10	<0.5	0/12	1.1	<1	0/12	4	200	11/12	7,100	1.5	2	1.6	0.037	2	0.041	<0.001	0.003
御用川			8.0			12			1.6			10			24,000			1.7			0.045	2	0.045	0.027	
	昭和橋	C	7.3	0/12	7.5	5.1	0/12	7.8	2.2	5/12	6.3	6	0/12	11	4,100	-	41,000							<0.001	0.003
			7.7			10			8.9			22			170,000									0.009	
釜川	錦中央公園	C	7.1	0/12	7.3	6.1	0/12	8.7	1.6	0/12	3.3	4	0/12	11	4,900	-	37,000	1.3	2	1.4	0.082	2	0.15	<0.001	0.002
			7.5			11			4.2			24			150,000			1.5			0.21	2	0.21	0.008	
姿川	つし橋	C	7.5	0/12	7.8	8.8	0/12	10	<0.5	0/12	1.0	<1	0/12	5	3,600	-	15,000	1.9	2	2.4	0.036	2	0.036	<0.001	0.002
			8.1			13			1.3			27			41,000			2.8			0.036	2	0.036	0.010	
	こじ橋	B	7.4	0/6	7.5	8.1	0/6	10	0.7	0/6	1.3	<1	0/6	4	970	4/6	11,000							<0.001	0.001
赤川			7.7			13			1.7			8			30,000									0.002	
	鹿沼街道	B	7.5	0/6	7.9	8.8	0/6	11	0.9	0/6	1.2	3	0/6	7	1,200	4/6	19,000							<0.001	0.002
			8.4			13			1.5			11			43,000									0.003	
新川	姿川橋	B	7.4	0/6	7.6	8.4	0/6	10	0.7	0/6	1.1	7	0/6	13	2,000	3/6	17,000	2.7	2	2.9	0.050	2	0.08	<0.001	0.003
			7.9			13			1.8			23			64,000			3.1			0.11	2	0.11	0.010	
鐘川	高速道下	-	7.4	-	7.5	8.2	-	10	0.9	-	1.5	1	-	7	1,300	-	18,000	2.6	2	3.1	0.075	2	0.081	<0.001	0.002
			7.7			13			1.8			16			51,000			3.5			0.086	2	0.086	0.003	
武子川	能満寺西	B	7.5	1/6	7.8	8.7	0/6	10	0.7	0/6	1.4	3	0/6	12	1,800	4/6	22,000	1.5	2	2.3	0.059	2	0.063	<0.001	0.003
			8.7			12			2.3			22			61,000			3.1			0.066	2	0.066	0.007	
新川	中町橋	B	7.0	0/6	7.4	7.9	0/6	9.7	0.7	0/6	1.3	<1	1/6	12	2,100	3/6	16,000	4.3	2	4.4	0.12	2	0.13	0.002	0.006
			7.7			12			2.0			37			61,000			4.4			0.14	2	0.14	0.010	
	中央女子高西	-	7.5	-	8.1	8.3	-	11	1.0	-	2.3	<1	-	6	85,000	-	1,200,000							<0.001	0.004
			8.7			13			2.4			12			3,200,000									0.008	
西鬼怒川	六道分岐点	-	8.2	-	8.8	8.7	-	11	1.5	-	2.1	<1	-	6	93,000	-	450,000							0.002	0.010
			9.4			15			4.1			15			1,500,000									0.032	
	航空隊西	-	7.7	-	8.4	9.2	-	13	1.1	-	1.6	<1	-	2	4,100	-	83,000							<0.001	0.002
			9.3			15			1.8			3			290,000									0.003	
江川	南町西	-	7.5	-	8.2	9.0	-	12	0.8	-	1.6	<1	-	1	2,000	-	26,000	2.3	2	3.2	0.024	2	0.032	<0.001	0.009
			9.1			17			1.7			2			72,000			4.1			0.039	2	0.039	0.020	
	腰抱地蔵前	B	7.2	0/6	7.6	3.1	1/6	7.5	1.0	1/6	1.7	<1	0/6	6	100	5/6	27,000							0.001	0.004
西鬼怒川			8.1			10			3.4			15			92,000									0.010	
	新4号国道下	B	7.2	1/6	7.8	7.4	0/6	11	0.7	0/6	1.5	3	0/6	8	2,300	3/6	17,000							<0.001	0.001
西鬼怒川			8.8			13			1.9			14			68,000									0.002	
	平塚橋	B	7.3	1/6	7.9	8.5	0/6	11	0.7	0/6	1.4	2	0/6	11	580	3/6	16,000	2.6	2	2.9	0.082	2	0.13	<0.001	0.003
西鬼怒川			8.9			12			2.0			18			72,000			3.2			0.18	2	0.18	0.006	
	西鬼怒川橋	A	6.9	0/12	7.5	8.8	0/12	10	<0.5	0/12	1.0	<1	1/12	5	2,000	12/12	11,000	0.54	2	0.87	0.030	2	0.042	<0.001	0.001
			8.2			12			1.5			30			32,000			1.2			0.054	2	0.054	0.003	

※ 類型:各水域ごとに定められた生活環境の保全に関する環境基準(赤川, 新川は適用なし)

※ C類型においては, 大腸菌群数に係る環境基準の設定なし

※ 達成期間:イ(直ちに達成), ロ(5年以内で可及的速やかに達成)

※ m:環境基準値を超えた回数, n:調査実施回数

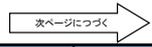
※ 平均:年平均値

※ 75%値:年間調査結果の75%の値

※ 全窒素, 全りん:環境基準は湖沼等が対象

※ 亜鉛:環境基準については, 類型指定された河川はなし

4 公共用水域水質測定結果（健康項目）



河川名	地点名	類型	達成期間	カドミウム		全シアン ※2		鉛		六価クロム		砒素		総水銀		アルキル水銀 ※3		PCB		ジクロロメタン		四塩化炭素		1,2-ジクロロエタン		1,1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン			
				m/n ※1	平均値	m/n ※1	最大値	m/n ※1	平均値	m/n ※1	平均値	m/n ※1	平均値	m/n ※1	平均値	m/n ※1	平均値	m/n ※1	平均値	m/n ※1	平均値	m/n ※1	平均値	m/n ※1	平均値	m/n ※1	平均値	m/n ※1	平均値	m/n ※1	平均値
				田川	大曾橋	A	イ	0/2	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.001	0/2	<0.01	0/2	<0.001	0/2	<0.0005			0/1	ND	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.01
御用川	錦中央公園	C	ロ	0/2	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.001	0/2	<0.01	0/2	0.002	0/2	<0.0005			0/1	ND	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.01	0/1	<0.004		
釜川	つくし橋	C	イ	0/2	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.001	0/2	<0.01	0/2	<0.001	0/2	<0.0005			0/1	ND	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.01	0/1	<0.004		
西鬼怒川	西鬼怒川橋	A	イ	0/2	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.001	0/2	<0.01	0/2	0.002	0/2	<0.0005			0/1	ND	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.01	0/1	<0.004		

※1 m：環境基準値を超えた回数，n：調査実施回数 / ※2 全シアンは，急性毒性を考慮して最高値で評価する。 / ※3 アルキル水銀は，総水銀が検出された場合に調査する。

単位:(mg/L)

1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1,3-ジクロロプロペン		チウラム		シマジン		チオベンカルブ		ベンゼン		セレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素		ほう素		1,4-ジオキサン	
m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値
0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/2	1.1	0/2	0.03	0/2	0.04	0/2	<0.005
0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/2	0.68	0/2	0.06	0/2	0.17	0/2	<0.005
0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/2	1.6	0/2	0.03	0/2	0.02	0/2	<0.005
0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.002	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/2	0.56	0/2	0.06	0/2	0.06	0/2	<0.005

5 公共用水域水質測定結果（特殊項目）

単位:(mg/L)

河川名	地点名	観測期間	n-ヘキササン抽出物質 【0.5】			フェノール類 【0.01】			銅 【0.01】			溶解性鉄 【0.1】			溶解性マンガン 【0.01】			クロム 【0.01】			アンモニア性窒素 【0.02】			界面活性剤 【0.05】		
			最小	k/n	平均	最小	k/n	平均	最小	k/n	平均	最小	k/n	平均	最小	k/n	平均	最小	k/n	平均	最小	k/n	平均	最小	k/n	平均
			最大			最大			最大			最大			最大			最大			最大			最大		
田川	大曾橋	A イ	<0.5	1/2	0.5	<0.01	0/2	<0.01	<0.01	1/2	0.01	<0.1	0/2	<0.1	<0.01	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	<0.02	1/2	0.03	0.05	2/2	0.07
	孫八橋	C ロ	0.5			<0.01		0.01				<0.1		<0.01			<0.01		0.03					0.08	2/2	0.09
山田川	末流	A イ																					<0.05	1/2	0.05	
御用川	錦中央公園	C ロ	<0.5	1/2	0.6	<0.01	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	<0.1	0/2	<0.1	<0.01	1/2	0.01	<0.01	0/2	<0.01	0.05	2/2	0.05	0.09	2/2	0.10
			0.6			<0.01		<0.01					<0.1		0.01			<0.01		0.05				0.11		
釜川	つし橋	C イ	<0.5	0/2	<0.5	<0.01	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	<0.1	0/2	<0.1	<0.01	1/2	0.02	<0.01	0/2	<0.01	<0.02	1/2	0.04	0.05	2/2	0.06
			<0.5			<0.01		<0.01					<0.1		0.02			<0.01		0.05				0.06		
姿川	姿川橋	B イ																					<0.05	0/2	<0.05	
赤川	高速道下	-																					<0.05	0/2	<0.05	
																								<0.05		
鐘川	能満寺西	B イ																					<0.05	0/2	<0.05	
新川	南町西	-																					<0.05	0/2	<0.05	
																								<0.05		
江川	平塚橋	B ロ																					0.07	2/2	0.07	
西鬼怒川	西鬼怒川橋	A イ	<0.5	1/2	0.6	<0.01	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	<0.1	0/2	<0.1	<0.01	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	<0.02	0/2	<0.02	0.05	2/2	0.06
			0.6			<0.01		<0.01					<0.1		<0.01			<0.01		<0.02				0.06		
武子川	中町橋	B イ																					<0.05	0/2	<0.05	

※ 特殊項目等は、環境基準や指針値なし
※ []: 下限値

※ k: 結果が定量下限値以上の回数, n: 年間調査回数
※ ND: 測定下限値未満

6-1 公共用水域水質測定結果（要監視項目）

単位：(mg/L)

物質名	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	指針値（*）
	河川名																
	地点名																
クロロホルム	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,2-ジクロロプロパン	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下
P-ジクロロベンゼン	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下
イソキサチオン	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0.008 以下
ダイアジン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下
フェニトロチオン	<0.0005	<0.0005	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
イソプロチオラン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
オキシ銅	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
クロロタロニル	<0.004	<0.004	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
プロピザミド	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0.008 以下
EPN	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
ジコロボス	<0.0001	<0.0001	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0.008 以下
フェノカルブ	<0.002	<0.002	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下
イプロベンホス	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0.008 以下
クロルニトロフェン	<0.0005	<0.0005	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	—
トルエン	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	0.6 以下
キシレン	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	※3	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下
ニッケル	※1	※2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.020	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001	<0.001	※4	※4	※5	—
モリブデン	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	0.07 以下
アンチモン	0.0010	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
塩化ビニルモノマー	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
エピクロロヒドリン	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0.0004 以下
全マンガン	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下
ウラン	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
フェノール	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
ホルムアルデヒド	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.03	<0.03	1 以下

※1 田川<0.001, 御用川 0.050, 釜川<0.001 ※2 田川 0.024, 御用川 0.003, 釜川<0.001 ※3 田川 <0.001, 御用川 0.001, 釜川 0.001, 西鬼怒川 <0.001

※4 田川 <0.001, 御用川 0.001, 釜川 0.001, 西鬼怒川 <0.001 ※5 田川 <0.001, 御用川 0.001, 釜川 0.001, 西鬼怒川<0.001

* 「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（平成5年3月8日 環水管21号）」及び「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）（平成16年3月31日 環水企発第040331003号・環水土発第040331005号）」なお、年度によって報告下限値が異なる場合、指針値の改正によるもの。

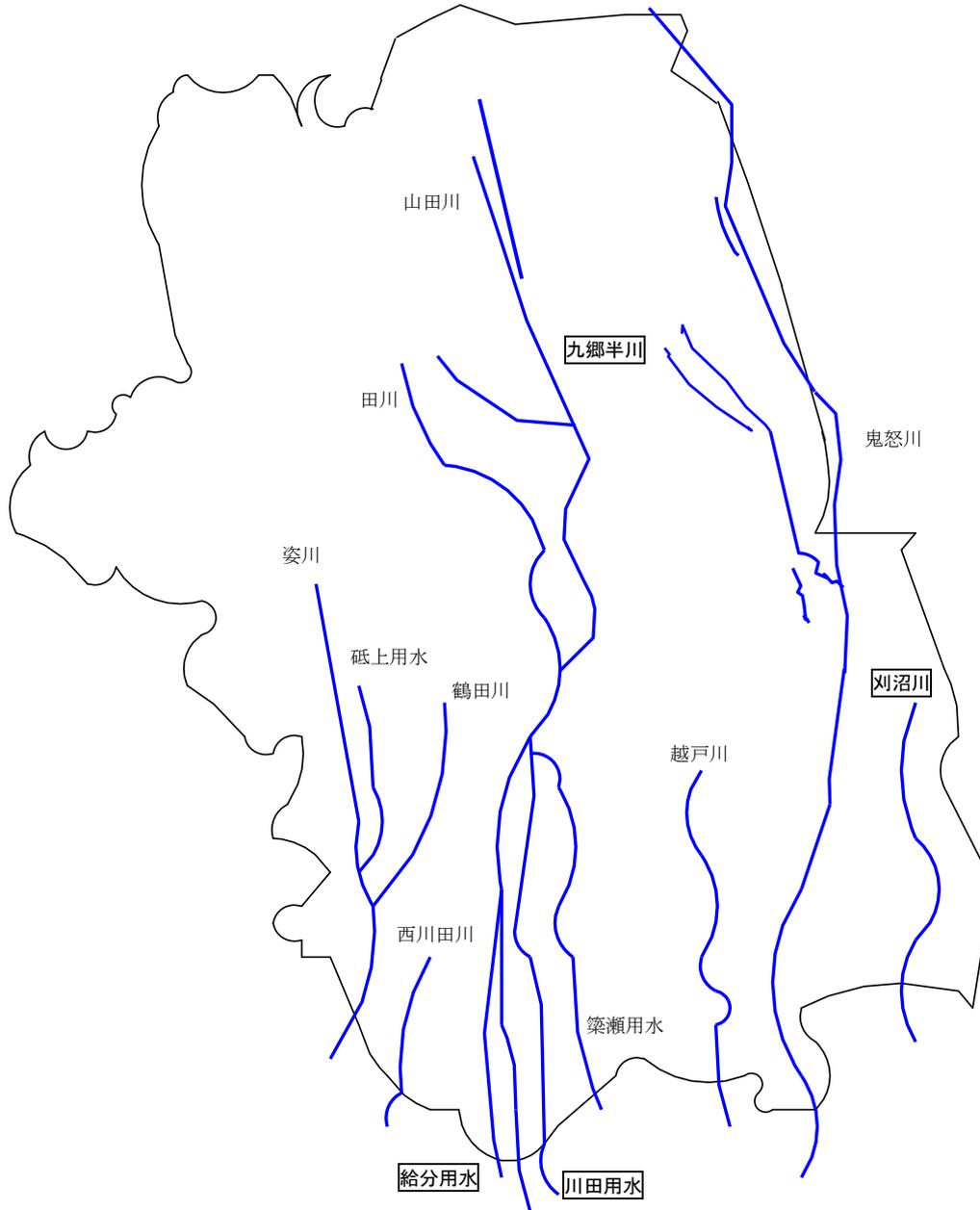
6-2 地下水水質測定結果（要監視項目）

単位：(mg /L)

物質名	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	指針値（※）
	御幸本町地内	宝木町地内	石井町地内	屋板町地内	鶴田町地内	瓦谷町地内	岩曾町地内	緑地内	屋板町地内	柳田町地内	岩曾町地内	
クロロホルム	<0.006	<0.006	<0.0006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06以下
1,2-ジクロロプロパン	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06以下
P-ジクロロベンゼン	<0.03	<0.03	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2以下
イソキサチオン	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0.008以下
ダイアジン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005以下
フェニトロチオン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
イソプロチオラン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
オキシ銅	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
クロタロニル	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
プロピザミド	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0.008以下
EPN	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
ジクロルボス	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0.008以下
フェノカルブ	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03以下
イプロベンホス	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0.008以下
クロルニトロフェン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	—
トルエン	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	0.6以下
キシレン	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4以下
フタル酸ジエチルヘキシル	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06以下
ニッケル	<0.001	0.014	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	<0.001	—
モリブデン	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	0.07以下
アンチモン	<0.0002	<0.0002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
エピクロヒドリン	-	-	-	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0.0004以下
全マンガン	-	-	-	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2以下
ウラン	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下

※ 「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（平成5年3月8日 環水管21号）」及び「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）（平成16年3月31日 環水企発第040331003号・環水土発第040331005号）」
 なお、年度によって報告下限値が異なる場合、指針値の改正によるもの。

7-1 中小河川 水質調査地点



7-2 中小河川水質測定結果（生活環境項目）

地点名	PH		DO		BOD		SS		全窒素	全りん
	最小	最大	最小	最大	最小	75% 最大	最小	平均		
刈沼川	7.1	9.5	9.7	<0.5	1.1	2	2	2.2	0.30	
	7.2	9.8		1.1						
川田用水	7.4	8.1	9.6	0.5	1.1	1	4	2.7	0.53	
	8.3	11		1.1		6				
給分用水	8.1	10	11	1.4	2.2	1	16	3.4	0.32	
	9.0	12		2.2		31				
九郷半川	7.2	10	11	0.6	1.2	1	8	0.86	0.10	
	7.6	12		1.2		15				

※ 単位：DO, BOD, SS, 全窒素及び全りん (mg/L), 大腸菌群数 (MPN/100mL)

※ 平均：年平均値

8-1 鬼怒川水質測定結果（健康項目）

単位:(mg/L)

河川名	地点名	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素
鬼怒川	柳田大橋									
	桑島大橋									

測定しない

※ アルキル水銀は、総水銀が検出された場合に調査する。

8-2 鬼怒川水質測定結果（特殊項目等）

単位:(mg/L)

河川名	地点名	ほう素	n-ヘキサン抽出物質	フェノール類	銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	アンモニア性窒素	界面活性剤
鬼怒川	柳田大橋									
	桑島大橋									

測定しない

※ 環境基準や指針値なし

9 地下水水質測定結果（概況調査）



項目	飯山町	宮山田	上小倉	福岡町	上横倉町	下金井	逆面町	下田原町	宝木町
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
鉛	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
砒素	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀									
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2.4	0.35	1.3	1.2	1.7	1.9	1.1	1.8	2.9
ふっ素	0.02	<0.02	0.07	0.14	0.03	0.02	0.03	0.04	0.02
ほう素	<0.01	<0.01	0.05	<0.01	0.01	0.02	0.04	0.03	0.01
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002

※ 環境基準：地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年3月13日環境庁告示第10号，最終改正 平成21年11月30日環境庁告示第79号）

※ 調査項目のうち「1,2-ジクロロエチレン」（シス体とトランス体の和）は，環境基準の変更に伴い「シス-1,2-ジクロロエチレン」；

単位:(mg/L)

鶴田町	岩曾町	平松本町	野高谷町	上籠谷町	針ヶ谷町	西刑部町	環境基準
<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
							検出されないこと
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下
<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0015	<0.0005	1以下
<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.010	<0.002	0.03以下
0.0030	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0012	<0.0005	0.01以下
<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
4.4	2.1	3.7	1.3	3.1	5.9	3.7	10以下
0.02	0.03	0.04	0.03	<0.02	0.02	0.02	0.8以下
0.01	0.01	0.04	<0.01	<0.01	<0.01	0.03	1以下
<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05以下
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下

」から変更 (H22から)

10 地下水水質測定結果（定期モニタリング調査）



番号	地区	調査地点	項目	年度																			
				H3		H4		H5		H6		H7		H8		H9		H10		H11			
				6月	2月	6月	2月	7月	2月	6月	2月	6月	2月	6月	2月	6月	1月	6月	1月	6月	2月		
1	平出工業団地 地内	トリクロロエチレン	0.99	0.76	0.66	0.61	0.64	0.48	0.61	0.27	0.34	0.39	0.39	0.37	0.35	0.27	0.15	0.21	0.30	0.13			
		テトラクロロエチレン	0.019	0.011	0.010	0.012	0.016	0.014	0.023	0.015	0.018	0.013	0.024	0.014	0.016	0.013	0.013	0.012	0.010	0.0098			
		1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
2	平出町地内	トリクロロエチレン	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			
		テトラクロロエチレン	-	-	<0.0005	0.0005	0.0013	0.001	<0.0005	0.0028	<0.0005	0.0027	<0.0005	0.0010	<0.0005	0.0011	<0.0005	0.0050	<0.0005	0.0020			
		1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
3	野沢町地内	テトラクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	0.28	0.17	0.29	0.075	0.065	0.060	0.22	0.19	0.35	0.18	0.19				
		トリクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
4	江曾島町地内	テトラクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		トリクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
5	平出工業団地 地内	テトラクロロエチレン	-	-	1.4	1.0	1.6	1.0	1.1	1.0	0.80	1.3	0.78	0.94	0.83	0.83	0.75	0.69	0.55	0.33			
		トリクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
6	上桑島町地内	テトラクロロエチレン	-	-	0.0020	0.0057	0.0030	<0.0005	0.0034	0.0030	0.0018	0.0028	0.0080	0.0039	0.0017	0.0045	0.0020	0.0037	0.0025	0.0028			
		トリクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
7	石井町地内	テトラクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		トリクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
8	上桑島町地内	テトラクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		トリクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
9	下平出町地内	テトラクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		トリクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
10	東横田町地内	トリクロロエチレン	-	-	-	0.073	0.082	0.082	0.084	0.067	0.073	0.075	0.072	0.072	0.080	0.069	0.061	0.077	0.084	0.084			
		1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		塩化ビニルモノマー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
11	上御田町地内	トリクロロエチレン	-	-	-	0.017	0.014	0.013	0.010	0.008	0.006	0.012	0.005	0.013	0.006	0.009	0.007	0.016	0.007	0.016			
		1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		塩化ビニルモノマー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
12	雀宮町地内	トリクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		塩化ビニルモノマー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
13	水堂町地内	トリクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.90	0.48	0.65	0.26	0.091	0.49	0.42			
		1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		塩化ビニルモノマー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
14	水堂町地内	トリクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.026	0.005	0.021	0.003	0.002	0.004	0.002			
		1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		塩化ビニルモノマー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				

1 1 ゴルフ場の農業使用に伴う水質測定調査結果



分析項目	A ゴルフ場		B ゴルフ場		C ゴルフ場		D ゴルフ場	
	排水	地下水	排水	地下水	排水	地下水	排水	地下水
殺虫剤	アセタミプリド (※)	<0.0018	<0.0018	<0.0018	<0.0018	<0.0018	<0.0018	<0.0018
	アセフェート (※)	<0.00063	<0.00063	<0.00063	<0.00063	<0.00063	<0.00063	<0.00063
	イソキサチオン	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
	イミダクロプリド (※)	<0.015	<0.015	<0.015	<0.015	<0.015	<0.015	<0.015
	エトフェンプロックス (※)	<0.0082	<0.0082	<0.0082	<0.0082	<0.0082	<0.0082	<0.0082
	クロチアニジン (※)	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025
	クワロピリホス	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	ダイアジノン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	チアマトキサム (※)	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047
	テオジカルブ	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
	テブフェノジド (※)	<0.0042	<0.0042	<0.0042	<0.0042	<0.0042	<0.0042	<0.0042
	トリクロロホン (DEP)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	ピリダフェンチオン (※)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	フェニトロチオン (MEP)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	ベルメトリン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ペンシルタップ	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	
殺菌剤	アゾキシストロビン (※)	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047
	イソプロチオラン (※)	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026
	イブゾジオン	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
	イミノクタジン (注1)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	エトリジアゾール (エクロメゾール)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	オキシ銅 (有機銅)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	キャブタン	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
	クロタロニル (TPN)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	クロネブ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	ジフェノコナゾール	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
	シプロコナゾール	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
	シメコナゾール (※)	<0.0022	<0.0022	<0.0022	<0.0022	<0.0022	<0.0022	<0.0022
	チウラム (チラム)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	チオファネートメチル	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
	チルザミド	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	テトラコナゾール	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	テブコナゾール (※)	<0.0077	<0.0077	<0.0077	<0.0077	<0.0077	<0.0077	<0.0077
	トリフルミゾール	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	トルクロホスメチル	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	バリダマイシン	<0.12	<0.12	<0.12	<0.12	<0.12	<0.12	<0.12
	ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	フルタニル (※)	<0.023	<0.023	<0.023	<0.023	<0.023	<0.023	<0.023
	プロビコナゾール	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	ベノミル	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	ベンシクロン (※)	<0.014	<0.014	<0.014	<0.014	<0.014	<0.014	<0.014
ボスカリド	<0.011	<0.011	<0.011	<0.011	<0.011	<0.011	<0.011	
ホセチル	<0.23	<0.23	<0.23	<0.23	<0.23	<0.23	<0.23	
ポリカーバメート	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
メタラキシル (注2) (※)	<0.0058	<0.0058	<0.0058	<0.0058	<0.0058	<0.0058	<0.0058	
メブロニル (※)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
雑草剤	アシュラム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	エトキシスルフロロン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	オキサジアルギル (※)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	オキサジクロメホン (※)	<0.0024	<0.0024	<0.0024	<0.0024	<0.0024	<0.0024	<0.0024
	カフェンストロール (※)	<0.0007	<0.0007	<0.0007	<0.0007	<0.0007	<0.0007	<0.0007
	シクロスルフアロン	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
	ジチオビル (※)	<0.00095	<0.00095	<0.00095	<0.00095	<0.00095	<0.00095	<0.00095
	シデュロン	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
	シマジン (CAT)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	テルブカルブ (MBPMC) (※)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	トリクロビル	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	ナブロバミド	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
	ハロスルフロメチル (※)	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026
	ピリブチカルブ (※)	<0.0023	<0.0023	<0.0023	<0.0023	<0.0023	<0.0023	<0.0023
	ブタミホス (※)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	フラザスルフロロン	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
	プロピザミド	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	ベンスリド (SAP) (※)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	ベンディメタリン (※)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	ベンフルラリン (ベスロジン)	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
	メコプロップ (注3) (※)	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047
	MCPA (注4)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
トリネキサバクエチル	<0.0015	<0.0015	<0.0015	<0.0015	<0.0015	<0.0015	<0.0015	

※ ゴルフ場で使用される農業による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針：平成2年5月24日 環水土第77号 環境庁水質保全局長通知(最終改正 平成25年6月18日 環水土：注1 イミノクタジナルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩/注2 メタラキシル及びメタラキシルM/注3 メコプロップカリウム塩(MCPPカリウム塩), メコプロップジメチルアミン塩(MCPPジメチルアミン塩), メコプロップPイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩/注4 M

12-1 水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置状況

業種	排水量			合計
	50(m ³ /日)以上	30~50(m ³ /日)	30(m ³ /日)未満	
鉱業、水洗炭業	1			1
畜産農業(※)	2	4	193	199
畜産食料品製造業	1		5	6
水産食料品製造業	1	1		2
保存食料品製造業	3		18	21
みそ、しょう油等の製造業	2		3	5
パン菓子製造業			2	2
米菓、こうじ製造業	1		16	17
飲料製造業	1		9	10
動物系飼料、有機質飼料製造業		1	1	2
動植物油脂製造業			1	1
めん類製造業	2		3	5
豆腐、煮豆製造業	2	1	7	10
冷凍調理食品製造業			2	2
たばこ製造業	1			1
繊維製品製造業	2		1	3
木材薬品処理業			1	1
パルプ、紙、紙加工品製造業	1			1
新聞、出版印刷業			7	7
合成樹脂製造業	1			1
写真感光材料製造業			1	1
有機化学工業製品製造業	1		1	2
医薬品製造業			2	2
農業製造業			1	1
自動車タイヤ、工業ゴム製品等製造業			1	1
ガラス製品製造業	3		3	6
セメント製品製造業			16	16
生コンクリート製造業	1		16	17
窯業原料精製業		1		1
砕石業	1		2	3
砂利採取業	3		3	6
鉄鋼業	2		1	3
非鉄金属製造業	2		4	6
金属製品製造業	7		17	24
空きびん卸売り業			2	2
水道施設			1	1
酸又はアルカリによる表面処理施設	14	3	35	52
電気めっき施設	2		6	8
旅館業	5	2	68	75
共同調理場に設置される厨房施設			1	1
弁当製造業			1	1
飲食店(食堂・レストラン)	8		5	13
飲食店(そば、うどん、すし、喫茶店)	1		1	2
洗濯業	4	1	81	86
写真現像業			10	10
病院			1	1
中央卸売市場			1	1
自動車分解整備事業	1		3	4
自動式車両洗浄施設			189	189
試験研究機関	3		19	22
一般廃棄物処理施設	1		1	2
産業廃棄物処理施設	1		1	2
トリクロロエレン等による洗浄施設			5	5
トリクロロエレン等による蒸留施設			1	1
し尿処理施設	44	1	3	48
下水道終末処理場	3			3
共同処理施設	2		1	3
合計	130	15	773	918

※ 畜産農業は、左より、50(m³/日)以上、15(m³/日)以上50(m³/日)未満、15(m³/日)以下

12-2 水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設の設置状況

	設置数
有害物質貯蔵指定施設	14

1 3 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設の設置状況

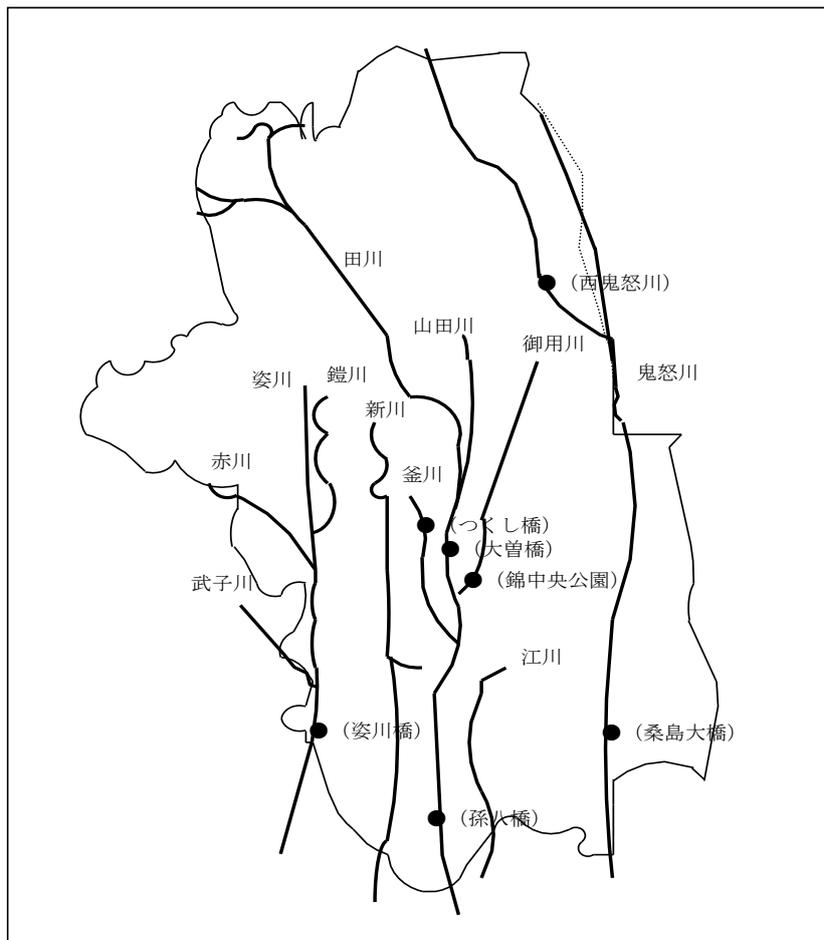
特 定 施 設	届 出 事 業 場 数		
	排 水 量 (m ³ /日)		合 計
	30以上	30未満	
工場又は事業場の用にひろく供する廃ガス洗浄施設, 湿式集じん施設, 湿式脱臭施設, 塗装水洗ブース	3	11	14
カレー粉, パン, 菓子又は麦芽の製造の用に供する原料処理施設	2	19	21
段ボール製造の用に供する貼合施設		1	1
プラスチック製品の製造の用に供する成形施設	1	3	4
石材の加工の用に供する研磨施設, 湿式切断施設	3	9	12
畜産食品又は飲料の製造の用に供する混合施設, 充てん施設	2		2
医薬品又は農薬の製造の用に供する混合施設, 充てん施設	0		0
化粧品, 歯みがきその他の化粧用調整品の製造の用に供する混合施設, 充てん施設	1		1
金属製品の製造の用に供する鑄造施設, 研磨施設		3	3
非鉄金属製品の製造の用に供する圧延施設		2	2
納豆製造業の用に供する原料処理施設, 湯煮施設	1	2	3
合 計	13	50	63

1 4 水質汚濁防止法等に基づく立入検査結果

区 分	立入検査 件 数	分析結果		指導等件数		
		適合	不適合	指導	改善警告	改善命令
電気メッキ	6	6	0	0	0	0
表面処理	27	27	0	0	0	0
し尿処理等	12	12	0	0	0	0
畜 房	0	0	0	0	0	0
食 品	12	11	1	1	0	0
生 コ ン	1	1	0	0	0	0
クリーニング	7	7	0	0	0	0
そ の 他	34	34	0	0	0	0
条例 (※)	6	6	0	0	0	0
合 計	105	104	1	1	0	0

※ 「栃木県生活環境の保全等に関する条例」に基づく汚水に係る特定施設

15-1 ダイオキシン類環境調査地点（河川水，河川底質）



15-2 ダイオキシン類の経年変化（河川水，河川底質）

河川水

単位:(pg-TEQ/L)

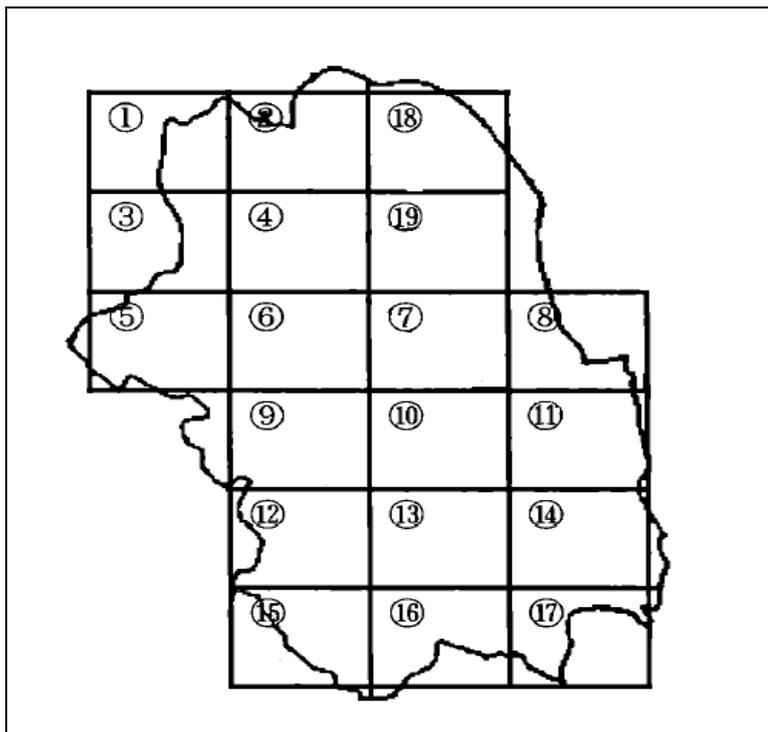
河川名	地点名	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	環境基準
田川	孫八橋	0.14	0.19	0.12	0.075	0.079	0.10	0.14	0.064	0.061	0.061	0.086	—	—	—	—	1□
	大曾橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.051	0.34	0.44	0.053	
御用川	錦中央公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.094	0.37	0.55	0.15	
釜川	つくし橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.13	0.35	0.13	0.083	
姿川	姿川橋	0.30	0.72	0.13	0.072	0.092	0.093	0.18	0.075	0.060	0.060	0.054	—	—	—	—	
西鬼怒川	西鬼怒橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.074	0.087	0.21	0.045	
鬼怒川	桑島大橋	0.28	0.18	0.066	0.068	0.069	0.069	0.076	0.025	0.050	0.050	0.073	—	—	—	—	

河川底質

単位:(pg-TEQ/g)

河川名	地点名	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	環境基準
田川	孫八橋	0.96	0.71	0.25	0.40	0.19	0.43	0.31	0.25	0.41	0.41	0.26	—	—	—	—	150
	大曾橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.69	0.34	0.16	0.13	
御用川	錦中央公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.72	0.42	0.44	0.31	
釜川	つくし橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.1	0.22	1.9	1.2	
姿川	姿川橋	0.5	0.42	0.33	0.47	0.19	1.3	0.44	0.30	0.27	0.27	0.66	—	—	—	—	
西鬼怒川	西鬼怒橋	—	—	—	—	—	—	—	—	0.29	0.29	0.34	0.55	0.16	1.2	0.15	
鬼怒川	桑島大橋	0.29	0.27	0.29	0.49	0.18	4.6	0.23	0.30	0.43	0.43	0.24	—	—	—	—	

15-3 ダイオキシン類環境調査地点（地下水，土壤）



15-4 ダイオキシン類環境調査地点（地下水）

単位:(pg-TEQ/L)

メッシュ	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	環境基準
1	-	-	-	-	-	0.065	-	-	0.046	-	-	0.042	-	-	1
2	-	-	-	-	0.065	-	0.022	-	-	0.046	-	-	0.042	-	
3	-	-	-	-	0.065	-	-	0.048	-	-	0.046	-	-	-	
4	0.022	-	-	-	-	0.065	-	-	0.046	-	-	0.065	-	-	
5	-	-	-	-	0.065	-	0.022	-	-	0.046	-	-	0.069	-	
6	-	-	-	0.066	-	-	-	0.048	-	-	0.046	-	-	0.042	
7	-	-	0.065	-	-	0.065	-	-	0.046	-	-	0.036	-	-	
8	-	0.061	-	-	0.065	-	0.022	-	-	0.046	-	-	0.042	-	
9	0.026 0.017	0.061	0.065	-	-	-	-	0.048	-	-	0.047	-	-	0.042	
10	0.025	0.061	0.065	0.066	-	0.065	-	-	0.046	-	-	0.035	-	0.042	
11	0.019	-	0.065 0.065	0.066	-	-	0.023	-	-	0.046	-	-	0.042	-	
12	0.046	0.061	-	0.067 0.066	-	-	-	0.048	-	-	0.046	-	-	0.042	
13	0.043	0.061 0.061	-	-	-	0.065	-	-	0.046	-	-	0.03	-	-	
14	-	0.061	0.065	-	-	-	0.025	-	-	0.046	-	-	0.042	-	
15	-	-	0.065	0.066	-	-	-	0.048	-	-	0.06	-	-	0.042	
16	-	-	-	0.066	-	0.065	-	-	0.046	-	-	0.6	-	-	
17	-	-	-	-	0.065	-	0.022	-	0.046	-	-	0.4	-	-	
18	-	-	-	-	-	-	-	0.048	-	0.046	-	-	0.042	-	
19	-	-	-	-	-	-	-	0.048	-	-	0.046	-	-	0.042	

※ 19メッシュに区分し，3年ローテーションで調査。

15-5 ダイオキシン類の経年変化(土壌)

単位:(pg-TEQ/g)

メッシュ	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	環境基準
1	-	-	-	-	-	-	0.21	-	-	2.5	-	-	0.45	-	-	1,000
2	-	-	-	-	-	0.25	-	5.5	-	-	4.7	-	-	1.7	-	
3	-	-	-	-	-	0.45	-	-	2.5	-	-	3.1	-	-	-	
4	-	4.0	-	-	-	-	3.0	-	-	1.1	-	-	4.3	-	-	
5	0.073	-	-	-	-	1.2	-	2.7	-	-	2.5	-	-	4.1	-	
6	1.9	-	-	0.16	1.1	-	-	-	1.1	-	-	1.3	-	-	1.9	
7	-	-	-	-	-	-	10	-	-	0.29	-	-	7.7	-	-	
8	-	-	13	-	-	0.14	-	1.3	-	-	1.1	-	-	0.55	-	
9	2.4□	4.7 3.0	4.7	1.2□	-	-	-	-	0.3□	-	-	0.073	-	-	0.027	
10	8.2	0.57	3.2	2.3	16	-	9.5	-	-	7.0	-	-	7.8	-	11	
11	-	5.2□	-	12 0.66	7.7□	-	-	2.6□	-	-	43	-	-	50	-	
12	-	0.35□	2.0□	-	4.5 4.6	-	-	-	7.0□	-	-	6.1	-	-	3.1	
13	-	1.0□	0.18 7.9	-	-	-	1.4□	-	-	4.3□	-	-	3.5	-	-	
14	4.2	-	0.89	1.3	-	-	-	1.7	-	-	2.0	-	-	1.5	-	
15	4.3	-	-	1.6	3.2	-	-	-	4.3	-	-	2.9	-	-	0.040	
16	-	-	-	-	1.5	-	23	-	-	2.0	-	-	3.9	-	-	
17	-	-	-	-	-	0.44	-	4.9	-	23	-	-	3.2	-	-	
18	-	-	-	-	-	-	-	-	2.0	-	2.6	-	-	2.8	-	
19	-	-	-	-	-	-	-	-	2.3	-	-	2.3	-	-	5.5	

※ 19メッシュに区分し、3年ローテーションで調査。2段書きは、2地点を調査。

【参考】全国のダイオキシン類に係る環境調査結果(平成24年度)

環境媒体	調査地点数	環境基準 超過地点数	平均値	
河川水	1571	30 (1.9%)	0.20	(pg-TEQ/L)
河川底質	1296	5 (0.4%)	6.8	(pg-TEQ/g)
地下水	546	2 (0.4%)	0.049	(pg-TEQ/L)
土壌	917	0 (0%)	2.6	(pg-TEQ/g)

※ pg (ピコグラム) = 1兆分の1(g)

※ TEQ (毒性等量) = ダイオキシン類には多くの種類の物質があり、毒性も異なるため、毒性を評価する際に、毒性の最も強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を1として換算して表す。

16 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況（水質）

特定施設	施設数
廃棄物焼却炉からの 廃ガス洗浄施設	17
廃棄物焼却炉における 灰貯留施設からの汚水処理施設	1
下水道終末処理施設	1
合計	19
工場・事業場数	6

※ 1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

17 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査結果（水質）

区分	立入 検査 件数	分析結果		指導内容								
		適合	不適合	排出・管理 基準遵守	自主分析 実施	申請届出	施設等 点検・管理	処理施設等 設置・改善	管理組織 体制	記録整備	その他	
水質基準適用施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

18 ダイオキシン類特別措置法に基づく特定施設に係る自主測定結果（水質）

工場・事業場名	特定施設 種類	廃棄物焼却炉		使用の状況			測定結果			
		焼却能力 (t/h)	日焼却量 (t/日)	1日当 使用時間	使用時間 間隔	月使用日数 (日/月)	日排水量 (m3/日)	試料 採取日	排水濃度 (pg-TEQ/L)	適用 基準
1 宇都宮市 川田水再生センター	廃棄物焼却炉からの 廃ガス洗浄施設	7	80	24	0	30	244,310	H25.6.24	0.00050	10
2 宇都宮市 東横田清掃工場	灰貯留施設からの 汚水処理施設	4	12	24	0	20	1,071	H25.5.14	0.00035	10

3. その他生活環境関係

1 騒音，振動，悪臭に係る環境基準等

騒音に係る環境基準

地域類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50(dB)以下	40(dB)以下
A及びB	55(dB)以下	45(dB)以下
C	60(dB)以下	50(dB)以下

(注)AAをあてはめる地域は、栃木県にはない。

新幹線騒音に係る環境基準

地域類型	基準値	指定区域	指定から除外する区域
I	70(dB)以下	軌道中心線から300(m)以内の区域	<ul style="list-style-type: none"> 線路が堀割で、沿線の住居に及ぼす騒音レベルが環境基準以下になる区域 工業専用地域，河川の地域 用途地域の定めのない地域で、かつ住居が存在しない区間が1,000(m)に及ぶ山林，原野，農業用地等
II	75(dB)以下	同上	<ul style="list-style-type: none"> トンネルの出入口から中央部方向へ150(m)以上の区域

航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (WECPNL) ※ 平成24年度まで	基準値 (dB) (Lden) ※ 平成25年度から
I (専ら住居の用に供される地域)	70以下	57以下
II (I以外の生活を保全する必要がある地域)	75以下	62以下

※ 栃木県は地域類型のあてはめを行っていない。

悪臭防止法に係る規制基準

規制地域	規制基準(臭気指数)
都市計画法第8条に基づく用途地域	15

2 騒音に係る特定施設の設置状況及び特定建設作業の状況

騒音に係る特定施設の設置状況

特定施設の種類	騒音規制法	栃木県生活環境の 保全等に関する条例
	施設数	施設数
金属加工機械	297	2,015
空気圧縮機及び送風機	1,689	2,582
土石用破砕機等	17	122
織機	0	6
建設用資材製造機械	2	19
穀物用製粉機	26	12
木材加工機械	129	121
抄紙機	12	4
印刷機械	425	58
合成樹脂射出成形機	132	242
鋳物造型機	2	12
クーリングタワー	0	1,012
合計	2,731	6,205
工場・事業場数	464	692

※ 1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

騒音に係る特定建設作業の状況

特定建設作業の種類	騒音規制法	栃木県生活環境の 保全等に関する条例
くい打ち機 等	4	2
さく岩機 等	31	5
空気圧縮機 等	5	0
コンクリートプラント アスファルトプラント	0	0
バックホウ	97	17
トラクターショベル	0	0
ブルドーザー	9	0
合計	146	24

3 振動に係る特定施設の設置状況及び特定建設作業の状況

振動に係る特定施設の設置状況

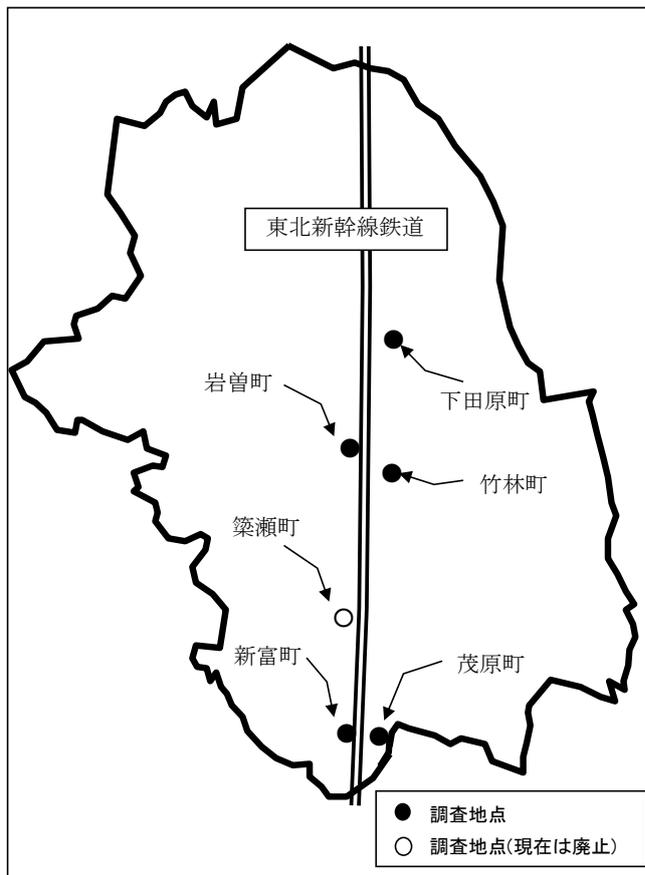
特定施設の種類	振動規制法	栃木県生活環境の 保全等に関する条例
	施設数	施設数
金属加工機械	502	1,050
圧縮機	349	752
土石用破碎機等	19	124
織機	1	6
コンクリートブロックマシーン等	0	14
木材加工機械	12	6
印刷機械	106	24
ロール機	0	9
合成樹脂射出成形機	144	214
鋳物造型機	2	17
合計	1,135	2,216
工場・事業場数	188	235

※ 1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

振動に係る特定建設作業の状況

特定建設作業の種類	振動規制法	栃木県生活環境の 保全等に関する条例
くい打ち機 等	5	5
舗装版破碎機 等	4	0
ブレーカー	35	7
合計	44	12

4-1 東北新幹線騒音振動調査地点



4-2 東北新幹線騒音の経年変化

次ページにつづく

年度		地域類型	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6
調査地点 (地域類型)	岩曾町	I	77	77	—	—	75	75	75	77	78	80	78	75	77
	竹林町	I	—	—	—	73	74	75	76	74	75	75	74	73	74
	新富町	I	64	—	76	77	76	75	74	73	72	73	74	75	71
	茂原町	I	75	—	—	74	75	75	75	74	74	75	74	74	74
	築瀬町	I	64	—	—	69	71	67	72	72	72	70	72	70	70
	下田原町	I	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ dB(デシベル) 騒音や振動の大きさを表す単位。

4-3 東北新幹線振動の経年変化

年度		地域類型	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6
調査地点 (地域類型)	岩曾町	I	54	53	—	—	51	52	54	52	52	52	51	56	53
	竹林町	I	—	—	—	48	49	49	51	51	55	51	49	50	51
	新富町	I	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	茂原町	I	47	—	—	—	49	50	48	49	49	49	48	50	49
	築瀬町	I	—	—	—	—	—	—	48	46	46	49	45	45	46
	下田原町	I	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ dB(デシベル) 騒音や振動の大きさを表す単位。

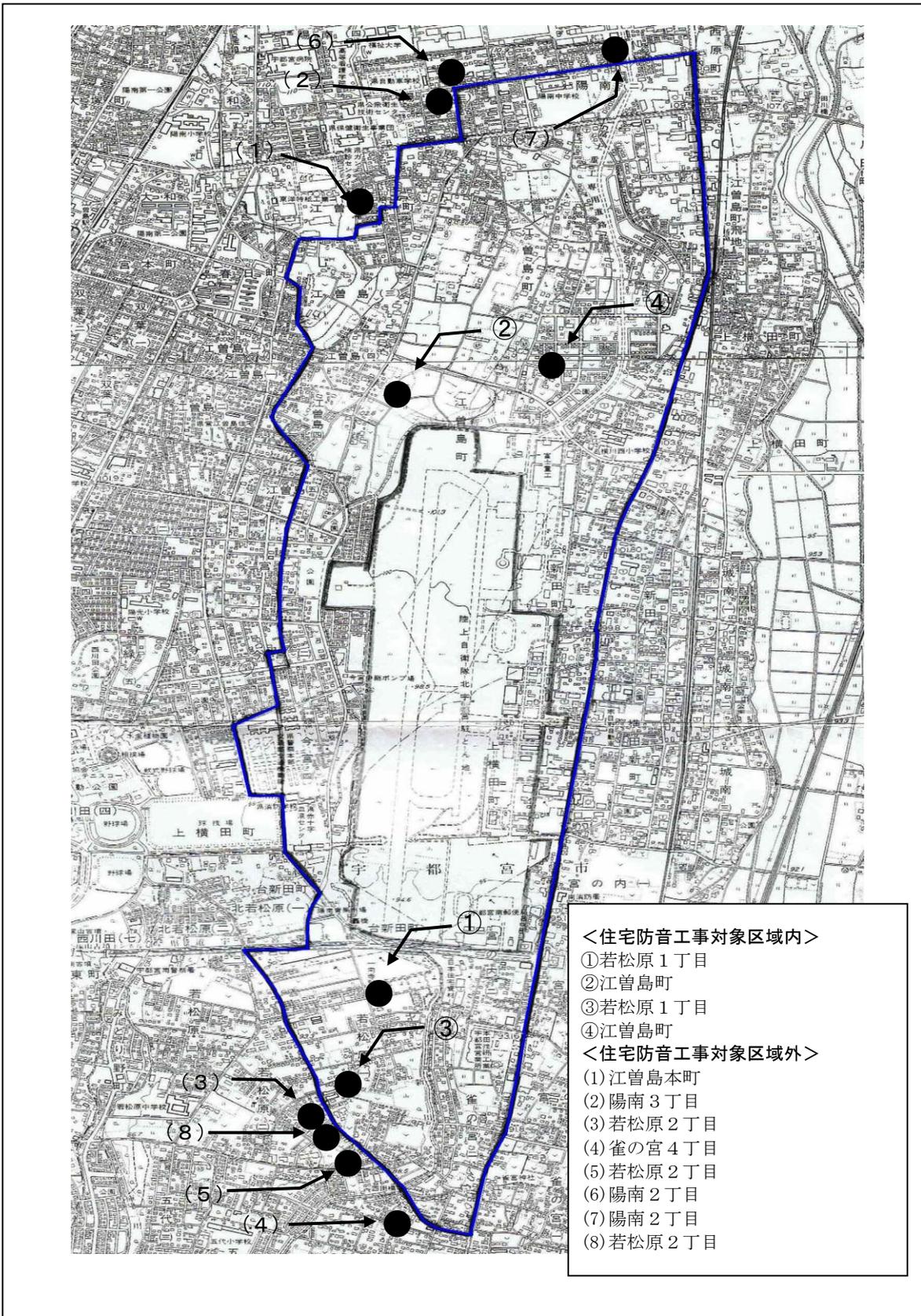
デシベル
単位:(dB)

H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	環境基準
76	76	75	76	74	-	74	-	74	-	71	-	73	-	72	-	73	-	74	70以下
74	74	75	75	74	-	75	-	73	-	73	-	73	-	70	-	73	-	75	
74	74	75	73	76	74	-	76	-	74	-	74	-	71	-	73	-	72	-	
75	75	76	75	75	74	-	76	-	76	-	74	-	74	-	71	-	71	-	
68	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	76	74	74	76	73	75	74	70	73	73	74	72	73	72	74	73	

デシベル
単位:(dB)

H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	勧告指針値
53	53	53	55	53	-	56	-	53	-	55	-	53	-	55	-	54	-	56	70以下
51	50	53	51	52	-	52	-	49	-	49	-	54	-	47	-	50	-	53	
-	-	50	54	54	52	-	56	-	53	-	50	-	49	-	54	-	50	-	
48	53	53	52	52	58	-	53	-	51	-	52	-	49	-	48	-	49	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	58	58	60	56	53	55	53	53	53	55	55	54	58	57	58	60	

5-1 航空機騒音測定地点



5-2 航空機騒音の経年変化

単位：WECPNL

		H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
住宅防音工事 対象区域内	① 若松原 1丁目	74.0	72.4	75.3	73.0	72.1	71.9	70.7	70.6	71.0	73.1	74.5	72.9	72.1	71.2	71.1	71.0	71.0	71.0	71.8	70.7
	② 江曾島町	70.0	69.3	70.4	69.8	69.6	67.8	68.3	70.0	70.6	70.0	69.7	69.7	69.7	69.8	69.9	70.3	69.8	68.8	69.5	69.5
	③ 若松原 1丁目	70.4	68.4	70.7	68.1	68.5	69.0	66.6	69.2	68.8	68.4	68.4	67.8	68.4	67.6	67.4	67.1	66.6	67.4	66.8	67.3
	④ 江曾島町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66.6	63.6	65.0	66.8
住宅防音工事 対象区域外	(1) 江曾島 本町	-	-	-	-	-	63.0	63.5	66.5	64.0	-	66.8	63.2	63.6	69.0	67.7	66.0	65.3	60.8	63.4	62.1
	(2) 陽南 3丁目	-	-	-	-	-	63.9	63.8	66.7	67.3	68.2	64.9	63.9	65.8	66.0	69.7	66.8	64.9	63.4	63.5	62.9
	(3) 若松原 2丁目	-	-	-	-	-	63.1	59.7	-	65.6	-	66.2	66.0	65.2	67.0	66.0	64.1	64.2	64.5	64.0	63.4
	(4) 雀の宮 4丁目	-	-	-	-	-	65.9	65.9	-	69.5	65.9	66.8	-	68.7	66.2	68.2	66.8	68.8	64.8	66.5	62.4
	(5) 若松原 2丁目	-	-	-	-	-	-	-	69.8	71.0	69.9	69.6	66.3	63.8	66.9	69.1	68.9	71.9	66.5	66.9	66.5
	(6) 陽南 2丁目	-	-	-	-	-	-	-	63.1	63.8	66.3	63.2	68.1	61.3	62.9	62.7	66.5	60.3	59.6	60.4	57.5
	(7) 陽南 2丁目	-	-	-	-	-	-	66.4	62.1	62.6	63.6	64.7	60.7	60.0	58.8	60.0	58.4	59.1	61.9	63.2	60.8
	(8) 若松原 2丁目	-	-	-	-	-	-	63.8	68.5	67.6	66.8	68.7	67.2	65.2	64.7	67.0	66.3	64.5	68.2	66.5	64.2

デシベル
単位：dB (Lden)

		H25																			
住宅防音工事 対象区域内	① 若松原 1丁目	56.1																			
	② 江曾島町	56.3																			
	③ 若松原 1丁目	53.2																			
	④ 江曾島町	53.9																			
住宅防音工事 対象区域外	(1) 江曾島 本町	48.6																			
	(2) 陽南 3丁目	54.4																			
	(3) 若松原 2丁目	50.1																			
	(4) 雀の宮 4丁目	52.0																			
	(5) 若松原 2丁目	50.9																			
	(6) 陽南 2丁目	44.5																			
	(7) 陽南 2丁目	47.8																			
	(8) 若松原 2丁目	51.3																			

参考：環境基準

地域の類型	基準値 WECPNL ※平成24年度まで	基準値 ^{デシベル} dB(Lden) ※平成25年度から
I	70以下	57以下
II	75以下	62以下

※ WECPNL・・・航空機騒音を表す単位。航空機騒音は単に騒音の大きさだけではなく、発生回数、発生時間帯などを考慮し、平均として総合的に評価することが環境庁告示により定められている。

※ Lden・・・個々の航空機騒音の単発騒音暴露レベルに時間帯ごとに重み付けを行い、1日の時間平均をとってレベル表現したもの。「航空機騒音に係る環境基準の一部を改正する告示」（環境省告示114号）により、平成25年度からWECPNLに代わり、Ldenで評価することとなった。

※ 航空機騒音に係る環境基準は、昭和48年2月27日付で告示され、飛行場周辺における航空機騒音による被害を防止するための発生源対策、障害防止対策等の各種施策を総合的に推進するに際しての目標となるべきものである。

※ Iにあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIにあてはめる地域は、I以外の生活を保全する必要がある地域とする。なお、栃木県では地域類型の当てはめを行っていない。

5-3 航空機騒音測定結果

デシベル
単位: dB (Lden※)

測定場所 測定期間	住宅防音工事対象区域内				住宅防音工事対象区域外									
	①	②	③	④	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
	若松原1丁目 第1種 住居地域	江曾島町 第1種 住居地域	若松原1丁目 第1種 中高層住居 専用地域	江曾島町 第1種 住居地域	江曾島本町 第1種 住居地域	陽南3丁目 第1種 住居地域	若松原2丁目 第1種 住居地域	雀の宮4丁目 第1種 中高層住居 専用地域	若松原2丁目 第1種 中高層住居 専用地域	陽南2丁目 準工業地域	陽南2丁目 準工業地域	若松原2丁目 第1種 中高層住居 専用地域		
H25年4月18日～ 5月15日	平成12年 5月から 常時監視	平成15年 6月から 常時監視	53.1	55.3										
H25年5月17日～ 5月30日									50.9	44.5				
H25年7月11日～ 8月7日			53.4	55.4										
H25年9月5日～ 9月18日						48.6	54.4							
H25年10月3日～ 10月30日			52.8	51.5										
H25年11月1日～ 11月14日								50.1	52.0					
H26年1月9日～ 2月5日			53.6	53.3										
H26年2月7日～ 2月20日												47.8	51.3	
年平均			56.1	56.3	53.2	53.9	48.6	54.4	50.1	52.0	50.9	44.5	47.8	51.3

※ Lden: 個々の航空機騒音の単発騒音暴露レベルに時間帯ごとに重み付けを行い、1日の時間平均をとってレベル表現したもの。
「航空機騒音に係る環境基準の一部を改正する告示」(環境省告示114号)により、平成25年度からWECPNLに代わり、Ldenで評価することとなった。
(飛行機の騒音について、聞こえ始めから聞こえ終わりまでの、人が受ける騒音エネルギーを測定・評価する指標)

6-1 自動車騒音環境基準達成率の経年変化

単位:(%)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	全国平均
環境基準達成率	85	84	85	86	88	87	87	87	93	85	89.0 (H24)

6-2 自動車騒音環境基準達成状況の評価結果(道路種類別)

	評価 区 間 延 長 (km)	評価 区 間 数 (区間)	評価結果(全体)					環境基準 達成率 (%)
			住居等 戸数 ①+②+③+④ (戸)	昼夜とも 基準値以 下 ① (戸)	昼のみ基 準値以下 ② (戸)	夜のみ基 準値以 下 ③ (戸)	昼夜とも 基準値 超過 ④ (戸)	
全体(住居等戸数)	362.5	132	32,102	27,377	890	288	3,547	85
道路種類別								
高速自動車国道	25.5	5	326	302	23	0	1	
一般国道	130.8	48	11,243	8,668	395	100	2,080	
都道府県道	202.7	77	19,326	17,225	447	188	1,466	
4車線以上の市町村道	3.5	2	1,207	1,182	25	0	0	

7 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭に係る特定施設の設置状況

悪臭に係る特定施設	施設数
飼料又は肥料製造施設	13
豚飼養施設	7
鶏飼養施設	17
動物性油脂又はゼラチン製造施設	14
鶏ふん乾燥施設	12
医薬品製造施設	4
合計	67
工場・事業場数	23

※ 1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

【参考】化学物質環境実態調査結果(河川水・河川底質)

環境省で田川の化学物質実態調査を実施しております。詳細は下記のホームページをご参照ください。

(環境省ホームページ「平成24年度版 化学物質と環境」)

http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/2012/tiikibetu_11.html

※ 過年度の調査結果について

<http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html>

8 公害等に係る苦情処理件数の経年変化

	公 害 関 係								その他
	騒音	振動	悪臭	ばい煙	粉じん	汚水	その他	合計	空き地の 適正管理
S51	39	3	24	19	5	13	7	110	—
S52	39	4	23	17	7	12	7	109	—
S53	52	2	41	29	8	11	7	150	—
S54	56	5	42	33	8	10	7	161	333
S55	51	3	22	27	2	6	5	116	566
S56	54	8	34	26	5	23	9	159	596
S57	80	4	44	26	8	17	13	192	439
S58	50	3	27	16	2	110	10	218	722
S59	57	5	27	15	3	18	6	131	450
S60	33	6	24	19	3	13	5	103	675
S61	14	0	10	5	0	21	3	53	289
S62	8	2	3	3	3	7	0	26	416
S63	9	1	2	2	0	11	1	26	302
H1	11	1	4	2	1	9	2	30	277
H2	11	0	5	0	1	13	4	34	301
H3	76	7	23	51	5	21	1	184	239
H4	56	4	23	32	5	17	4	141	244
H5	58	4	24	36	6	21	0	149	205
H6	56	6	45	44	6	18	0	175	242
H7	46	4	33	35	6	23	0	147	229
H8	58	6	40	44	4	21	3	176	187
H9	33	1	67	84	5	27	4	221	341
H10	53	4	46	154	2	17	1	277	359
H11	25	1	5	52	2	17	0	102	270
H12	18	2	17	59	0	19	0	115	222
H13	16	0	38	40	0	11	0	105	225
H14	16	1	16	38	1	10	0	82	163
H15	38	2	20	29	4	10	0	103	190
H16	48	1	28	40	1	11	0	129	222
H17	55	0	18	47	6	12	0	138	206
H18	41	2	21	16	8	9	0	97	224
H19	24	3	34	14	2	6	0	83	522
H20	31	3	24	22	4	4	0	88	501
H21	34	4	20	15	3	7	0	83	421
H22	39	1	16	12	3	4	0	75	435
H23	23	2	19	6	0	4	0	54	440
H24	26	0	24	0	6	4	0	60	474
H25	30	5	17	0	5	2	0	59	439

※ 平成12年度から(空き地の適正管理は平成19年度から)は、旧上河内町と旧河内町を含む(網掛け部分)。

4. 廃棄物関係

1 本市のごみ排出量の推移

年次	ごみ量(t/年)		排出量(総量) (t/年)	1人1日あたり (g/人日)
	資源物以外	資源物		資源物以外
平成12年度 (2000)	180,517.11	36,358.49	216,875.60	1,016
平成13年度 (2001)	186,871.75	42,845.89	229,717.64	1,047
平成14年度 (2002)	192,848.82	39,084.69	231,933.51	1,075
平成15年度 (2003)	195,755.10	36,409.96	232,165.06	1,085
平成16年度 (2004)	189,967.27	35,962.30	225,929.57	1,048
平成17年度 (2005)	188,128.71	38,582.28	226,710.99	1,025
平成18年度 (2006)	184,937.56	41,584.05	226,521.61	1,003
平成19年度 (2007)	173,080.12	37,443.63	210,523.75	935
平成20年度 (2008)	168,257.89	33,357.24	201,615.13	905
平成21年度 (2009)	164,308.05	31,957.33	196,265.38	883
平成22年度 (2010)	146,944.95	37,705.12	184,650.07	788
平成23年度 (2011)	150,982.91	36,671.34	187,654.25	806
平成24年度 (2012)	150,964.87	35,968.43	186,933.30	803
平成25年度 (2013)	152,068.58	36,299.77	188,368.35	807

資料(ごみ減量課)

2 本市のリサイクル率・最終処分量の推移

年次	資源化量 (t/年)	リサイクル率 (%)	最終処分量 (t/年)	最終処分率 (%)
平成12年度 (2000)	33,840.87	15.6	25,387.36	11.7
平成13年度 (2001)	36,400.88	15.8	29,882.78	13.0
平成14年度 (2002)	34,377.25	14.8	29,976.18	12.9
平成15年度 (2003)	32,496.55	14.0	29,079.54	12.5
平成16年度 (2004)	32,440.17	14.4	28,294.04	12.5
平成17年度 (2005)	35,268.24	15.6	27,574.06	12.2
平成18年度 (2006)	38,488.80	17.0	27,935.28	12.3
平成19年度 (2007)	34,667.47	16.5	26,096.56	12.4
平成20年度 (2008)	29,815.25	14.8	24,487.47	12.1
平成21年度 (2009)	29,699.10	15.1	22,446.87	11.4
平成22年度 (2010)	35,532.10	19.5	19,283.64	10.4
平成23年度 (2011)	33,843.05	18.0	22,386.00	11.9
平成24年度 (2012)	33,918.80	18.1	21,133.62	11.3
平成25年度 (2013)	35,991.45	19.1	19,251.21	10.2

資料(ごみ減量課)

【参考】全国の状況

年次	排出量(総量) (t/年)	1人1日あたり (g/人日)	資源化量 (t/年)	リサイクル率 (%)	最終処分量 (t/年)	最終処分率 (%)
平成12年度 (2000)	54,834,000	1,185	7,841,262	14.3	10,514,000	19.2
平成13年度 (2001)	54,681,000	1,180	8,202,150	15.0	9,949,000	18.2
平成14年度 (2002)	54,199,000	1,166	8,617,641	15.9	9,030,000	16.7
平成15年度 (2003)	54,271,000	1,163	9,117,528	16.8	8,452,000	15.6
平成16年度 (2004)	53,376,000	1,146	9,394,176	17.6	8,093,000	15.2
平成17年度 (2005)	52,730,000	1,131	10,018,700	19.0	7,332,000	13.9
平成18年度 (2006)	52,020,000	1,115	10,210,000	19.6	6,800,000	13.1
平成19年度 (2007)	50,820,000	1,089	10,300,000	20.3	6,350,000	12.5
平成20年度 (2008)	48,106,000	1,033	9,776,000	20.3	5,531,000	11.5
平成21年度 (2009)	46,252,000	994	9,502,000	20.5	5,072,000	11.0
平成22年度 (2010)	45,359,000	976	9,446,000	20.8	4,837,000	10.7
平成23年度 (2011)	45,390,000	975	9,300,000	20.4	4,820,000	10.6
平成24年度 (2012)	未公開	未公開	未公開	未公開	未公開	未公開

資料(環境省)

5. その他

1 本市の農業の推移

【旧宇都宮市】

面積単位:ha

	農家戸数 (専業, 兼業)	農家人口	経営耕地面積 (田, 畑, 樹園地)	1戸あたり 耕地面積
平成 2年 (1990)	6,450	31,984	8,981	1.39
平成 7年 (1995)	6,040	29,101	8,516	1.41
平成12年 (2000)	5,427	25,935	7,888	1.45
平成17年 (2005)	4,948	18,284	7,155	1.45
平成22年 (2010)	4,524	15,105	6,941	1.53

資料(農林業センサス)

【旧上河内町】

面積単位:a

	農家戸数 (専業, 兼業)	農家人口	経営耕地面積 (田, 畑, 樹園地)	1戸あたり 耕地面積
平成 2年 (1990)	1,121	5,466	1,931	1.72
平成 7年 (1995)	1,041	4,917	1,888	1.81
平成12年 (2000)	959	4,523	1,855	1.93
平成17年 (2005)	908	3,454	1,801	1.98
平成22年 (2010)	833	2,817	1,746	2.10

資料(農林業センサス)

【旧河内町】

面積単位:a

	農家戸数 (専業, 兼業)	農家人口	経営耕地面積 (田, 畑, 樹園地)	1戸あたり 耕地面積
平成 2年 (1990)	1,076	5,411	2,035	1.89
平成 7年 (1995)	1,011	4,896	2,012	1.99
平成12年 (2000)	916	4,457	1,898	2.07
平成17年 (2005)	840	3,222	1,820	2.17
平成22年 (2010)	784	2,701	1,783	2.27

資料(農林業センサス)

2 本市の河川の概要

一級河川

単位：km

河川名	延長	河川名	延長	河川名	延長	河川名	延長
エガワ モオカ 江川(真岡)	12.10	ゴ ヨウ カワ 御用川	5.30	アカボリ ガワ 赤堀川	17.60	シン カワ 新川	3.20
キヌガワ 鬼怒川	124.80	ヤマダガワ 山田川	18.00	エ ガワ 江川	30.57	タケンガワ 武子川	20.90
タ ガワ 田川	77.85	マエ カワ 前川	3.20	エガワハウスイロ 江川放水路	2.60	アカ ガワ 赤川	8.00
カマ ガワ 釜川	7.28	サカサ ガワ 逆川	6.30	ニシキヌガワ 西鬼怒川	13.80	ナツボガワ 奈坪川	9.15
カマガワハウスイロ 釜川放水路	1.60	トラミガワ 寅巳川	2.40	スガタ ガワ 姿川	40.20	イシ ガワ 石川	6.22
ヤタガワ 谷田川	1.23						

準用河川

河川名	延長	河川名	延長	河川名	延長	河川名	延長
シン カワ 新川	16.77	アサリガワシセン 求喰川支川	0.95	タツ ミ ガワ 辰巳川	0.74	ナガレガワ 流川	1.62
コエドガワ 越戸川	9.50	イサムライガワ 一侍川	1.286	ヒガシ カマ ガワ 東釜川	0.87	オオクボヤチガワ 大久保谷地川	1.26
ヒョウゴガワ 兵庫川	3.40	アイ タガワ 合の田川	1.83	ヤマ シタ ガワ 山下川	4.50	ニシカワダガワ 西川田川	4.19
シンボリガワ 新堀川	1.54	ウエ タケ ガワ 植竹川	1.30	ツル タ ガワ 鶴田川	4.75	コマ ニュウ ガワ 駒生川	2.735
ムカイガワ 向川	3.011	ウルワ カワ 美しの川	0.342	アサリ ガワ 求喰川	0.785	ヨロイガワ 鎧川	3.90
ニシ カワ 西川	1.81						

河川の種類と管理

種類	管理
一級河川	私たちの国土を守り、産業を発展させるうえで重要な河川で、国土交通大臣及び都道府県知事が管理している河川です。 (河川課では、一級河川の一部(釜川・御用川・奈坪川)の改修と維持管理を行なっています)
二級河川	一級河川以外の比較的流域面積が小さい河川で、都道府県知事が管理している河川です。(市内にはありません)
準用河川	一級河川及び二級河川以外の河川で、市民生活上、重要な河川を市町村長が指定し管理している河川です。 (河川課では、改修と維持・財産管理を行なっています)
普通河川	一級河川、二級河川及び準用河川以外の小さな河川で、市町村が機能及び維持・財産管理している河川です。 (河川課では、維持管理を行なっています)

第4部 資料編

1. 環境行政のあゆみ

年次	宇都宮市	国・県・その他
昭和 6		「国立公園法」制定
2 9	「公園条例」制定	「清掃法」制定
3 1	「文化財保護条例」制定	
3 2		「自然公園法」制定
3 3		「下水道法」制定 「公共用水域の水質保全に関する法律」制定 「工場排水等の規制に関する法律」制定
3 5	「西ごみ焼却場（下荒針清掃工場）」完成	
3 7		「ばい煙の排出の規制等に関する法律」制定
3 8	ごみ定時容器収集開始	
4 0	「下水道条例」制定	
4 1		「栃木県公害防止条例」制定
4 2		「公害対策基本法」制定
4 3	「屋根清掃工場」完成	「大気汚染防止法」, 「騒音規制法」制定
4 4	ごみ収集運搬業務の一部民間委託開始	
4 5	「河川愛護会」発足	「水質汚濁防止法」制定
4 6	「公害対策審議会」設置	「悪臭防止法」制定 「環境庁」設置 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定
4 7	「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定 下河原町に「公害研究所」を開設	「栃木県公害防止条例」制定 「国連人間環境会議」開催（ストックホルム） 「自然環境保全法」制定
4 8		「公害健康被害補償法」制定 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」制定 県下で初の光化学スモッグ被害発生（佐野, 栃木, 小山）
4 9		「国土利用計画法」制定 「栃木県酸性雨等に係る緊急措置暫定要綱」制定
5 1		「振動規制法」制定
5 2	「環境保全協定」締結	
5 5	「河内清掃工場」稼働開始 「環境保全条例」制定	
5 6	「緑の相談所」オープン	
5 7	小学校4年生社会科補助教材発行	
5 8	長岡最終処分場埋立開始	「浄化槽法」制定
5 9	「都市緑化基金」創立	
6 0	「東横田清掃工場し尿処理施設」竣工	
6 3	「新屋根清掃工場」稼働開始	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」制定 「第1回気候変動に関する政府間パネル」開催（ジュネーブ）
平成元	「生活排水処理計画」策定	
平成2		「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」制定 「地球温暖化防止行動計画」策定
平成3	「（財）グリーントラストうつのみや」設立 「都市景観基本計画」策定 「一般廃棄物処理基本計画」策定 「上水道基本計画」策定 「自然環境基礎調査」実施（～4年度）	「再生資源の利用の促進に関する法律」制定

年	月	宇 都 宮 市	国・県・その他
平成 4	4		「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」開催（リオデジャネイロ） 「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOX法）」制定 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」制定
平成 5	11		「環境基本法」制定
	12		「アジェンダ 21 行動計画」策定
平成 6	12		「環境基本計画（国）」策定
平成 7	3	「公害対策審議会」廃止，「環境審議会」設置 「環境管理計画」策定	
	4	平成のごみ改革 （5種9分別，半透明ごみ袋使用，粗大ごみ個別有料収集開始） 「大規模建築物等景観形成届出要綱」策定	
	6		「こどもエコクラブ」発足 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」制定
	12	「屋外広告物条例」制定	
平成 8	3	「騒音規制法」，「振動規制法」，「悪臭防止法」， 「栃木県公害防止条例」に係る規制指定 「一般廃棄物処理基本計画」改訂	「栃木県環境基本条例」制定
	4	産業廃棄物に関する事務開始	
平成 9	3	「環境モニター」制度創設 「環境活動推進協議会」設置	
	4	「空き缶等の散乱防止に関する条例」施行 「一般家庭用機械式生ごみ処理機購入補助制度」開始	
	6		「環境影響評価法」制定
	8	「環境配慮指針」策定	
	11	「第4次総合計画」策定	
	12	「栃木県央都市圏空き缶等散乱防止対策協議会」設置	「気候変動枠組条約第3回締約国会議」開催（京都） 京都議定書採択
平成 1 0	4	「農業振興地域整備計画」策定	
	10		「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定
	11		「気候変動枠組条約第4回締約国会議」開催（プエノスアイレス）
平成 1 1	3	西清掃事業所廃止 「中心市街地活性化基本計画」策定	「栃木県環境基本計画」策定 「栃木県環境影響評価条例」制定
	4	「自然環境基礎調査」実施（～12年度） 「森林整備計画」策定	
	6	「庁内環境配慮行動計画」策定	
	7		「ダイオキシン類対策特別措置法」制定 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」制定
	10		「気候変動枠組条約第5回締約国会議」開催（ボン）
	12	「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」制定	
平成 1 2	3	「緑の基本計画」策定	

年	月	宇 都 宮 市	国・県・その他	
平成12	4		「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に係る法律（容器包装リサイクル法）」完全施行	
	6	下荒針清掃工場稼働停止	「循環型社会形成推進基本法」制定	
	11		「気候変動枠組条約第6回締約国会議」開催（ハーグ）	
	12	「都市マスタープラン」策定	「環境基本計画（国）」策定（改訂）	
平成13	1		「環境省」発足	
	3	「新生活排水処理計画」策定 「住宅基本計画」策定 「一般廃棄物処理基本計画」改訂 公衆便所のバリアフリー化実施 クリーンパーク茂原（焼却ごみ処理施設、リサイクルプラザ）本格稼働	「栃木県地域新エネルギービジョン」策定 「栃木県環境学習指針」策定	
	4	クリーンパーク茂原内に環境学習センターオープン ペットボトル分別収集（5種10分別）開始	「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」完全施行 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」完全施行	
	5		「食品循環資源の再生利用等に関する法律（食品リサイクル法）」完全施行	
	6	全市立小中学校の給食用牛乳パック回収実施	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOX・PM法）」制定	
	9	「環境保全条例」廃止、「環境基本条例」制定 「空き地の適正管理に関する指導要綱」制定		
	10		「気候変動枠組条約第7回締約国会議」開催（マラケシュ）	
	12	本庁舎においてISO14001認証取得 「第2次生涯学習推進計画」策定 「都市景観ガイドライン」策定		
	平成14	2	「地域新エネルギービジョン」策定	
		3	「野外環境学習活動実行計画」策定 「生ごみ等減量化・資源化計画」策定	「地球温暖化対策推進大綱」策定
4		機構改革により、環境部が、環境企画課、環境保全課、資源循環推進課、廃棄物対策課、クリーンセンターに再編		
5			「土壌汚染対策法」制定 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」完全施行	
7			「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」制定	
8		「都心部ランドデザイン」策定		
11		「リサイクル推進員制度」創設	「気候変動枠組条約第8回締約国会議」開催（ニューデリー）	
12		全地区市民センターにおいてISO14001認証取得	「自然再生推進法」制定	
平成15	2	「環境基本計画」策定 「農業振興地域整備計画」改訂 「行政経営指針」策定 「うつつのみや百景」決定		
	3	「第4次総合計画改訂基本計画」策定 「環境学習基本指針」策定	「循環型社会形成推進基本計画（国）」策定 「栃木県エコスラグ有効利用促進指針」策定	

年	月	宇 都 宮 市	国・県・その他		
平成15	4	「家庭版環境ISO認定制度」スタート	「環境の保全の為の意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行		
		「学校版環境ISO認定制度」スタート			
		「市民活動助成基金制度」創設			
		「市民ボランティア活動保険制度」創設			
	5	「自転車利用活用基本計画」策定			
	10	「身近な生活圏の公園づくり指針」策定			
平成16	3	「緑地保全及び都市緑化推進の仕組みづくり」策定	「気候変動枠組条約第9回締約国会議」開催（ミラノ）		
		「資源物持ち去り防止要綱」制定			
		クリーンパーク茂原等7施設においてISO14001認証取得			
		「食料・農業・農村基本計画」策定			
	6	「都市観光推進プラン」策定		「栃木県水環境保全計画」策定	
	8	「大谷観光推進基本計画」策定			
10	「下水道事業基本計画」策定				
11	「うつのみや環境行動フォーラム」設立				
12	「市民協働指針」策定	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」の公布			
12	「地区行政の推進に係る大綱」策定				
平成17	2		「エコパーク板戸」稼働	「栃木県レッドデータリスト」公表	
			「エコパーク板戸」稼働		
	4		「市民協働指針」策定		「栃木県生活環境の保全等に関する条例」公布
			「地区行政の推進に係る大綱」策定		
		「事業所版環境ISO～ECOうつのみや21～」創設			
		「うつのみや人づくりビジョン」策定			
平成18	2	「飛山城史跡公園」オープン	「気候変動枠組条約第10回締約国会議」開催（プエノスアイレス）		
		「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」施行			
	3	「一般廃棄物処理基本計画」策定		「京都議定書」発効	
		「生活排水処理基本計画」策定			
		「文化振興基本計画」策定			
		「生活交通確保プラン」策定			
平成18	1	「環境情報提供促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」施行	「栃木県生活環境の保全等に関する条例」施行（一部10月1日施行）		
		「事業所版環境ISO～ECOうつのみや21～」創設			
	3	「うつのみや人づくりビジョン」策定		「気候変動枠組条約第11回締約国会議」開催（モントリオール）	
		「改正・大気汚染防止法（アスベスト飛散防止強化）」施行			
		「栃木県環境基本計画」改定			
		「栃木県地球温暖化対策地域推進計画」改定			
平成18	1	「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ第1回閣僚会議」開催（シドニー）	「改正・大気汚染防止法（揮発性有機化合物（VOC）排出規制）」施行		
		「石綿による健康被害の救済に関する法律（アスベスト救済法）」制定			
	3	「第三次環境基本計画（国）」策定		「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）」施行	
		「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）」施行			
		「新・国家エネルギー戦略」策定			
		「不法投棄未然防止推進計画」策定			
平成18	2	「不法投棄未然防止推進計画」策定	「気候変動枠組条約第12回締約国会議」開催（ケニア・ナイロビ）		
		「不法投棄未然防止推進計画」策定			
	4	「文化振興基本計画」策定		「第三次環境基本計画（国）」策定	
		「生活交通確保プラン」策定			
		「地区行政推進計画」策定			
		「大谷の奇岩群」名勝指定			
平成18	3	「市民協働推進計画」策定	「気候変動枠組条約第12回締約国会議」開催（ケニア・ナイロビ）		
		「不法投棄未然防止推進計画」策定			
	4	「文化振興基本計画」策定		「第三次環境基本計画（国）」策定	
		「生活交通確保プラン」策定			
		「地区行政推進計画」策定			
		「大谷の奇岩群」名勝指定			
平成18	5	「市民協働推進計画」策定	「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）」施行		
		「不法投棄未然防止推進計画」策定			
	7	「文化振興基本計画」策定		「新・国家エネルギー戦略」策定	
		「生活交通確保プラン」策定			
		「地区行政推進計画」策定			
		「大谷の奇岩群」名勝指定			
平成18	9	「市民協働推進計画」策定	「気候変動枠組条約第12回締約国会議」開催（ケニア・ナイロビ）		
		「不法投棄未然防止推進計画」策定			
	11	「文化振興基本計画」策定		「第三次環境基本計画（国）」策定	
		「生活交通確保プラン」策定			
		「地区行政推進計画」策定			
		「大谷の奇岩群」名勝指定			

年	月	宇 都 宮 市	国・県・その他	
平成19	2	「地球温暖化対策地域推進計画」策定 「宇都宮市役所“ストップ・ザ・温暖化プラン”」策定（旧庁内環境配慮行動計画） 「グリーン調達推進方針」策定		
		「食育推進計画」策定 「宇都宮城址公園」オープン		
			「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」施行	
		5		「21世紀環境立国戦略」策定
		6		
		8	「第1回もったいない全国大会」開催	
		9	「景観計画」策定	
		10		「改正特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン破壊・回収法）」施行
		11		「第3次生物多様性国家戦略」策定
		12		「気候変動枠組条約第13回締約国会議」開催（バリ）
	平成20	3	「第5次総合計画基本計画」策定 「ごみ処理基本計画」改訂 「住生活基本計画」策定 「地域教育推進計画（第3次宇都宮市生涯学習推進計画）」策定	「京都議定書目標達成計画」改定 「第2次循環型社会形成推進基本計画」策定 「栃木県環境学習・環境保全活動推進指針」策定 「とちぎの元気な森づくり憲章」制定
			「環境基本計画（改訂版）」策定 機構改革により、クリーンセンターが廃棄物施設課に変更	「とちぎの元気な森づくり県民税」創設 「エコツーリズム推進法」施行
「宇都宮市環境協定」締結			「エネルギー使用の合理化に関する法律」改正	
		6	「第2回もったいない全国大会」開催 「日本カーボンアクションプラットフォーム（JCAP）への参加	「生物多様性基本法」制定 「日本カーボンアクションプラットフォーム（JCAP）の設立
		7	「みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」施行 「路上喫煙等による被害の防止に関する条例」施行	北海道洞爺湖サミット開催 「低炭素社会づくり行動計画」策定
		8	「スイッチオフday」試行開始	
		10	「エコ通勤推進デー」施行	「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（農林漁業バイオ燃料法）」施行
		12	「低炭素都市推進協議会」参加	「改正地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 「気候変動枠組条約第14回締約国会議」開催（ポーランド） 「低炭素都市推進協議会」設立
平成21		3	「もったいない運動市民会議」設立 「生活環境保全推進計画」策定 「生活排水処理基本計画」改定 「バイオマスタウン構想」策定	「環境情報戦略」策定
			「低炭素型地域活力創造事業」創設	「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」施行
			「もったいないフェア」開催 「宇都宮都市交通戦略」策定	
			11	
		12		「気候変動枠組条約第15回締約国会議」開催COP15（デンマーク）
	平成22	3		「生物多様性国家戦略2010」策定

年	月	宇都宮市	国・県・その他
平成22	4	プラスチック製容器包装・紙パック・白色トレイ収集（5種13分別）開始 「第2次都市計画マスタープラン」策定	
	5		「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」公布
	9	「もったいないフェア」開催	「生物多様性とちぎ戦略」の策定
	10		「地球温暖化対策基本法案」閣議決定 生物多様性条約第10回締結国会議（COP10）
	11		気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）
	12	「自転車のまち推進計画」策定	栃木県が「EV・PHVタウン」に選定
平成23	2		「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（グリーン購入法基本方針）変更閣議決定
	3	「第2次環境基本計画」の策定 「第2次緑の基本計画」の策定 「文化振興基本計画」の改訂	「栃木県版レッドリスト」の改訂 「栃木県環境基本計画」の策定 「栃木県地球温暖化対策実行計画」の策定 「栃木県廃棄物処理計画」の策定 「とちぎ森林・林業・木材産業未来ビジョン2011」の策定 「栃木県生活環境の保全等に関する条例」の一部改正
	4		「環境影響評価法の一部を改正する法律」公布
	6		「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」公布
	8		「再生エネルギー特措法」公布 「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」施行 「放射性物質汚染対処特措法」公布及び一部施行
	9	「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」の策定 「もったいないフェア」開催	
	11		気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17） 「放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針」閣議決定
	12		栃木県が「再生可能エネルギービジネスモデル創造特区」に選定
平成24	3	「うつのみや産業振興ビジョン」の策定 「みんなでまちづくりプラン（第2次市民協働推進計画）」の策定 「第2次宇都宮市地区行政推進計画」の策定 「宇都宮市景観推進プラン」の策定	
	4		「第4次環境基本計画」の策定 「環境影響評価法の一部を改正する法律」施行
	6		国連持続可能な開発会議（リオ+20）
	8		「小型家電リサイクル法」公布
	9	「もったいないフェア」開催	
	11		気候変動枠組条約第18回締約国会議（COP18）
平成25	3	「宇都宮市一般廃棄物処理施設基本構想」の策定 「宇都宮市上下水道基本計画改定計画」を策定 「太陽光発電向け市有財産貸出事業」を実施	
	5		地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正
	9	「もったいないフェア」開催	
	11		気候変動枠組条約第18回締約国会議（COP19）
	11		地球温暖化対策推進本部が、2020年度の温室効果ガス削減目標を2005年度比で3.8%減を提示

2. 宇都宮市環境基本条例

平成13年 9月28日

条例第32号

宇都宮市は、遠く日光連山を望み、北西部の緑豊かな丘陵地、南東部の広大な平野及び鬼怒川、田川、姿川の清流が織りなす自然の恵みを受け、多くの先人たちのたゆみない歴史と文化の積み重ねにより、二荒の森を中心にして発展を遂げてきた。

しかし、今日、都市化の進展や生活様式の変化等に伴い、環境への負荷は高まり、都市型公害や生活型公害が顕在化している。また、人の活動により身近な自然が減少し、廃棄物の発生量の増大などが引き起こされ、さらには、地球温暖化やオゾン層の破壊などの問題が地球的規模で広がりを見せ、人類を含むすべての生物の生存基盤そのものを脅かすに至っている。

こうした環境に関する問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済システムやそれを支えている私たちのライフスタイルに根ざしており、その解決のためには、一人ひとりが日常生活の在り方を見直すとともに、環境をより良くするための行動を自ら実践することが必要となっている。

私たちは、健全で恵み豊かな環境の下に、等しく健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、人類の存続の基盤である環境を将来にわたって守り、育み、引き継いでいく大きな責務を有している。

このような認識の下、私たちは、「環境都市」の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、将来の世代にその環境を継承することができるよう環境の保全及び創造に関する基本的事項を定め、地域の自然的社会的条件に応じた施策を推進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民による役割分担と相互協力の下、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減し、限りある資源を循環できる持続可能な社会への転換を図るとともに、自然環境を保全し、人と自然とが共生する都市を形成するよう適切に行わなければならない。

2 環境都市の実現に向けた前項の目標を推進するに当たっては、人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、野生生物種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に対し、その支障の原因となるおそれのあるものを取り除き、又は改善する措置を講ずる等の環境の保全に貢献することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造について、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策

を策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、積極的に環境への負荷の低減及び地域の緑化の推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動において、ばい煙、汚水その他排出物等を適正に処理し、これらによる公害の発生を防止するとともに、廃棄物及び温室効果ガスの排出を抑制するほか、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動において、環境への影響が少なく、資源の再生に資する原材料、製品、役務等を積極的に利用するとともに、利用した製品その他の物が廃棄物になった場合に、その適正な処理を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 事業者は、その事業を行う区域内に緑地を確保するとともに、野生動植物の生態系に配慮し、自主的に樹木及び花きを植栽する等の人と自然とが豊かに触れ合う緑あふれる環境づくりに努めなければならない。

- 4 事業者は、市がこの条例に基づき実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、焼却煙及び騒音の発生の防止、廃棄物及び温室効果ガスの排出の抑制、資源及びエネルギーの節減その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 市民は、野生動植物の生態系に配慮し、自主的に樹木及び花きを植栽する等の人と自然とが豊かに触れ合う緑あふれる環境づくりに努めなければならない。

- 3 市民は、市がこの条例に基づき実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境への負荷を低減するための措置)

第7条 市は、事業者による事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止し、及び温室効果ガスの排出を抑制するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用のための措置)

第8条 市は、廃棄物の発生抑制、製品の再資源化並びに資源及びエネルギーの有効利用が図られるとともに、環境への影響が少なく、資源の再生に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう資源の循環的利用のために必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全及び生物の多様性確保のための措置)

第9条 市は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、野生動植物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(人と自然とが共生する都市を形成するための措置)

第10条 市は、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に位置付けられ、それぞれが相互に関わりあい、人と自然との豊かな触れ合いが保たれるよう人と自然との共生が図られる都市の形成に必要な措置を講ずるものとする。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策の推進

(環境基本計画)

第11条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向性

(2) 前号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ宇都宮市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境管理)

第12条 市長は、第2章の施策を実施するに当たっては、環境への負荷を低減し、環境の保全及び創造に資するため、環境を管理する制度を用いるとともに、事業者その他の者がその制度を導入できるよう促進に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第13条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第14条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(環境に関する教育の充実及び環境学習の推進)

第15条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう環境に関する教育の充実及び環境学習の推進に努めるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、市民及び事業者が行う地域の緑化、再生資源の回収その他の環境の保全及び創造に関する自主的な活動を促進するため、情報の提供に努めるものとする。

(施策の総合的な調整及び効果的な推進)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な調整及び効果的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第18条 市は、環境の保全及び創造を図るための施策のうち、広域的な取組みを必要とするものについて、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境の状況等の報告)

第19条 市長は、毎年度、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、公表するものとする。

第4章 環境審議会

第20条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、宇都宮市環境審議会（以下「環境審議会」という。）を置く。

2 環境審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 環境基本計画について、第11条第3項の規定に基づき意見を述べること。

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議すること。

3 環境審議会は、委員20人以内で組織する。

4 前3項に定めるもののほか、環境審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

(宇都宮市環境保全条例の廃止)

2 宇都宮市環境保全条例（昭和55年条例第42号）は、廃止する。

宇都宮の環境（平成25年度環境状況報告書）

発行年月日 平成26年10月
発行 〒320-8540
宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市 環境部 環境政策課
電話 028-632-2403
fax 028-632-3316